

令和 8 年 2 月 定例会

( 2 0 2 6 年 )

# 市議会議案參考資料

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	専決処分報告 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第7号）	5	－
議案第 1 号	吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	27	5
議案第 2 号	吹田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	29	13
議案第 3 号	吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	31	19
議案第 4 号	吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について	33	21
議案第 5 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	35	23
議案第 6 号	吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	41	39
議案第 7 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43	43
議案第 8 号	吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について	45	45
議案第 9 号	吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	47	49
議案第 10 号	吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	49	53
議案第 11 号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	51	59
議案第 12 号	高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について	53	61
議案第 13 号	佐井寺西地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1） 請負契約の一部変更について	55	63
議案第 14 号	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について	57	65
議案第 15 号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について	59	67
議案第 16 号	包括外部監査契約の締結について	61	69
議案第 17 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画の認可について	63	77
議案第 18 号	市道路線の認定について	89	79
議案第 19 号	令和8年度吹田市一般会計予算	－	97
議案第 20 号	令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算	－	319
議案第 21 号	令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算	－	－
議案第 22 号	令和8年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	－	－
議案第 23 号	令和8年度吹田市介護保険特別会計予算	－	329
議案第 24 号	令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	－	333
議案第 25 号	令和8年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	－	335
議案第 26 号	令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	－	339
議案第 27 号	令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	－	－
議案第 28 号	令和8年度吹田市水道事業会計予算	－	341
議案第 29 号	令和8年度吹田市下水道事業会計予算	－	377
議案第 30 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第8号）	93	415
議案第 31 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）	103	417

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 32 号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	261	—
議案第 33 号	令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）	285	—
議案第 34 号	令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）	303	—
議案第 35 号	令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	345	—
議案第 36 号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第2号）	367	—
議案第 37 号	令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第2号）	379	477
議案第 38 号	令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）	403	485

## 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案	は改正箇所
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるとおりとする。	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の家庭的保育事業等についての条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるとおりとする。	



## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要と関係条例等について

### 1 制度概要

令和6年（2024年）6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が令和8年度（2026年度）から新たな通園給付（乳児等のための支援給付）として全国的に実施されます。

本市においても、給付制度の創設に伴い、令和8年度（2026年度）から実施します。

#### （1）事業の目的

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため。

#### （2）事業内容

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず保育所等を一定時間利用できる制度

#### （3）対象児童

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない0歳6か月から満3歳未満の児童

#### （4）実施施設

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等

※1 認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。

※2 本市においては、当面、市内の認可の就学前教育・保育施設等において利用枠を確保する計画。

#### （5）実施方法

一般型（在園児合同実施又は専用室独立実施、独立施設実施）又は余裕活用型

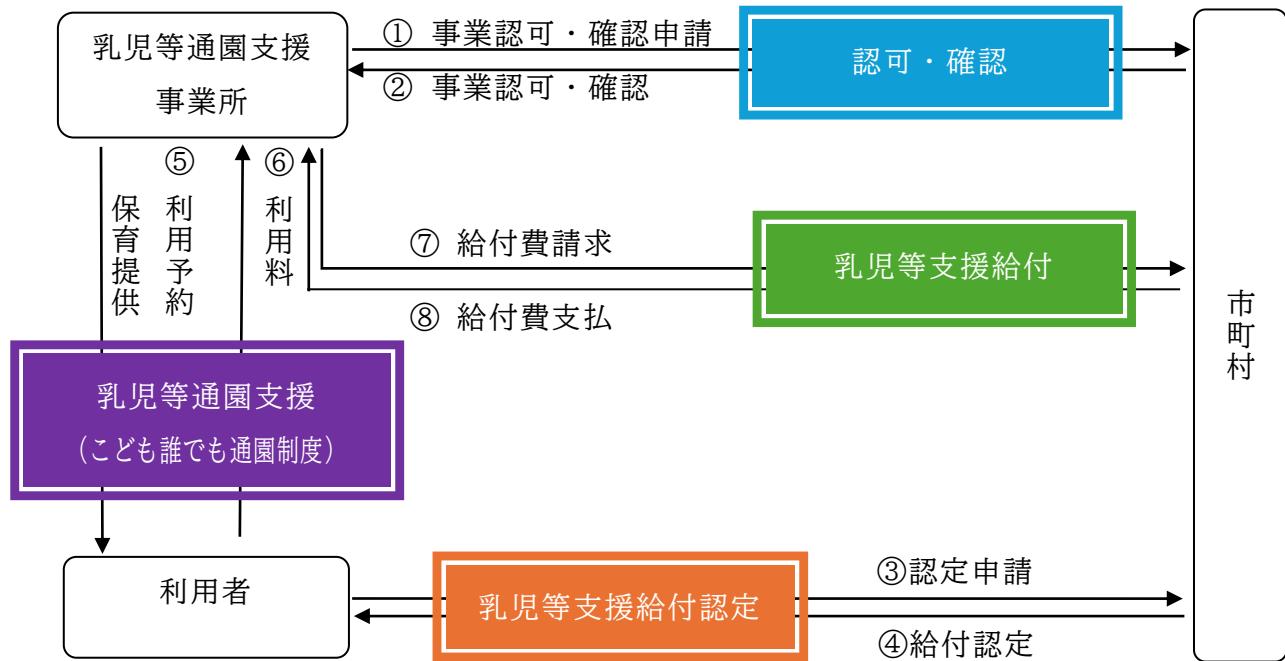
#### （6）利用可能時間

児童一人につき1か月最大10時間まで

#### （7）利用料

1時間当たり300円を標準に、事業所の提供内容に応じ、事業所が設定

## (8) 事業実施の流れ



- 民間事業者が事業を実施する場合には、市の事業認可・確認を受けることが必要
- 運営基準を満たすと認められる事業所には、市から乳児等支援給付費を支給（事業所による利用者代理受領）
- 対象児童が事業を利用する場合には、事前に市から給付認定を受けることが必要

## (9) 一時預かり事業との違い

乳児等通園支援事業	一時預かり事業
家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子供の育ちを応援するもの	保護者の立場からの必要性に対応するもの

## 2 利用の流れ

### (1) 認定申請（初回のみ）

乳児等通園支援給付認定申請を行い、市から給付認定を受ける。

### (2) 面談（初回のみ）

希望する事業所で面談を受ける。

### (3) 利用予約

希望する事業所の利用予約を行う。

### (4) 利用及び利用料の支払い

予約日に事業所に登園、事業所を利用し、利用料を支払う。

※ 認定申請、利用予約などについては、国が整備しているこども誰でも通園制度総合支援システムの活用を予定。

### 3 経過及び今後の予定

令和6年度（2024年度）	（国）制度の本格実施を見据えた試行的事業を開始
令和6年（2024年）6月	（国）子ども・子育て支援法等の改正
令和7年度（2025年度）	（国）地域子ども・子育て支援事業として位置づけ
令和7年（2025年）11月	（国）令和8年（2026年）4月1日施行の国改正設備運営基準・運営基準公布
令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）1月	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案に関するパブリックコメント
令和8年（2026年）2月	制度内容等の周知
3月	利用認定申請の受付開始
	関係条例の成立・公布
	事業認可・確認
4月	確認公示
	利用予約の受付開始

### 4 関係条例の制定及び一部改正の内容

#### （1）吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（制定）

##### ア 主な内容

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本事業に必要な設備、保育実施に係る面積、従事者や人数等の基準を定めます。

主な項目	内容
保育室の面積	<p>一般型</p> <p>0～1歳児：「乳児室」児童1人あたり1.65m<sup>2</sup>以上  「ほふく室」児童1人あたり3.3m<sup>2</sup>以上</p> <p>2歳児：児童1人あたり1.98m<sup>2</sup>以上</p> <p>余裕活用型</p> <p>各施設又は事業の基準による。</p>
人員配置基準	<p>一般型</p> <p>0歳児：児童3人につき1人  1～2歳児：児童6人につき1人</p> <p>※2分の1以上は保育士（保育士以外の者が従事するためには、子育て支援員研修新コースの修了が要件）  保育従事者が2人を下ることはできない</p> <p>余裕活用型</p> <p>各施設又は事業の基準による。</p>

本事業の実施に係る最低基準を定めるものであることや、保育所や家庭的保育事業、一時預かり事業等の基準との均衡を勘案し、国の基準「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」で定めるとおりとします。

ただし、利用定員に達しない保育所等が、この範囲内在園児と一体的に本事業を実施する場合（余裕活用型）は、当該施設・事業所に対する本市の基準を適用するものとします。

イ 施行予定日

公布の日

## （2）吹田市子ども・子育て支援法施行条例（一部改正）

ア 主な内容

### （ア）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、利用者との契約手続等の事業運営に関する事項や給付費の支給に関する事項（利用定員や情報の提供等の規定）に関する基準を定めます。

特徴的な項目	内容
面談	<p>利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子供及びその保護者的心身の状況及び子供の養育環境を把握するため、保護者との面談を行わなければならない。</p> <p>面談を行うに当たっては、予め運営規程の概要、職員の勤務の体制、費用等の重要事項を記載した文書を交付しなければならない。また、重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>
利用定員	事業者は1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定めるものとする。

本事業の運営に関し、特別に定めるべき本市特有の事情がないことから、国の基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」で定めるとおりとします。

### （イ）虚偽報告等に対する過料の設定

子ども・子育て支援法第82条の規定に基づき、事業者及び認定保護者（認定保護者で合った者を含む）の虚偽報告等に過料を科す規定を設けます。

イ 施行予定日

令和8年（2026年）4月1日

### (3) パブリックコメント

#### ア 実施期間

令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月9日（金）

#### イ 意見提出件数

36件（25通）

#### ウ 主な意見

- ・まずは国基準で実施すべき
- ・一般型・専用室独立実施等、市独自の基準を定めるべき
- ・民間園で実施すべき
- ・待機児童対策や在園児に対する保育を優先してほしい

## 5 予算内容及び予算額

### （1）乳児等のための支援給付

本事業の運営費として、市から確認を受けた事業所に乳児等支援給付費を支給

#### ア 利用人数（想定）

約126人／月

#### イ 主な給付単価

項目	内 容
基本分単価（児童一人1時間当たり）	0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円
初回対応加算（1回当たり）	0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円
保護者支援面談加算（1回当たり）	1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算 (1時間当たり)	生活保護世帯：300円上限 低所得世帯・要支援家庭：200円上限

※その他、障害児加算、医療的ケア児加算、要支援家庭のこども加算あり

歳出予算 21,998千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）施設型・地域型保育・乳児等支援給付費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）施設型・地域型保育・乳児等支援給付事業

節名称	予算額(千円)	説明等
扶助費	21,998	乳児等支援給付

歳入予算（特定財源） 19,247千円

（款）国庫支出金（項）国庫負担金（目）民生費国庫負担金

節名称	予算額(千円)	説明等
児童福祉費負担金	16,498	負担率3／4

（款）府支出金（項）府負担金（目）民生費府負担金

節名称	予算額(千円)	説明等
児童福祉費負担金	2,749	負担率1／8

(2) 乳児等通園支援事業所への巡回支援

新規参入施設等巡回支援の対象に乳児等通園支援事業所を追加し、新たに事業を実施する事業所に保育士（会計年度任用職員）が訪問し、保育内容及び保護者支援の方法等の確立を支援（現有体制で対応）

(3) 子育て支援員研修（仮称）乳児等通園支援コースの実施

乳児等通園支援事業の従事者の確保・育成のため、子育て支援員研修の（仮称）乳児等通園支援コースを実施

※保育士以外の者は本コースの修了が従事要件（経過措置あり）

歳出予算 454 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	454	研修運営委託費

歳入予算（特定財源） 226 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	226	補助率 1／2

吹田市行政手続条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案	は改正箇所
(聴聞の通知の方式) 第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	(聴聞の通知の方式) 第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	
(1) _____ 2 _____ (4) _____	(1) _____ 2 _____ (4) _____	
(1) _____ 2 _____ (4) _____	(1) _____ 2 _____ (4) _____	
3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、「公示事項」という。）を、規則で定めるところにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面上に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
(代理入) 第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者（同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	(代理入) 第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者（同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	

	現 行	改 正 案
2	$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 4 \end{array} \right\}$	$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 4 \end{array} \right\}$ ——略——
2	(参加人) 第17条	(参加人) 第17条
2	3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「 <u>参加人</u> 」と読み替えるものとする。	3 前条第2項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「 <u>参加人</u> 」と読み替えるものとする。
	(聴聞の主宰)	(聴聞の主宰)
2	第19条	第19条
2	2 次の各号のいづれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。	2 次の各号のいづれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
	(1) (3)	(1) (3)
	(4) 前3号に規定する者であつたことのある者	(4) 前3号に規定する者であつた者
	(5) (6)	(5) (6)
	(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
2	第22条	第22条
2	3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第4項中「不利益処分の名あて人とるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」	3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第4項中「不利益処分の名あて人とるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」

現 行	改 正 案
<p>と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知については、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「<u>第1項</u>」とあるのは「<u>第28条第1項</u>」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第16条第1項中「<u>前条第1項</u>」とあるのは「<u>第28条第1項</u>」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と、第18条第1項中「<u>当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を書きされることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）</u>」とあるのは「<u>当事者</u>」と、「<u>聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時</u>」とあるのは「<u>弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等</u>」と、第18条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第18条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>は、「<u>当該措置を開始した日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知については、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。</p>



議案第2号参考資料  
行政経営部企画財政室

吹田市行政手続条例の一部改正について

1 改正の理由及び内容

行政庁が許認可の取消し等の不利益処分をしようとする場合には、これを行う前に聴聞又は弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の通知を行う必要があります。

聴聞等を行う際は、その旨を書面により処分の相手方に通知する必要がありますが、当該相手方の所在が判明しない場合において、公示事項が記載された書面を一定期間市の掲示場に掲示することで通知が到達したとみなす、公示送達を行っています。

このたび、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、聴聞等の通知に係る公示送達についてデジタル化に対応できるよう行政手続法が改正され、本年5月21日に施行されることとなりました。

行政手続法と趣旨を同じくする吹田市行政手続条例についても、聴聞等の通知に係る公示送達において、現行の掲示場での書面掲示に加え、吹田市ホームページに掲載する方法等を可能とするよう、改正を行います。

あわせて、所要の規定整備を行います。

2 施行期日

令和8年(2026年)5月21日



吹田市立こども発達支援センター条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第5条 地域支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{---略---} \\ (3) \end{array} \right\}</math></p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(5) <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{---略---} \\ (7) \end{array} \right\}</math></p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 地域支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{---略---} \\ (3) \end{array} \right\}</math></p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(5) <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{---略---} \\ (7) \end{array} \right\}</math></p> <p>2</p>



吹田市子ども・子育て支援法施行条例現行・改正案対照表

現行	改正案	は改正箇所
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第3条 -----略-----	(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第3条 -----略-----	
	(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準) 第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準は、 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定め るどおりとする。	
(委任) 第4条 -----略-----	(委任) 第5条 -----略-----	
(過料) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合 を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若し くは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示を し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の 答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合 を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若し くは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示を し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の 答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証 の提出又は返還を求められてこれに応じない者		
	(1) 正当な理由なしに、法第13条（法第30条の3及び第30条の13 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若 しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件 の提出若しくは提示をし、又は法第13条の規定による当該職員の質問に対して、答弁 せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3及び第30条の13 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若 しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件 の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁 せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避した者 (3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2 項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求めら	

現	行	改	正	案	は改正箇所
	れてこれに応じない者				

( 2 )

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

現行	改正案	は改正箇所
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)	
第 8 条の 2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	<p>第 8 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。（政令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p>	

(基礎賦課総額)

第 9 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（保険料軽減規定（第 16 条の 2 及び第 16 条の 5 から第 16 条の 7 までの規定をいう。以下同じ。）により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額

ア ----- 略 -----

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において同

現 行	改 正 案
<p>負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付による費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ ク オ</p>	<p>いう。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付による費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ ク オ</p> <p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金等に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）を除く。）</p> <p>（2）当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア イ</p> <p>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るもの）及び同条の規定により交付される賃金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額</p> <p>ウ エ</p>
<p>ア イ</p> <p>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るもの）及び同条の規定により交付される賃金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額</p> <p>ウ エ</p>	<p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）を除く。）</p> <p>（2）当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア イ</p> <p>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るもの）及び同条の規定により交付される賃金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額</p> <p>ウ エ</p>

現 行	改 正 案
第10条 2 前項の規定により算定した <u>同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	第10条 2 前項の規定により算定した基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(基礎賦課額の保険料率) 第12条 2 前項の規定により算定した <u>同項の保険料率に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u> 3	(基礎賦課額の保険料率) 第12条 2 前項の規定により算定した <u>世帯別平等割の保険料率に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u> 3
(基礎賦課限度額) 第12条の2 第10条第1項の基礎賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額)	(基礎賦課限度額) 第12条の2 基礎賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額(以下「基礎賦課限度額」という。)を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額)

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

現 行	改 正 案
(2) -----略-----	(後期高齢者支援金等賦課額) 第12条の4 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。 2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。
(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第12条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) } -----略----- (2) } -----略-----	(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第12条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) } -----略----- (2) } -----略----- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額 イ } -----略----- ウ } -----略----- 2
(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の5の3 第12条の4第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されたいた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額を超えることができない。	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の5の3 第12条の4第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されたいた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて

現	行	改	正	案
準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	(1) _____ (2) _____	除した額を基準として算定した額とする。 (1) _____ (2) _____	除した額を基準として算定した額とする。	(1) _____ (2) _____
(介護納付金賦課額)	2	(介護納付金賦課額の算定)	2	(介護納付金賦課額の算定)
第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。	2	第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者(政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。	2	第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者(政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。
(介護納付金賦課額)	2	(介護納付金賦課額の算定)	2	(介護納付金賦課額の算定)
第12条の8 前条第1項の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割率を乗じて算定する。	2	第12条の8 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割率を乗じて算定する。	2	第12条の8 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割率を乗じて算定する。
(介護納付金賦課額の保険料率)	2	(介護納付金賦課額の保険料率)	2	(介護納付金賦課額の保険料率)
第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	(1) _____ (2) _____	第12条の9 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	(1) _____ (2) _____	第12条の9 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(介護納付金賦課限度額)	2	(介護納付金賦課限度額)	2	(介護納付金賦課限度額)
第12条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。	(1) _____ (2) _____	第12条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。	(1) _____ (2) _____	第12条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。
(子ども・子育て支援納付金賦課総額)	2	(子ども・子育て支援納付金賦課総額)	2	(子ども・子育て支援納付金賦課総額)
第12条の10 _____	2	第12条の10 _____	2	第12条の10 _____
第12条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(保険料輕減規定の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合に	2	第12条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(保険料輕減規定の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合に	2	第12条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(保険料輕減規定の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合に

現 行	改 正 案
	<p>あつては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額</p> <p>イ 第16条の7の規定により子ども・子育て支援納付金・賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により支拂われる賞付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>(子ども・子育て支援納付金・賦課額)</p> <p>第12条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金・賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びにその世帯に属する18歳以上被保険者 (政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金・賦課額について準用する。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金・賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条の13 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る</p>

現 行	改 正 案
<p>基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。  <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p>第12条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</p> <p>2 第12条第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p>第12条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超えることができない。</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条の12の額又は次条の7までに定める額（1世帯に属する被保険者若しくは第16条の5から第16条の7までに定める額若しくは第12条の7の額若しくは第12条の12の額又は次条の7までに定める額）に定める第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率</p>



現 行	改 正 案
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第 16 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第 12 条の 2 の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) ——————略—————</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た額を加えた額)に、305,000 円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額トイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア ] イ ——————略—————</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た額を加えた額)に、570,000 円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第 16 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) ——————略—————</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た額を加えた額)に、310,000 円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額トイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア ] イ ——————略—————</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た額を加えた額)に、560,000 円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度</p>

現 行	改 正 案
分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額	分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額
ア ) イ 2 3	ア ) イ 2 3
4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。 5 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項各号中「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」と、「被保険者均等割額の保険料率」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割の保険料率」と読み替えるものとする。
5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第16条の5 2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

現 行	改 正 案
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第12条第1項」とあるのは「第12条の5の2第1項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。 4 ——————略————— 5 第12条第3項の規定は、前項に定める額について準用する。 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
4 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。 5 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「第12条第1項」とあるのは「第12条の5の2第1項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。	(出産被保険者の保険料の減額) 第16条の6 当該年度において、その世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) ——————略—————
5 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。	2 第12条第2項の規定は、前項各号に定める額について準用する。 3 ——————略—————

現 行	改 正 案
3 -----略-----	4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額について準用する。
4 前1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいい」とあるのは、「出産被保険者をいい、介護納付金賦課被保険者である者に限る」と読み替えるものとする。
5 第1項から第3項までの規定は、「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	6 第1項から第3項までの規定は、この場合において、第1項中「被保険者均等割」とあるのは、「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。
6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。	7 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。
7 (1) -----略----- (2) -----略-----	8 第12条第2項の規定は、前項各号に定める額について準用する。 9 第10条第2項の規定は、第7項の基礎賦課額について準用する。 10 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 11 第7項から第9項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第7項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と読み替えるものとする。 12 第7項から第9項までの規定は、子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第7項第2号中「被保険者均等割」とあるのは、「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。
(1) -----略----- (2) -----略-----	(12)

現 行	改 正 案
<p>7 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</p> <p>8 第10条第2項の規定は、<u>第6項の基礎賦課額について準用する。</u></p> <p>9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「介護納付金賦課限度額」「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の14の12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被</p>	

現 行	改 正 案	は改正箇所
	<p>保険者均等割の保険料率（第16条の2、第16条の5又は前条の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、前項に定める額について準用する。</p>	

## 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

政令の一部改正（軽減判定所得基準の変更、及び子ども・子育て支援納付金制度の創設）に伴い、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### （1）軽減判定所得基準額の変更

##### ア 概要

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割の保険料のそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。そのうち、5割及び2割軽減について、軽減判定所得額の見直しを行います。

##### （ア）5割軽減の軽減判定所得基準

###### 【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+30万5千円×（被保険者数）以下



###### 【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+31万円×（被保険者数）以下

##### （イ）2割軽減の軽減判定所得基準

###### 【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+56万円×（被保険者数）以下



###### 【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+57万円×（被保険者数）以下

### イ 軽減判定所得額引き上げに伴う影響

軽減判定所得額が拡大されることに伴い、保険料軽減に係る対象世帯が広がります。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、約20,100世帯→【改正後】約20,220世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約120世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約50世帯

※令和8年（2026年）1月8日現在の推計

## (2) 子ども・子育て支援納付金について

### ア 概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料と合わせて、子ども・子育て支援納付金の拠出を求める制度です。

財政支援としては、医療保険制度の介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担当等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置が講じられます。

### イ 賦課・徴収

医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金賦課額は、保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、保険者が設定することとなっています。大阪府内の市町村では、介護納付金賦課額と同様に二方式を採用し、所得割及び均等割で徴収します。

また、国民健康保険における子ども・子育て支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満の子どもに係る子ども・子育て支援納付金の均等割額を10割軽減し、当該軽減額を18歳以上の被保険者に賦課することにより、子どもがいる世帯への負担が軽減されます。

### ウ 影響

#### (ア) 子ども・子育て支援納付金に係る市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

所得割率 0.28%

均等割額 1,841円（年額）

#### (イ) 1人当たり府内平均保険料比較（対前年度比）

		令和8年度 (2026年度) 本算定	令和7年度 (2025年度) 本算定	対前年度差額	対前年度比
府内平均		163,911円	162,164円	+1,747円	+1.1%
内 訳	医療分	98,222円	98,556円	▲334円	▲0.3%
	後期分	31,580円	31,748円	▲168円	▲0.5%
	介護分	30,890円	31,860円	▲970円	▲3.0%
	子ども分	3,219円	—	+3,219円	—

## 3 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

吹田市保健所事務手数料条例現行・改正案対照表

現行	改正案
<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第16条</p> <p>6</p> <p>7 法第14条第1項又は第15項の承認の申請をしようとする者は、製造販売医薬品等1品目につき90円の手数料を納めなければならない。</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第16条</p> <p>6</p> <p>7 法第14条第1項又は第13項の承認の申請をしようとする者は、製造販売医薬品等1品目につき90円の手数料を納めなければならない。</p> <p>8</p> <p>9</p>



議案第 6 号参考資料  
健康医療部保健医療総務室

吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものです。

2 改正の内容

第 16 条第 7 項における同法の引用条項の整理（項ずれの整理）を行います。

3 施行期日

令和 8 年（2026 年）5 月 1 日



吹田市手数料条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案	は改正箇所
別表	別表	
1 12	1 12	-----略-----
13 マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係事務手数料	13 マンションの再生等の円滑化に関する法律関係事務手数料	
事務 金額	事務 金額	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成14年法律第78号) 第105条 第1項の規定に基づく容積率の特例許可の 申請に対する審査	マンションの再生等の円滑化に関する法律 (平成14年法律第78号) 第163条の 59第1項の規定による許可の申請に対する 審査	-----略-----
14 16	14 16	-----略-----



吹田市水道条例現行・改正案対照表

現行	改正案	改正箇所
<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>は改正箇所</p> <p>第1項の規定にかかわらず、管理者が非常災害のため必要があると認めるときは、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が工事を施行することができます。この場合において、第2項、次条第2項、第12条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、他の水道事業者が当該指定をした者を指定給水装置工事事業者とみなす。</p>



## 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

現在の指定給水装置工事事業者制度は条例によって各水道事業者の指定を受けた工事事業者が管内の給水装置工事を施行するものとなっています。

令和 6 年能登半島地震では、当該地の工事事業者が被災したことに加え、様々な工事が集中したことによって宅内配管の早期復旧、適正な工事の実施が困難となって復旧が遅れたことにより、断水状態が長期化しました。

そうしたことから、災害及び非常時において当該地の工事事業者の確保が困難と判断されるときには、他の水道事業者が指定した工事事業者が給水装置工事の実施を可能とし、供給規程等の改定を検討するよう国土交通省より通知がありました。

こうした実態を踏まえ、本市においても災害及び非常時には本市指定の給水装置工事事業者が不足する可能性があることから、国の通知に基づき、災害及び非常時には本市以外の水道事業者が指定した工事事業者でも施行できるよう条例を一部改正するものです。

### 2 改正の内容

指定給水装置工事事業者の工事の施行要件のうち、災害及び非常時において、本市以外の水道事業者が指定した工事事業者が本市給水区域内で施行できるように現行条例に条文を追加するものです。

### 3 施行予定年月日

令和 8 年 4 月 1 日



吹田市公民館条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案	は改正箇所
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 吹田市吹一地区公民館 <u>吹田市内本町3丁目19番21号</u>            (2) <u>吹田市吹一地区公民館</u> <u>吹田市内本町2丁目2905番1</u></p> <p>2 吹田市吹一地区公民館に分館を設置し、その名称は、吹田市吹一地区公民館さん            くす分館とし、その位置は、吹田市朝日町3番505号とする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 吹田市吹一地区公民館 吹田市内本町2丁目2905番1            (2) <u>吹田市吹一地区公民館</u> <u>吹田市内本町2丁目2905番1</u></p> <p>2 吹田市吹一地区公民館に分館を設置し、その名称は、吹田市吹一地区公民館さん            くす分館とし、その位置は、吹田市朝日町3番505号とする。</p>	



## 吹田市公民館条例の一部改正について

### 1 改正の理由

吹一地区公民館の位置を変更し、吹一地区公民館さんくす分館を廃止するため、条例を一部改正するものです。

吹一地区公民館は建築から60年以上が経過し、老朽化が進んでいます。また、延床面積も187m<sup>2</sup>と他の公民館よりも小さく（他の公民館の延床面積は平均で約430m<sup>2</sup>）、吹田さんくす3番館に分館を設置していますが、吹田市地区公民館文化祭などの大規模なイベントを実施するには、他の施設を借りる必要があります。そのほかに、エレベーター及び階段昇降機並びにバリアフリートイレが無いことから、高齢者及び障がい者が利用しにくくなっています。

これらの問題解消のため、施設の移転建替え事業を進めているところです。移転の時期は、令和8年（2026年）11月を予定しており、移転後の吹一地区公民館は、他の公民館と同程度の広さとなることから、分館は廃止します。

### 2 改正の内容

(1) 吹一地区公民館の位置を変更します。

※ 移転先の住居表示は未確定で、地番は吹田市内本町2丁目2905番1（旧西尾家住の南西隣）

(2) 吹一地区公民館さんくす分館を廃止します。

### 3 施行期日

令和8年（2026年）11月1日



吹田市火災予防条例現行・改正案対照表

現行	改正案	は改正箇所
(炉)	<p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号）に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号）に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号）に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号）に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号。以下「離隔距離基準」という。）により得られる距離</p> <p>(2) { (7) -----略----- } (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、壊裂し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9) -----略-----</p>	

現	行	改	正	案
(9) } (10) } (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。	(10) } (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。	(10) } (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。	(10) } (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。	(10) } (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。
(12) } (13) } (14) } (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、蓋のある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。				
(16) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。				
(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。				
ア } イ } ウ } エ } フ } ガ } キ } ク }	ア } イ } ウ } エ } フ } ガ } キ } ク }	ア } イ } ウ } エ } フ } ガ } キ } ク }	ア } イ } ウ } エ } フ } ガ } キ } ク }	ア } イ } ウ } エ } フ } ガ } キ } ク }

現	行	改	正	案
ケ	セ	ケ	セ	——略——
(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。	(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態を確認することができる構造とするとともに、その配管については、次によること。	ア	ウ	(18の2)
ア	ウ	2	4	(19)
(18の2)	(19)	2	4	——略——
(乾燥設備)				
第7条				——略——
				(簡易サウナ設備)
第7条の2	簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備のうち、定格出力6キロワット以下であつて、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。			
(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。				

現	行	改	正	案
4	—————略—————	(2) <u>簡易サウナ設備</u> の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする <u>簡易サウナ設備</u> にあつては、その周囲の火災が発生した場合に速やかに使用することができますに消火器を設置する場合は、この限りでない。	2 前項に規定するもののほか、 <u>簡易サウナ設備</u> の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。	(サウナ設備) (一般サウナ設備)
56	第7条の2 <u>サウナ室</u> に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <u>サウナ設備</u> の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 前項に規定するもののほか、 <u>サウナ設備</u> の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。	(1) <u>一般サウナ設備</u> ( <u>サウナ室</u> に設ける放熱設備であつて、 <u>簡易サウナ設備</u> 以外のものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (2) <u>一般サウナ設備</u> の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、 <u>一般サウナ設備</u> の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。	(住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) —————略—————	(住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) —————略—————

現	行	改	正	案
		2	-----略-----	

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----
- (6)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----
- (7)  $\left. \begin{array}{l} \text{サウナ設備} \\ \text{(個人の住居に設けるものを除く。)} \end{array} \right\}$  -----略-----
- (7の2)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----
- (15)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----
- (6)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----
- (6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)
- (7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
- (7の2)  $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$  -----略-----



## (仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更の概要

## 1 変更理由

千里ニュータウンプラザは平成 24 年度（2012 年度）から 20 年間の PFI 契約で、設計、建設、維持管理などを実施していますが、契約書において、物価の変動に伴う「サービス購入料 3（維持管理・運営に係る対価）」の改定を定めています。

改定は、毎年度 1 回使用する物価変動の指標値の評価を行い、指数に 1.5 ポイント以上の増減が生じた場合に行なうことが定められているところ、規定されている要件を満たしたため、令和 8 年度（2026 年度）からの「サービス購入料 3（維持管理・運営に係る対価）」について、物価変動に伴う増額改定を実施するものです。

## 2 変更内容

\_\_\_\_\_は変更箇所

項目	変更前	変更後	差額
契 約 金 額	8,484,330,094 円	<u>8,536,838,405 円</u>	52,508,311 円
内 訳	サービス購入料 2 (設計・建設に係る対価)	5,248,517,066 円	5,248,517,066 円
	サービス購入料 3 (維持管理・運営に係る対価)	3,235,813,028 円	<u>3,288,321,339 円</u>

## 3 適用時期

令和 8 年度（2026 年度）分から適用します。



高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

- 1 工事名 高浜橋耐震補強及び補修工事
- 2 工事場所 吹田市南高浜町地内ほか
- 3 工期 令和6年（2024年）6月28日から令和9年（2027年）2月17日まで
- 4 受注者 JFEエンジニアリング株式会社

5 変更内容

請負金額

変更前	金 874,028,100円（うち消費税等額	79,457,100円）
変更後	金 885,931,200円（うち消費税等額	80,539,200円）
増額金額	金 11,903,100円（うち消費税等額	1,082,100円）

6 変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するものです。

また、塗装塗替え範囲の一部において、橋桁に添架している通信管が支障となることから施工方法を変更することや、工事中の歩道の占用範囲を小さくし、歩行者の安全を確保するため仮囲いの組換えを行うなど、設計条件と現場条件の差異に伴う設計内容の変更や設計数量の変更を行うものです。



佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約  
の一部変更について

- 1 工事名 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）
- 2 工事場所 吹田市佐井寺4丁目地内
- 3 工期 令和7年（2025年）3月24日から令和9年（2027年）3月15日まで
- 4 変更部分

請負金額

変更前	926,121,900円（うち消費税等額	84,192,900円）
変更後	1,031,053,100円（うち消費税等額	93,732,100円）
増額金額	104,931,200円（うち消費税等額	9,539,200円）

5 変更理由

本工事の土留工については、吹田市環境物品等調達方針に基づき、施工時の排出泥土を低減できる柱列式連続壁工法を指定しています。設計においては、各々の工法協会の設計資料を比較し、経済的に最も有利となる工法を選定するのですが、先般、当初設計において選定した工法協会が解散したことから、現存する工法へと設計変更が必要となったものです。

その他、掘削土量や石積擁壁の撤去数量に変更が生じたことなどから請負金額の変更を行うものです。

また、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置※の適用により請負金額を変更するものです。

※ 旧公共工事設計労務単価を適用して積算した契約について、受注者が新労務単価に基づく請負金額への変更協議を請求できる措置



## 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

### 1 事業概要

小・中学校の特別教室等への空調設備の整備及び維持管理を14年間のPFI事業で実施しています。

令和2年（2020年）12月18日	当初契約締結
令和3年（2021年）8月25日	全校供用開始
～令和16年（2034年）3月31日	維持管理業務

### 2 契約変更理由

本事業契約において、物価変動により維持管理のサービス対価が不適当となったと認めたときは、当該対価を変更できると定めているところ、令和6年（2024年）に公表された指標の年平均値と令和7年（2025年）に公表された指標の年平均値とを比較し、3%以上の変動が認められましたので、令和8年度（2026年度）支払い分から適用し、維持管理のサービス対価を改定するものです。

### 3 変更内容

項目	変更前	変更後	差額
契約金額	2,231,341,966円	2,232,956,502円	1,614,536円
内訳	設計・施工等に係るサービス対価	1,807,480,255円	1,807,480,255円
	維持管理に係るサービス対価	423,861,711円	425,476,247円
			1,614,536円



## 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

### 1 事業概要

小・中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の整備及び維持管理を18年間のPFI事業で実施しています。

令和5年（2023年）12月22日	当初契約締結
令和8年（2026年）4月1日	全校供用開始予定
～令和23年（2041年）3月31日	維持管理業務

### 2 契約変更理由

本事業契約において、物価変動により維持管理のサービス対価が不適当となったと認めたときは、当該対価を変更できると定めているところ、令和5年（2023年）に公表された指標の年平均値と令和7年（2025年）に公表された指標の年平均値とを比較し、3%以上の変動が認められましたので、令和8年度（2026年度）支払い分から適用し、維持管理のサービス対価を改定するものです。

### 3 変更内容

項目	変更前	変更後	差額
契約金額	5,054,572,160円	5,063,748,305円	9,176,145円
内訳	設計・施工等のサービス対価	4,448,134,636円	4,448,134,636円
	維持管理のサービス対価	606,437,524円	615,613,669円



# 履歴書

氏名 横田 慎一

## 住 所 · · · · ·

最終学歴 . . . . . 卒業

保有資格 公認会計士、認定ファシリティマネジャー、税理士

資格取得年月日

公認会計士 平成 26 年（2014 年）8 月 22 日（登録番号 32514）

認定ファシリティマネジャー 平成27年(2015年)11月1日(登録番号 0016715)

税理士 令和元年（2019年）10月23日（登録番号 142156）

## 経歴

平成 24 年（2012 年）4 月  
平成 31 年（2019 年）4 月 } 有限責任監査法人トーマツ勤務

平成31年(2019年)4月 横田慎一公認会計士事務所 所長 現在に至る

令和2年（2020年）4月 一般社団法人行政経営支援機構 代表理事理事長  
現在に至る

## 過去 10 年間における包括外部監査業務に係る実績

## 枚方市包括外部監査人 補助者 (令和元年度 (2019年度))

東大阪市包括外部監査人 補助者 (令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度))

高槻市包括外部監査人 補助者 (令和2年度 (2020年度))

癡層川市包括外部監査人 補助者 (令和4年度(2022年度)～令和6年度(2024年度))

泉南市包括外部監査人 補助者 (令和4年度(2022年度))

山形県包括外部監査人 補助者 (令和4年度(2022年度))

（令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度））

(1)

## 令和8年度（2026年度）吹田市包括外部監査人候補者選定の概要

### 1 契約の名称

令和8年度（2026年度）吹田市包括外部監査業務委託

### 2 委託候補者

横田 慎一

・・・・・

### 3 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 4 費用の提案額

11,748,000円

※ 市が委託料として支出する。金額は、契約書で定めるものとする。

### 5 募集及び選定経過の概要

#### （1）募集の経過

実施要領の公表	令和7年（2025年）7月14日
参加申込書の受付	令和7年（2025年）7月14日から8月7日まで
参加資格審査結果通知	令和7年（2025年）8月15日
企画提案書の受付	令和7年（2025年）8月18日から8月29日まで

#### （2）選定の経過

第1回選定委員会	令和7年（2025年）7月7日から7月9日まで（書面開催）
第2回選定委員会	令和7年（2025年）10月6日

## 6 選定委員会構成員

	氏名	役職等
委員長	今峰 みちの	吹田市 行政経営部長
委員	山下 栄治	吹田市 総務部長
委員	伊藤 さおり	吹田市 会計管理者
委員	井田 一雄	吹田市 教育委員会事務局 学校教育部長
委員	秋房 彩	吹田市 監査委員事務局長

## 7 選定の概要

### (1) 選定方法

事務局において、実施要領に定めるプロポーザル参加資格を満たしていることを確認した上で、参加者からの提案内容について、選定委員会において面接・プレゼンテーション審査を実施し、各委員が、アドバイザーの意見を踏まえて、選定基準に基づき採点を行いました。採点の結果、各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位として委託候補者と次点者を決定しました。

なお、各委員の点数の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、委託候補者及び次点者として選定しないこととしました。

### (2) 選定結果

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員 ※欠席	1位の数	平均点
委託候補者	82点 (1位)	79点 (1位)	81点 (1位)	68点 (2位)	—	3人	77.50
次点者	68点 (2位)	68点 (2位)	62点 (3位)	74点 (1位)	—	1人	68.00
応募者A	66点 (3位)	57点 (4位)	59点 (4位)	58点 (3位)	—	0人	60.00
応募者B	57点 (5位)	49点 (5位)	58点 (5位)	50点 (5位)	—	0人	53.50
応募者C	62点 (4位)	63点 (3位)	66点 (2位)	58点 (3位)	—	0人	62.25

(3) 採点集計表

審査項目	審査の規点	委託候補者				次点者				応募者A				応募者B				応募者C				
		配点	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
(1) 監査に対する姿勢・考え方	包括外部監査に対する姿勢・考え方方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法の趣旨に合致しているか。	5	5	4	5	3	5	5	4	5	4	4	4	4	5	3	4	5	3	3	3	3
(2) テーザの選定及び監査手法	ア 提案された監査テーマ及びその理由が、現在の吹田市の状況に照らして適切なものか。 イ 客觀性を確保する監査手法となっているか。 ウ 監査結果について、改善への取組につながりやすい取りまとめ手法となっているか。	10	8	6	8	5	6	6	7	7	9	6	7	5	7	4	6	6	5	6	8	6
(3) 実施体制及び運営	ア 監査テーマに即した実施体制となっているか。 また、弁護士が外部監査人となる場合には、補助者に公認会計士を含め、公認会計士、行政実務構造者又は税理士が外部監査人となる場合、補助者に弁護士を含めると、監査実施体制について、経営者や会員等を複数から監査を実施するため、監査人と補助者の職種がバランス良く構成されているか。 ※行政実務構造者とは、地方自治法第252条の28第1項第3号にて定める者とします。 イ 監査委員との協議、担当課との打ち合わせ等、円滑な業務運営が期待できるか。	15	11	11	11	9	11	9	9	11	9	9	9	9	9	7	9	6	11	9	11	9
(4) 監査の実施計画	各過程で、適切な時期、必要な日数、人員及び作業内容を記載した具体的で実現可能な計画となっているか。 また、監査テーマの選定、調査、実査、監査結果報告書作成を効果的、効率的に行う計画となっているか。	10	8	8	7	7	7	6	6	7	8	6	6	8	5	5	6	4	8	6	6	6
(5) 知識・見識及びコミュニケーション	ア 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。 イ 企画提案の内容をわかりやすく、論理的に説明できているか。	5	4	4	4	3	4	4	3	4	3	3	3	3	2	3	3	2	3	4	3	3
(6) 費用の設定	ウ 適切なコミュニケーションがとれるか。また、質問に対して的確な答えとなっているか。 ※見積金額のうち、安価額に10点：最も安価、5点：2番目に安い、3点：3番目以降に安価※見積金額が同額の場合は同点とする	10	10	10	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5
合 計		100	82	79	81	68	68	62	74	66	57	59	58	57	49	58	50	62	63	66	58	
順 位		1	1	1	2	2	2	3	1	3	4	4	3	5	5	5	4	3	2	3		

(4)

#### (4) 委託候補者の提案内容の概要

##### ア 応募時点で考えていた監査のテーマ

(第一希望) 公共施設の利活用の推進と使用料・利用料金に関する財務事務の執行について

(第二希望) 水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(第三希望) 基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

##### イ 第一希望とした監査テーマの実施体制及び運営

###### 補助者一覧表（予定）

No.	監査における主な役割	資格（有する場合）	特記事項
1	個別監査担当	公認会計士・税理士	包括外部監査人経験者
2	個別監査担当	公認会計士・税理士	
3	個別監査担当	公認会計士・税理士	
4	個別監査担当	公認会計士・税理士	
5	個別監査担当	公認会計士	
6	個別監査担当	公認会計士・税理士	金融部門の専門家
7	法務担当	弁護士	
8	法務担当	弁護士	
9	アドバイザー	公認会計士	包括外部監査人経験者
10	アドバイザー	公認会計士・博士	大学教授（大阪府庁での勤務経験有）

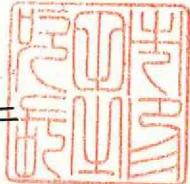
専門性を強く意識したメンバー構成を重視し、補助者には経験 10 年以上の専門家のみを配置する。包括外部監査人経験者 2 名のほか、弁護士や自治体勤務経験者を補助者として配置し、多様な点からの監査を実施する。

※候補者の選定に当たり、委託候補者から受けた提案の概要であるため、実際の監査実施時には監査テーマや実施体制及び運営等に変更が生じる可能性があります。

7 行企第 1386 号  
令和 7 年 12 月 12 日  
(2025 年)

吹田市監査委員 稲 田 熊 様  
吹田市監査委員 川 西 英 之 様  
吹田市監査委員 澤 田 直 己 様  
吹田市監査委員 井 口 直 美 様

吹田市長 後藤 圭二



包括外部監査契約に関する意見について（照会）

令和 8 年度の包括外部監査契約の締結に当たり、下記のとおり、令和 8 年 2 月定例会に提案したいので、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を求めるます。

記

1 契約の目的

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること

2 契約の始期

令和 8 年 4 月 1 日

3 契約金額

11,748,000 円（予定）

4 費用の支払方法

監査に関する報告書の受領後に一括で支払い

5 契約の相手方

氏名 横田 慎一（よこた しんいち）

住所

資格 公認会計士

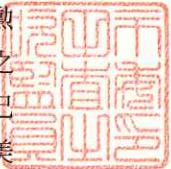
経歴 別添 履歴書のとおり

(6)

7監第253号  
令和7年12月25日  
(2025年)

吹田市長 後藤圭二様

吹田市監査委員 稲田 熲  
吹田市監査委員 川西 英之  
吹田市監査委員 澤田 直己  
吹田市監査委員 井口 直美



包括外部監査契約に関する意見について（回答）

令和7年12月12日付け7行企第1386号で照会のありました令和8年度の包括外部監査契約に関する監査委員の意見について、下記のとおり回答いたします。

記

本件契約を締結することに異議はありません。



## 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画の認可について

### 1 概要

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）中期計画は、法人が達成すべき業務運営の目標を達成するための具体的計画であり、計画の策定に当たっては、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、設立団体の認可を受ける必要があります。

また、同法第83条第3項の規定に基づき、中期計画の認可につきましては議会の議決をするため、今定例会に提案するものです。

### 2 第4期中期計画（案）のポイント

#### （1）救急医療【第2の2 市立病院として担うべき医療】

二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、救急科部長を中心に受入体制の確保を図り、受入件数や応需率の向上に努め、地域で必要とされる救急医療を提供する。

#### 【目標指標】

項目	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
時間外救急車搬送受入率	68.1%	78.0%
救急車搬送受入件数	4,116 件	4,230 件
(時間内)	1,417 件	1,430 件
(時間外)	2,699 件	2,800 件

#### （2）感染症医療【第2の2 市立病院として担うべき医療】

- ・平時からの取組として、市、地域の医療機関等との連携体制の確保等を図るとともに、感染拡大時の医療体制を想定し、専門人材の確保・育成に努める。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時における取組として、大阪府との医療措置協定に基づいた病床の確保等の必要な措置を行うとともに、関係機関との連携・協力により一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を担う。

#### （3）患者満足度の向上【第2の3 信頼される医療の提供】

- ・患者の事情に寄り添った丁寧な接遇を心がけると共に、障がいの特性に応じた職員の適切な理解や、配慮への認識を深めることで、合理的配慮の対応を進める。
- ・「第8次大阪府医療計画」を踏まえ、人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）についての普及を推進する。

(4) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

【第2の5 健都における総合病院としての役割】

隣接する国立循環器病研究センターとの機能分担を念頭に、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者受入を円滑に行う。

(5) 働き方改革の推進【第3の2 働きやすい職場環境の整備】

医師等の働き方改革による時間外労働の上限規制等の制度を遵守し、多様なワークライフバランスの実現に向けた意識付けを行い、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。

(6) 収益の確保【第4の2 収益の確保と費用の節減】

救急及び紹介患者の積極的受入による新入院患者の確保、病床稼働率及び診療単価の向上に努めること、施設基準の取得を行うなど診療報酬制度等に適切に対応する。

【目標指標】

項目	令和6年度 (2024年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 目標
病床稼働率	77.8%	85.0%
入院患者数（1日当たり）	335.5人	366.4人
外来患者数（1日当たり）	845.5人	840人
入院診療単価	72,014円	74,000円
外来診療単価	22,571円	24,500円
新入院患者数	10,505人	12,982人
手術件数	3,930件	4,000件

(7) 医療DXの推進【第5の1 デジタル化への対応】

デジタルデバイドにも配慮しつつ、国が進める医療DXの推進に関する施策等に対応したシステム更新を進める。

道 路 法 抜 粋

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

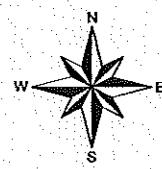
第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

## 路線認定

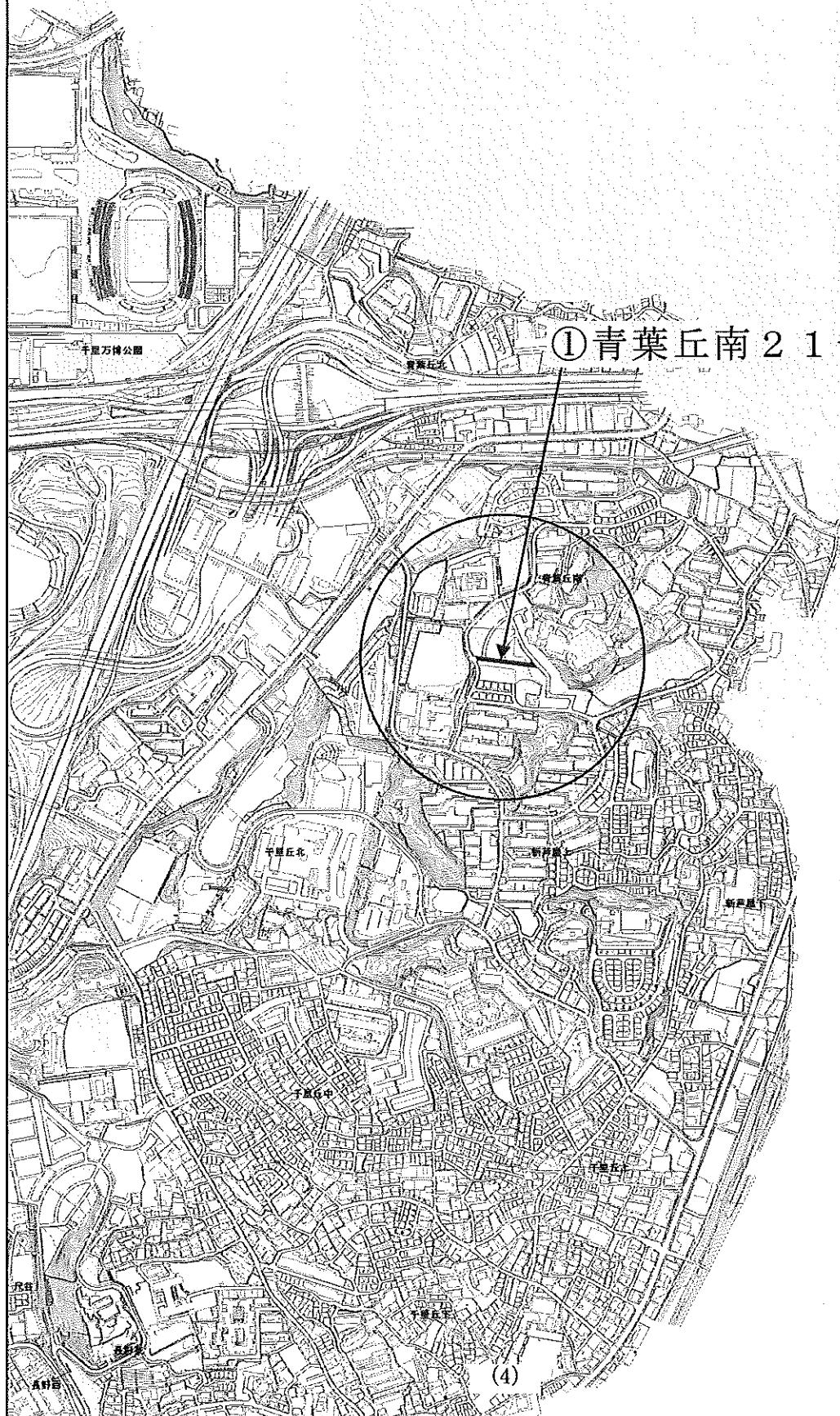
整理番号	路線名	起終点	幅員(m)	延長(m)	ページ番号
1	青葉丘南21号線	青葉丘南215番227地先から	6.7	102.6	
		新芦屋上3229番6地先まで			
2	岸部北132号線	岸部北2丁目290番1地先から	4.7	18.0	
		岸部北2丁目290番7地先まで			
3	千里山西139号線	千里山西3丁目95番65地先から	6.7	321.3	
		千里山西3丁目95番87地先まで			
4	千里山西140号線	千里山西3丁目95番91地先から	4.7	32.9	
		千里山西3丁目95番90地先まで			
5	千里山西歩行者専用1号線	千里山西3丁目95番91地先から	2.5	20.8	
		千里山西3丁目95番91地先まで			
6	原町122号線	原町2丁目2777番32地先から	4.7 6.7	85.0	
		原町2丁目2777番24地先まで			
7	原町123号線	原町2丁目2777番33地先から	6.7	53.5	
		原町2丁目2777番14地先まで			
8	原町124号線	原町2丁目2777番42地先から	4.7 6.7	72.8	
		原町2丁目2777番37地先まで			
9	末広町19号線	末広町2041番10地先から	6.7	38.5	
		末広町2038番5地先まで			
10	垂水町87号線	垂水町1丁目842番5地先から	4.7 4.8	113.2	
		垂水町1丁目30番2地先まで			
11	山手町60号線	山手町2丁目73番2地先から	8.7 14.8	24.6	
		山手町1丁目138番7地先まで			
12	出口町16号線	出口町681番1地先から	4.7	31.1	
		出口町681番1地先まで			
13	南吹田101号線	南吹田5丁目2番19地先から	4.7	12.9	
		南吹田5丁目2番18地先まで			
14	日の出町20号線	日の出町1769番49地先から	4.0	109.8	
		日の出町1769番23地先まで			
15	佐井寺81号線	佐井寺2丁目4016番3地先から	5.0 6.2	37.3	
		佐井寺2丁目140番5地先まで			

## 路線認定

## 路線認定見取り図



①青葉丘南21号線







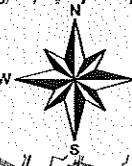








# 位置図



千里山西  
3丁目

③

④

⑤

千里山西  
2丁目

市立  
千里第三小学校

市立  
第一中学校

## 路線整理番号

- ③千里山西139号線
- ④千里山西140号線
- ⑤千里山西歩行者専用1号線

江坂町  
5丁目

(11)

名神高速道路







## 位 置 因

三 手 町 3

11

円山町

垂水公園

市立  
山手小学校

手  
丁

定番號  
理整線路

⑪ 山手町 60 号線

⑯垂水町歩行者専用1号線

水門

15





# 位置図



佐井寺  
2丁目

佐井寺  
1丁目

⑯

谷上池公園

公民館

竹谷町

路線認定  
整理番号

⑯佐井寺81号線

上山手町

佐井寺南が丘公園

(18)

# 令和8年度（2026年度）予算編成について

## 第1 編成にあたっての背景

### 1 我が国の経済及び財政の動向

- (1) 昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、経済あっての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続し、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進めるという方針が示されています。
- (2) 昨年12月に閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」では、「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、中小企業・小規模事業者を始めとする賃上げ環境の整備、危機管理投資・成長投資の推進、未来に向けた投資の拡大、防災・減災・国土強靭化の推進、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、防衛力強化と外交・安全保障環境の変化への対応などへの予算等を重点化しつつ、E B P MやP D C Aによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策は大胆に重点化する一方、こうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進するとされています。
- (3) 本年1月の内閣府の「月例経済報告」では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心みられるものの、緩やかに回復している。」「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との基調判断のもと、「経済あっての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築するといった政策態度が示されています。

以上のように、国の公表資料では、我が国は、物価動向や海外情勢などの景気を下押しするリスクに留意しつつ、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策は大胆に重点化し、「責任ある

「積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築することが示されています。

人口減少が続く我が国において、本市では、転入超過に伴う社会増を中心とした、人口の増加傾向を維持しており、堅調な市税収入の下支えの下、第4次総合計画の実現に向けた「重点取組 2023」を積極的に推進していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行い、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていく必要がある中で、今後も地方財政を巡る国の動向を注視しながら情報収集に努め、適切な対応のもと財政運営を図らなければなりません。

## 2 令和6年度(2024年度)一般会計決算からみた本市の財政状況

- (1) 歳入面では、前年度と比べ市債で約54.4億円の増、土地売払収入など財産収入で約35.7億円の増、消防指令センター共同運用負担金など諸収入で約30.3億円の増、合計で約165.9億円の増となり、歳出面では、前年度と比べ市営住宅整備費積立金など積立金で約45.9億円の増、普通建設事業費で約44.0億円の増、扶助費で約26.9億円の増、合計で約168.7億円の増となり、形式収支は約8.4億円の収入超過、実質収支は約2.6億円の黒字、単年度収支は2.7億円の赤字となりました。なお、実質収支の黒字化を図るため、財政調整基金から19億円を繰り入れました。
- (2) 第4次総合計画の財政運営の基本方針における各種指標
  - ・ 経常収支比率：101.0%【目標 95%以下】
  - ・ 財政調整基金の標準財政規模に対する割合：15.4%【目標 20%】
  - ・ 標準財政規模に対する公債費比率：7.8%【目標 10%以下】
  - ・ 市債残高の標準財政規模に対する割合：83.1%【目標 100%以下】
  - ・ 赤字地方債の発行：3.0億円発行【目標 極力抑制】

## 第2 令和8年度当初予算の概要

### 1 歳入

- (1) 個人市民税については、給与所得の増加などにより、前年度と比べ約27.1億円増の約346.2億円、法人市民税を合わせた市民税合計では約392.9億円、前年度と比べ約28.7億円の増を見込んでいます。  
また、固定資産税及び都市計画税については、それぞれ約285.4億円、約63.3億円を見込んでおり、新增築家屋の増などにより、

前年度と比べ併せて約 6.9 億円の増を見込んでいます。

上記の基幹税目の状況から、歳入の根幹である市税の総額では約 773.4 億円、前年度と比べ約 35.2 億円の増を見込んでいます。

- (2) 地方交付税については、普通交付税約 45.9 億円、特別交付税約 2.4 億円を見込んでいます。
- (3) 小学校給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援措置として、給食費負担軽減交付金約 12.0 億円の交付を見込んでいます。

## 2 歳出

- (1) 人件費については、人事院勧告に準じた給与改定などにより、前年度と比べ約 23.7 億円増の約 345.3 億円を見込んでいます。
- (2) 公債費については、市債の元金償還金の増などにより、前年度と比べ約 9.4 億円増の約 76.6 億円を見込んでいます。
- (3) 物件費については、前年度と比べ約 6.7 億円減の約 326.4 億円、維持補修費については、約 3.2 億円減の約 29.5 億円、扶助費については、約 3.7 億円減の約 393.4 億円、補助費等については、約 1.7 億円減の約 320.6 億円を見込んでいます。それぞれ、事業費の精査による予算積算の抑制を図ったほか、前年度に当該年度限りの予算があったことなどにより減となったものです。

## 水道事業会計

### (概況)

本市水道事業においては、給水人口は微増傾向にあるものの、節水機器の普及などにより水需要の増加は見込めないことから、事業経営の主要財源である給水収益も減少を見込まざるを得ない状況が続いています。また、電力料金や薬品費など水処理に係る経費をはじめとした経常経費の上昇、管路等の老朽施設の更新及び施設の耐震化等に係る工事資材価格の高騰など、長期化する物価上昇の影響により、水道事業の経営環境は一層厳しさを増しています。

そのような中、ライフラインを支えるインフラ事業者として、激甚化、頻発化する災害への備えと施設の老朽化へ対応するとともに、将来世代に健全な水道システムを引き継いでいくため、費用の縮減に努めながら、引き続き施設整備を積極的に進めているところです。

本年度においては、基幹管路の耐震化や経年管の更新をはじめ、複数水源の確保に向けた片山浄水所における井戸水源の増強のほか、デジタル技術を活用した水道施設台帳システムの再構築にも取り組みます。

また、人工衛星を活用した漏水探査やAIを活用した運転制御の試行など、最新技術を用いた取組を進めるとともに、多額の建設投資の財源を確保するため、経営基盤の強化の取組として適正な料金水準の検討を行い、持続可能な水道事業の実現に向け、基本計画「すいすいビジョン2035」に基づいた事業を推進していきます。

### (収益的収支)

収益面では、事業収益の根幹となる給水収益を、前年度比220万円(0.0%)減の74億5,910万円と見込んでいます。また加入金については前年度同額の3億7,400万円を予定し、長期前受金戻入2億1,795万7千円、有価証券利息598万5千円、国庫補助金111万3千円などを加えた収入総額として、同8,153万9千円(0.9%)減の85億9,651万2千円を計上しました。

一方、費用面では、受水費を前年度比5,858万4千円(2.3%)減の24億3,893万5千円、委託料を同9,533万8千円(12.6%)増の8億5,034万5千円と見込むほか、修繕費を同4,178万1千円(16.2%)増の2億9,967万9千円と見込んでいます。そのほか職員給与費11億9,516万2千円、動力費2億8,336万6千円、減価償却費18億561万1千円、

資産減耗費 1 億 8,220 万 5 千円、支払利息 3 億 2,146 万 3 千円及び消費税 9,000 万円などを加えた支出総額は同 1 億 4,853 万 6 千円(1.9%) 増の 81 億 6,658 万 6 千円を予定しています。

この結果、収益的収支においては 4 億 2,992 万 6 千円の収支差額を見込むものです。

#### (資本的収支)

建設改良事業については、水道施設の再構築・強靭化の取組として、送配水管整備事業において、基幹管路と配水支管の整備に 20 億 1,376 万 1 千円を予定しています。浄配水施設整備事業では、水源確保のための井戸掘削や配水場の場内整備のほか、ポンプ設備などの各種設備の更新・設置工事に 3 億 7,926 万 6 千円を予定しています。これらに管路設計業務、水道施設台帳システム構築業務、電算システム改良業務などの委託料等を加えた工事費総額として、26 億 1,061 万 5 千円を計上しました。

固定資産取得費として、井戸用地の購入や量水器の新規取付、電算システムに係る A I システム購入のほか、水道料金システム用サーバ機器等購入、水質検査機器の更新などで 2 億 6,082 万 6 千円を計上し、企業債償還金 6 億 3,069 万 8 千円などを加えた資本的支出の総額は 37 億 5,178 万 4 千円を予定しています。

これらの財源となる資本的収入については、12 億 900 万円の企業債の発行や国庫補助金 1,442 万 8 千円の確保などを予定し、総額で 12 億 7,951 万 8 千円を計上しました。

なお、支出総額に対し不足する額 24 億 7,226 万 6 千円については、損益勘定留保資金、建設改良積立金などの自己資金により補填するものです。

## 下水道事業会計

### (概況)

下水道は、市民の生活に必要不可欠なライフラインですが、老朽化する施設への対応、激甚化する自然災害への備え、また、物価高騰、経営資金の確保などの経営への影響と様々な課題に直面しています。この様な状況であっても、災害リスク等を軽減させ、安心・安全な暮らしを実現するための施策を進めていく必要があります。

まず、老朽化対策として、適正な維持管理を行い、ストックマネジメント実施方針に基づき「予防保全型」の改築更新を進めてまいります。

次に、災害対策として、吹田市下水道総合地震対策計画や吹田市耐水化計画に基づく、施設の耐震化・耐水化や吹田市公共下水道事業計画に基づく雨水管の整備を着実に推進してまいります。

経営面では、資材及び労務費の高騰や企業債利率の上昇などに留意しつつ、国庫補助金等の財源確保や企業債の活用を図りながら、下水道サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、経営の健全化に努め、持続可能な事業運営となるよう予算編成を行いました。

### (本年度の特徴的な取組)

下水道管路施設については、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて実施した「全国特別重点調査」および「ストックマネジメント実施方針」により計画的に実施している管路調査の結果を踏まえ、修繕・改築計画等の設計業務を進めます。

また、老朽化が進む下水処理施設については、昨年度に引き続き再構築に必要な下水処理場基本構想検討業務を進めます。

下水道施設の建設改良では、浸水対策として、岸部幹線整備工事や千里山雨水幹線整備工事、地震対策として、川面排水区汚水圧送幹線整備工事や山田川排水区等の管路耐震工事を実施します。老朽化対策では、泉町排水区等の管路改築工事及び南吹田下水処理場水処理脱臭機械設備工事を実施します。

また、継続的に実施している「見せる化」の取り組みについても、日頃から下水道に興味を持ってもらえるよう、下水道の日（9月10日）に合わせた下水道パネルの展示や下水処理場見学会のほか、SNS等での情報発信にこれまで以上積極的に努めてまいります。

### （収益的収支）

営業収益は「汚水処理は私費負担、雨水処理は公費負担の原則」のもと、下水道使用料 49 億 1,638 万 2 千円、繰入金（雨水処理負担）31 億 848 万 3 千円などで 80 億 3,493 万 4 千円を見込んでいます。営業外収益は長期前受金戻入の 14 億 4,598 万 4 千円などで 16 億 6,459 万 1 千円を見込んでいます。営業収益、営業外収益に特別利益の 8,534 万 1 千円を加えた収入総額として、前年度比 2 億 8,182 万 2 千円（2.8%）減の 97 億 8,486 万 6 千円を計上しています。

営業費用は減価償却費 38 億 723 万 6 千円と処理場費 19 億 7,862 万 2 千円、流域下水道管理運営負担金 14 億 7,281 万 9 千円などの維持管理費で 90 億 6,740 万 4 千円を見込んでいます。営業外費用は支払利息 4 億 3,039 万 2 千円と雑支出 1,643 万 6 千円で 4 億 4,682 万 8 千円を見込んでいます。営業費用、営業外費用に特別損失を加えて、支出総額として、1 億 8,082 万 8 千円（1.9%）減の 95 億 1,423 万 3 千円を計上しています。

この結果、収益的収支におきまして、税込みで 2 億 7,063 万 3 千円の黒字を見込んでいます。

### （資本的収支）

資本的収入は企業債 42 億 8,140 万円、国庫補助金 10 億 8,298 万円などで、収入総額として、54 億 2,503 万 2 千円を計上しています。

資本的支出は建設改良費で 54 億 1,815 万 9 千円を計上しており、その内、管渠で 41 億 2,613 万 4 千円、処理場及びポンプ場で 9 億 2,807 万 8 千円を予定しております。これに企業債の元金償還金 21 億 3,812 万 9 千円などを加えて支出総額として、75 億 6,340 万円を計上しています。

支出に対して不足する 21 億 3,836 万 8 千円については、損益勘定留保資金などの自己資金で補てんするものです。



吹 田 市

令 和 8 年 度 予 算 概 要  
(2026 年 度)

表 括 細 算 予 初 当 度 年 8 和 令

(单位: 千円、%)

## （一般会計・特別会計）

会計		令和8年度		令和7年度		増減額		増減率	
		当初予算額	当初予算額	現計予算額	8当初-7当初 (7)-(1)	8当初-7現計 (7)-(7)	8当初-7当初 (7)-(7-1) × 100	8当初-7現計 (7-7-1) × 100	8当初-7現計 (7-7-1) × 100
一 般 会 計	計	181,996,567	180,444,832	185,557,658	1,551,735	△ 3,561,091	0.9	△ 1.9	△ 1.9
特 別 会 計	計	81,578,935	77,884,865	77,925,023	3,694,070	3,653,912	4.7	4.7	4.7
國 民 健 康 保 險 特 別 會 計	計	33,595,227	32,943,275	32,961,391	651,952	633,836	2.0	1.9	1.9
部 落 有 財 產 特 別 會 計	計	450,552	462,943	462,943	△ 12,391	△ 12,391	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7
勤 勞 者 福 祉 共 濟 特 別 會 計	計	41,707	40,084	40,308	1,623	1,399	4.0	3.5	3.5
介 護 保 險 特 別 會 計	計	36,110,170	34,337,738	34,352,825	1,772,432	1,757,345	5.2	5.1	5.1
後 期 高 齡 者 医 濟 特 別 會 計	計	8,523,318	7,409,599	7,416,330	1,113,719	1,106,988	15.0	14.9	14.9
公 共 用 地 先 行 取 得 特 別 會 計	計	1,248,895	1,807,682	1,807,682	△ 558,787	△ 558,787	△ 30.9	△ 30.9	△ 30.9
病 院 事 業 債 債 管 理 特 別 會 計	計	1,508,981	763,249	763,249	745,732	745,732	97.7	97.7	97.7
母 子 父 子 嚴 婦 福 祉 資 金 貨 計 特 別 會 計	計	100,085	120,295	120,295	△ 20,210	△ 20,210	△ 16.8	△ 16.8	△ 16.8
合 計	計	263,575,502	258,329,697	263,482,681	5,245,805	92,821	2.0	0.0	0.0

(1)

(企業会計) (単位:千円、%)

会	計	令和8年度		令和7年度		増減額		増減率	
		当初予算額	現計予算額	当初	7	当初	7	現計	(7/1-1) × 100
水道事業会計	収益的支収	8,596,512	8,678,051	△ 81,539	△ 81,539	△ 81,539	△ 81,539	△ 0.9	△ 0.9
	支出	8,166,586	8,018,050	8,090,743	148,536	75,843		1.9	0.9
	資本的支収	1,279,518	2,571,010	△ 2,571,010	△ 1,291,492	△ 1,291,492	△ 1,291,492	△ 50.2	△ 50.2
	支出	3,751,784	6,838,594	6,844,526	△ 3,086,810	△ 3,092,742	△ 3,092,742	△ 45.1	△ 45.2
下水道事業会計	収益的支収	9,784,866	10,066,688	10,080,059	△ 281,822	△ 295,193	△ 295,193	△ 2.8	△ 2.9
	支出	9,514,233	9,695,061	9,727,665	△ 180,828	△ 213,432	△ 213,432	△ 1.9	△ 2.2
	資本的支収	5,425,032	5,092,906	5,092,906	△ 332,126	△ 332,126	△ 332,126	6.5	6.5
	支出	7,563,400	7,576,572	7,584,830	△ 13,172	△ 21,430	△ 21,430	△ 0.2	△ 0.3

(全体規模) (単位:千円、%)

会	計	令和8年度		令和7年度		増減額		増減率	
		当初予算額	現計予算額	当初	7	当初	7	現計	(7/1-1) × 100
総合計		292,571,505	290,457,974	295,730,445	2,113,531	△ 3,158,940	0.7	△ 1.1	

(注) 企業会計については、支出を合計しています。

(2)

令和 8 年 度 一 般 会 計 入 予 算 簿

(単位:千円、%)

区分	款	令和 8 年度		令和 7 年度		現計予算	構成比	8 当初予算	8 当初予算	8 当初 - 7 当初	8 当初 - 7 現計	8 当初 ÷ 7 現計
		当初予算額	構成比	予算額	構成比							
1 市 稅	77,337,046	42.5	73,815,344	40.9	73,815,344	39.8	3,521,702	3,521,702	3,521,702	3,521,702	4.8	4.8
2 地 方 讓 与 稅	638,000	0.3	650,000	0.4	650,000	0.3	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 1.8	△ 1.8
3 利 子 割 交 付 金	398,000	0.2	192,000	0.1	192,000	0.1	206,000	206,000	206,000	206,000	107.3	107.3
4 配 当 割 交 付 金	1,214,000	0.7	890,000	0.5	890,000	0.5	324,000	324,000	324,000	324,000	36.4	36.4
5 株式等譲渡所得割交付金	1,090,000	0.6	954,000	0.5	954,000	0.5	136,000	136,000	136,000	136,000	14.3	14.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,461,000	0.8	1,342,000	0.7	1,342,000	0.7	119,000	119,000	119,000	119,000	8.9	8.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,727,000	5.9	9,510,000	5.3	9,510,000	5.1	1,217,000	1,217,000	1,217,000	1,217,000	12.8	12.8
8 地 方 特 例 交 付 金	528,347	0.3	309,000	0.2	309,000	0.2	219,347	219,347	219,347	219,347	71.0	71.0
9 地 方 交 付 稅	4,829,000	2.6	4,127,000	2.3	4,127,000	2.2	702,000	702,000	702,000	702,000	17.0	17.0
「環境性能割交付金」	-	-	251,000	0.1	251,000	0.1	△ 251,000	△ 251,000	△ 251,000	△ 251,000	皆減	皆減
小計	98,222,393	53.9	92,040,344	51.0	92,040,344	49.5	6,182,049	6,182,049	6,182,049	6,182,049	6.7	6.7
10 交通安全対策特別交付金	31,000	0.0	38,000	0.0	38,000	0.0	△ 7,000	△ 7,000	△ 7,000	△ 7,000	△ 18.4	△ 18.4
11 分 担 金 及 び 負 担 金	497,176	0.3	490,181	0.3	490,181	0.3	6,995	6,995	6,995	6,995	1.4	1.4
12 使 用 料 及 び 手 数 料	3,196,535	1.8	3,074,250	1.7	3,074,250	1.7	122,285	122,285	122,285	122,285	4.0	4.0
13 国 庫 支 出 金	40,792,837	22.4	42,253,541	23.4	43,853,211	23.6	△ 1,460,704	△ 1,460,704	△ 1,460,704	△ 1,460,704	△ 3.5	△ 3.5
14 府 支 出 金	13,953,634	7.7	13,421,727	7.4	13,515,377	7.3	531,907	531,907	531,907	531,907	4.0	4.0
15 財 産 収 入	248,696	0.1	185,533	0.1	185,533	0.1	63,163	63,163	63,163	63,163	34.0	34.0
16 寄 附 金	2,313,025	1.3	2,548,651	1.4	2,548,651	1.4	△ 235,626	△ 235,626	△ 235,626	△ 235,626	△ 9.2	△ 9.2
17 繼 入 金	9,815,315	5.4	12,553,916	7.0	15,903,354	8.6	△ 2,738,601	△ 2,738,601	△ 2,738,601	△ 2,738,601	△ 21.8	△ 21.8
18 諸 収 入	3,683,456	2.0	4,820,889	2.7	4,622,057	2.5	△ 1,137,433	△ 1,137,433	△ 1,137,433	△ 1,137,433	△ 23.6	△ 23.6
19 市 債 債	9,242,500	5.1	9,017,800	5.0	9,286,700	5.0	224,700	224,700	224,700	224,700	2.5	2.5
歳 入 合 計	181,996,567	100.0	180,444,832	100.0	185,557,658	100.0	1,551,735	1,551,735	1,551,735	1,551,735	0.9	0.9

(3)

令和8年度一般会計歳出予算額（目的別）

(単位：千円、%)

区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算	構成比	現計予算	構成比	8当初-7当初	8現計-7現計	8当初 ÷7当初	8当初 ÷7現計		
1 議 会 費	741,188	0.4	746,511	0.4	765,937	0.4	△ 5,323	△ 24,749	△ 0.7	△ 3.2			
2 総 務 費	18,093,415	9.9	17,518,056	9.7	17,997,039	9.7	575,359	96,376	3.3	0.5			
3 民 生 費	92,941,477	51.1	93,346,663	51.7	95,971,709	51.7	△ 405,186	△ 3,030,232	△ 0.4	△ 3.2			
4 衛 生 費	18,015,901	9.9	14,577,290	8.1	15,301,388	8.3	3,438,611	2,714,513	23.6	17.7			
5 勤 勵 費	229,096	0.1	223,072	0.1	225,046	0.1	6,024	4,050	2.7	1.8			
6 農 業 費	83,466	0.1	91,316	0.1	92,991	0.1	△ 7,850	△ 9,525	△ 8.6	△ 10.2			
7 商 工 費	1,669,241	0.9	1,800,206	1.0	2,685,152	1.5	△ 130,965	△ 1,015,911	△ 7.3	△ 37.8			
8 土 木 費	18,771,013	10.3	18,734,532	10.4	18,815,102	10.1	36,481	△ 44,089	0.2	△ 0.2			
9 消 防 費	5,274,724	2.9	7,030,113	3.9	7,127,346	3.8	△ 1,755,389	△ 1,852,622	△ 25.0	△ 26.0			
10 教 育 費	18,387,144	10.1	19,600,644	10.9	19,799,519	10.7	△ 1,213,500	△ 1,412,375	△ 6.2	△ 7.1			
11 公 債 費	7,658,357	4.2	6,713,561	3.7	6,713,561	3.6	944,976	944,976	14.1	14.1			
12 諸 支 出 金	81,545	0.1	12,868	0.0	12,868	0.0	68,677	68,677	533.7	533.7			
13 予 備 費	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0	0.0	0.0			
歳 出 合 計	181,996,567	100.0	180,444,832	100.0	185,557,658	100.0	1,551,735	△ 3,561,091	0.9	△ 1.9			

(4)

令和 8 年度一般会計歳出予算額（性質別）

(単位：千円、%)

区分	令和 8 年度		令和 7 年度		現計予算	8 当初予算 - 予算額 構成比	8 当初 - 7 当初 (%)	8 当初 - 7 現計 (%)	8 当初 ÷ 7 現計 (%)	8 当初 ÷ 7 現計 (%)
	(7)	(1)	(7)	(1)						
消費的経費	141,526,873	77.7	140,699,515	78.0	145,774,506	78.5	827,358	△ 4,247,633	0.6	△ 2.9
人件費	34,527,558	19.0	32,158,142	17.8	33,234,689	17.9	2,369,416	1,292,869	7.4	3.9
物持補修費	32,644,196	17.9	33,317,622	18.5	35,319,193	19.0	△ 673,426	△ 2,674,997	△ 2.0	△ 7.6
扶助費	39,341,833	21.6	39,715,167	22.0	39,715,432	21.4	△ 322,645	△ 322,645	△ 9.9	△ 9.9
補助費等	32,060,872	17.6	32,233,525	17.9	34,230,133	18.4	△ 172,653	△ 373,599	△ 0.9	△ 0.9
投資的経費	17,064,261	9.4	17,532,164	9.7	17,532,645	9.5	△ 467,903	△ 468,384	△ 2.7	△ 2.7
普通建設事業費	17,064,261	9.4	17,532,164	9.7	17,532,645	9.5	△ 467,903	△ 468,384	△ 2.7	△ 2.7
公債費	7,658,250	4.2	6,713,454	3.7	6,713,454	3.6	944,796	944,796	14.1	14.1
積立金	1,460,673	0.8	1,455,640	0.8	1,455,640	0.8	5,033	5,033	0.3	0.3
貸付金	307,000	0.2	300,000	0.2	300,000	0.2	7,000	7,000	2.3	2.3
繰出金	13,929,510	7.7	13,694,059	7.6	13,731,413	7.4	235,451	198,097	1.7	1.4
予備費	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0	0.0	0.0
歳出合計	181,996,567	100.0	180,444,832	100.0	185,557,658	100.0	1,551,735	△ 3,561,091	0.9	△ 1.9

(5)

令和8年度特別会計歳入予算額・歳出予算額（目的別）

（単位：千円、%）

区分 款		令和8年度			令和7年度			現計予算			増減額			増減率	
		当初予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初	8当初-7当初	8当初	8当初-7現計	8当初	
歳 入	1 国民健康保険料	6,861,756	20.4	6,524,932	19.8	6,534,432	19.8	336,824	327,324	5.2	5.0	5.0	5.0	5.0	
	2 使用料及び手数料	1,400	0.0	1,400	0.0	1,400	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4 府支出金	23,468,320	69.9	23,012,599	69.9	23,012,599	69.8	455,721	455,721	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	5 繰入金	3,236,488	9.6	3,377,092	10.2	3,385,698	10.3	△ 140,604	△ 149,210	△ 4.2	△ 4.4	△ 4.4	△ 4.4	△ 4.4	
歳 出	6 諸収入	27,262	0.1	27,251	0.1	27,261	0.1	11	11	1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	歳入合計	33,595,227	100.0	32,943,275	100.0	32,961,391	100.0	651,952	633,836	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	
歳 出	1 給務費	872,396	2.6	712,942	2.2	719,186	2.2	159,454	153,210	22.4	21.3	21.3	21.3	21.3	
	2 保険給付費	22,641,404	67.4	22,217,958	67.5	22,217,958	67.4	423,446	423,446	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	
	3 民業保険料	9,661,676	28.7	9,631,245	29.2	9,631,245	29.2	30,431	30,431	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	4 保健事業費	358,691	1.1	340,070	1.0	342,442	1.0	18,621	16,249	5.5	4.7	4.7	4.7	4.7	
	5 諸支出金	61,060	0.2	41,060	0.1	50,560	0.2	20,000	10,500	48.7	20.8	20.8	20.8	20.8	
歳出合計		33,595,227	100.0	32,943,275	100.0	32,961,391	100.0	651,952	633,836	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	

(単位：千円、%)(1)

(2) 部落有財産特別会計		(7)	(1)	(†)	(x)	(‡)	(#)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	
区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額				増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算	構成比	現計予算	構成比	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7現計
歳 入	1 繰 越 金	449,920	99.9	462,311	99.9	462,311	99.9	△ 12,391	△ 12,391	△ 12,391	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7
	2 諸 収 入	632	0.1	632	0.1	632	0.1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歳 出	歳 入 合 計	450,552	100.0	462,943	100.0	462,943	100.0	△ 12,391	△ 12,391	△ 12,391	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7
	1 財 産 費	450,552	100.0	462,943	100.0	462,943	100.0	△ 12,391	△ 12,391	△ 12,391	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7
歳 出	歳 出 合 計	450,552	100.0	462,943	100.0	462,943	100.0	△ 12,391	△ 12,391	△ 12,391	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.7

(単位：千円、%)(1)

(3) 勤労者福祉共済特別会計		(7)	(1)	(†)	(x)	(‡)	(#)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	(‡)	
区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額				増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算	構成比	現計予算	構成比	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7現計	8当初-7現計
歳 入	1 共 済 掛 金 収 入	24,872	59.6	24,679	61.6	24,679	61.2	193	193	193	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	2 繰 入 金	13,081	31.4	12,099	30.2	12,323	30.6	982	982	982	8.1	8.1	8.2	8.1	8.2
歳 出	歳 入 合 計	3,754	9.0	3,306	8.2	3,306	8.2	448	448	448	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6
	1 福 祉 共 済 費	41,707	100.0	40,084	100.0	40,308	100.0	1,623	1,623	1,623	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
歳 出	歳 出 合 計	41,707	100.0	40,084	100.0	40,308	100.0	1,623	1,623	1,623	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

(単位：千円、%)

## (4) 介護保険特別会計 (7) (1) (4) (7) (1) (4) (7) (1) (4) (7) (1)

区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額				増減率	
		当初予算		構成比		現計予算		構成比		8当初-7当初		8当初-7現計		8当初	8当初
		予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	(7)-(6)	(7)-(6)	(7)-(6)	(7)-(6)	(7)-(6)	(7)-(6)	(7)/(6-1) × 100	(7)/(6-1) × 100
歳 入	1 介護保険料	6,905,785	19.1	6,824,677	19.9	6,824,677	19.9	81,108	81,108	81,108	81,108	81,108	81,108	1.2	1.2
	2 使用料及び手数料	530	0.0	530	0.0	530	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	3 国庫支出金	8,174,925	22.7	7,777,339	22.6	7,778,233	22.6	397,586	396,692	396,692	396,692	396,692	396,692	5.1	5.1
	4 支払基金交付金	9,380,129	26.0	8,946,887	26.1	8,947,457	26.1	433,242	432,672	432,672	432,672	432,672	432,672	4.8	4.8
	5 府支出金	4,844,093	13.4	4,633,338	13.5	4,633,785	13.5	210,755	210,308	210,308	210,308	210,308	210,308	4.5	4.5
	6 繼入金	6,793,915	18.8	6,151,280	17.9	6,164,432	17.9	642,635	629,483	629,483	629,483	629,483	629,483	10.4	10.2
	7 諸収入	561	0.0	620	0.0	644	0.0	△ 59	△ 83	△ 83	△ 83	△ 83	△ 83	△ 9.5	△ 12.9
	8 財産収入	10,232	0.0	3,067	0.0	3,067	0.0	7,165	7,165	7,165	7,165	7,165	7,165	233.6	233.6
歳入合計		36,110,170	100.0	34,337,738	100.0	34,352,825	100.0	1,772,432	1,757,345	1,757,345	1,757,345	1,757,345	1,757,345	5.2	5.1
歳 出	1 総務費	1,103,416	3.0	938,768	2.7	950,770	2.8	164,648	152,646	152,646	152,646	152,646	152,646	17.5	16.1
	2 介護保険給付費	33,495,214	92.8	31,987,234	93.2	31,987,234	93.1	1,507,980	1,507,980	1,507,980	1,507,980	1,507,980	1,507,980	4.7	4.7
	3 基金積立金	10,232	0.0	3,067	0.0	3,067	0.0	7,165	7,165	7,165	7,165	7,165	7,165	233.6	233.6
	4 諸支出金	168,261	0.5	168,320	0.5	168,344	0.5	△ 59	△ 83	△ 83	△ 83	△ 83	△ 83	0.0	0.0
	5 地域支援事業費	1,333,047	3.7	1,240,349	3.6	1,243,410	3.6	92,698	89,637	89,637	89,637	89,637	89,637	7.5	7.2
	歳出合計	36,110,170	100.0	34,337,738	100.0	34,352,825	100.0	1,772,432	1,757,345	1,757,345	1,757,345	1,757,345	1,757,345	5.2	5.1

(5) 後期高齢者医療特別会計 (単位:千円、%)

区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初	8当初-7現計		
歳入	1 後期高齢者医療保険料	6,877,548	80.7	5,957,168	80.4	5,957,168	80.3	920,380	920,380	15.4	15.4
	2 使 用 料 及 び 手 数 料	266	0.0	266	0.0	266	0.0	0	0	0.0	0.0
	3 繰 入 金	1,628,627	19.1	1,442,121	19.5	1,444,849	19.5	186,506	183,778	12.9	12.7
	4 諸 収 入	16,877	0.2	10,044	0.1	14,047	0.2	6,833	2,830	68.0	20.1
歳入合計		8,523,318	100.0	7,409,599	100.0	7,416,330	100.0	1,113,719	1,106,988	15.0	14.9
歳出	1 給 業 費	368,660	4.3	338,166	4.6	340,897	4.6	30,494	27,763	9.0	8.1
	2 後 期 高 齢 者 医 療 費	8,137,775	95.5	7,061,383	95.3	7,061,383	95.2	1,076,392	1,076,392	15.2	15.2
	3 諸 支 出 金	16,883	0.2	10,050	0.1	14,050	0.2	6,833	2,833	68.0	20.2
	歳出合計	8,523,318	100.0	7,409,599	100.0	7,416,330	100.0	1,113,719	1,106,988	15.0	14.9

(6) 公共用地先行取得特別会計 (単位:千円、%)

区分	款	令和8年度				令和7年度				増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	8当初-7当初	8当初-7現計	8当初	8当初-7現計		
歳入	1 土地開発基金借入金	342,152	27.4	301,522	16.7	301,522	16.7	40,630	40,630	13.5	13.5
	2 繰 入 金	13,705	1.1	256	0.0	256	0.0	13,449	13,449	5,253.5	5,253.5
	3 財 産 収 入	893,038	71.5	1,505,904	83.3	1,505,904	83.3	△ 612,866	△ 612,866	△ 40.7	△ 40.7
	歳入合計	1,248,895	100.0	1,807,682	100.0	1,807,682	100.0	△ 558,787	△ 558,787	△ 30.9	△ 30.9
歳出	1 用 地 取 得 費	355,857	28.5	301,778	16.7	301,778	16.7	54,079	54,079	17.9	17.9
	2 諸 支 出 金	809,973	64.9	943,371	52.2	943,371	52.2	△ 133,398	△ 133,398	△ 14.1	△ 14.1
	3 公 債 費	83,065	6.7	562,533	31.1	562,533	31.1	△ 479,468	△ 479,468	△ 85.2	△ 85.2
	歳出合計	1,248,895	100.1	1,807,682	100.0	1,807,682	100.0	△ 558,787	△ 558,787	△ 30.9	△ 30.9

(9)

(7) 病院事業債管理特別会計

区分	款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算額	現計予算額		
歳 入	1 諸 収 入	744,281	49.3	763,249	100.0	△ 18,968	△ 2.5
	2 市 債	764,700	50.7	-	-	764,700	皆増
	歳 入 合 計	1,508,981	100.0	763,249	100.0	745,732	97.7
歳 出	1 公 債 費	744,281	49.3	763,249	100.0	△ 18,968	△ 2.5
	2 貸 付 金	764,700	50.7	-	-	764,700	皆増
	歳 出 合 計	1,508,981	100.0	763,249	100.0	745,732	97.7

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

区分	款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算額	現計予算額		
歳 入	1 線 入 金	15,876	15.9	2,890	2.4	2,890	△ 7現計 △ 1.2
	2 諸 収 入	42,489	42.4	43,016	35.8	43,016	△ 1.2
	3 市 債	26,212	26.2	-	-	26,212	皆増
歳 出	4 線 越 金	15,508	15.5	74,389	61.8	74,389	△ 1.2
	歳 入 合 計	100,085	100.0	120,295	100.0	120,295	△ 1.2
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	57,098	57.1	59,540	49.5	59,540	△ 1.2
歳 出	2 公 債 費	28,764	28.7	40,653	33.8	40,653	△ 29.2
	3 諸 支 出 金	14,223	14.2	20,102	16.7	20,102	△ 29.2
	歳 出 合 計	100,085	100.0	120,295	100.0	120,295	△ 29.2

(7) 病院事業債管理特別会計

区分	款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算額	現計予算額		
歳 入	1 諸 収 入	744,281	49.3	763,249	100.0	△ 18,968	△ 2.5
	2 市 債	764,700	50.7	-	-	764,700	皆増
	歳 入 合 計	1,508,981	100.0	763,249	100.0	745,732	97.7
歳 出	1 公 債 費	744,281	49.3	763,249	100.0	△ 18,968	△ 2.5
	2 貸 付 金	764,700	50.7	-	-	764,700	皆増
	歳 出 合 計	1,508,981	100.0	763,249	100.0	745,732	97.7

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

区分	款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
		当初予算額	構成比	当初予算額	現計予算額		
歳 入	1 線 入 金	15,876	15.9	2,890	2.4	2,890	△ 7現計 △ 1.2
	2 諸 収 入	42,489	42.4	43,016	35.8	43,016	△ 1.2
	3 市 債	26,212	26.2	-	-	26,212	皆増
歳 出	4 線 越 金	15,508	15.5	74,389	61.8	74,389	△ 1.2
	歳 入 合 計	100,085	100.0	120,295	100.0	120,295	△ 1.2
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	57,098	57.1	59,540	49.5	59,540	△ 1.2
歳 出	2 公 債 費	28,764	28.7	40,653	33.8	40,653	△ 29.2
	3 諸 支 出 金	14,223	14.2	20,102	16.7	20,102	△ 29.2
	歳 出 合 計	100,085	100.0	120,295	100.0	120,295	△ 29.2



## 令和8年度（2026年度）当初予算の主な取組

◆拡充する取組の事業費については、継続分の金額は除き、拡充分の金額のみを記載しています。  
 ◆令和8年度の新たな取組（を一部でも含む取組）に「New」を付けています。

### 防災・防犯

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
1	災害時における医薬品等の確保及び供給体制の整備 (薬剤師会と連携し、発災後3日分の医薬品等を確保(ローリングストック))	1,257	地域医療推進事業	保健医療総務室

### 福祉・健康

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
2	健康・生きがい就労トライアル事業の実施 (介護施設における高齢者の短期・短時間の就労に向けた説明会の開催等)	3	高齢者生きがい対策事業	高齢福祉室
3	国保被保険者に対するICTを活用した睡眠改善による生活習慣病予防 【New】 (対象：血圧、血糖及び睡眠に課題がある者)	1,759	特定健康診査等事業	成人保健課
4	AYA世代がん患者の終末期における在宅福祉サービス利用に係る費用助成 【生保以外】5万4千円／月、【生保】6万円／月 【New】	1,059	保健推進事業	成人保健課
5	骨髓等ドナー及びドナーが所属する吹田市内に住所地を有する事業所に対する費用助成 【上限額：14万円（1日2万円、最大7日間）】 【事業所】7万円（1日1万円、最大7日間） 【New】	910	保健推進事業	成人保健課

## 令和8年度（2026年度）当初予算の主な取組

### 子育て・学び

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
6	子供の習い事費用助成事業における助成対象拡大（対象年齢を小学5年生から中学3年生までのとこども小学4年生まで拡大）	11,119	子供の生活支援事業	子育て政策室
7	児童育成支援拠点の設置 <b>New</b> (養育環境に課題を抱えた子供に食事や居場所を提供するセーフティネット事業)	4,012	家庭児童相談事業	家庭児童相談室
8	岸部中（北）住宅跡地複合施設（岸部中（北）住宅跡地認定こども園及び（仮称）片山・岸部地域備蓄倉庫）の整備	102,318	岸部中（北）住宅跡地認定こども園整備事業（仮称）片山・岸部地域備蓄倉庫整備事業	保育幼稚園室 危機管理室
9	5歳児健康診査（2段階方式／抽出型健診）の実施 <b>New</b>	3,159	母子健診事業	すこやか親子室
10	杉の子学園及びわかつたけ園の通園／バスにおける <b>New</b> 位置情報配信システムの導入	198	児童発達支援事業	こども発達支援センター
11	小学校給食費の保護者負担軽減（無償化）	1,219,004	小学校給食事業	保健給食室
12	中学校給食費の保護者負担軽減（半額補助）	171,869	中学校給食事業	保健給食室
13	居場所サポートの配置校拡大 (令和10年度までに市内小中学校へ全校配置)	21,737	教育活動支援事業	学校教育室
14	日本語指導を必要とする児童・生徒支援におけるAI翻訳機の本格導入	3,678	教育活動支援事業	学校教育室
15	青少年クリエイティブセンターの移転・集約建替えに係る基本構想の策定 <b>New</b>	14,080	青少年クリエイティブセンター 管理事業	青少年クリエイティブセンター
16	地区公民館の大規模改修工事 ※ 令和7年度から令和14年度にかけて9館実施	240,792	公民館管理事業	まなびの支援課
17	吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間の移転建替え (11月供用開始予定)	305,359	吹一地区公民館整備事業 吹一地区高齢者いこいの間整備事業	まなびの支援課 高齢福祉室

## 令和8年度（2026年度）当初予算の主な取組

### 環境

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
18	持続可能な航空燃料（SAF）の啓発及び廃食用油回収の促進 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New</span>	500	ごみ減量・再資源化促進事業	環境政策室
19	資源循環工ネルギーセンターの延命化	3,190,422	資源循環工ネルギーセンター延命事業	資源循環工ネルギーセンター

### 都市形成

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
20	北千里駅前地区市街地再開発事業における補助 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New</span>	355,600	北千里駅前地区市街地再開発事業	計画調整室
21	東西道路（市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線）の拡幅整備	35,887	道路新設改良事業	道路室
22	都市計画道路佐井寺片山高浜線の道路改良（無電柱化、道路再整備）	15,522	道路新設改良事業	道路室
23	高浜橋の耐震補強及び補修工事	253,141	橋梁新設改良事業	道路室
24	都市計画道路千里丘線の整備（街路築造等工事、用地購入ほか）	462,872	都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	地域整備推進室
25	佐井寺西地区における土地区画整理事業の推進（阪急電鉄関連工事、雨水調整池等築造工事、造成等工事、物件補償ほか）	5,662,313	佐井寺西土地区画整理事業	地域整備推進室
26	上の川周辺のまちづくり（2期区間整備に係る阪急電鉄影響解析等、千里山東山手線歩道拡幅工事ほか）	180,897	上の川周辺整備事業	地域整備推進室
27	管理不全リスクの高いマンションに対するマネジメントに対するマネジメントの実施 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">New</span>	360	住宅政策事業	住宅政策室

## 令和8年度（2026年度）当初予算の主な取組

### 都市魅力

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
28	市内中小企業者のデジタル化に係る費用の補助 <b>New</b> (補助率：1／2、上限額：20万円)	2,000	商工振興事業	地域経済振興室
29	ふるさと納税制度を活用した市内大学への活動支援 <b>New</b>		大学のあるまちづくり事業	シティプロモーション推進室
30	中の島公園の魅力向上 (官民連携による公園及びスポーツグランドの再整備、秋頃完成予定)	11,130	公園等整備事業	公園みどり室
31	紫金山公園の魅力向上 (指定管理者制度導入及び再整備に向けた基本設計)	678,345	公園等スポーツ等管理事業	公園文化スポーツ推進室
		33,660	公園等管理事業	公園みどり室

### 行政経営

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
32	第5次総合計画等の策定 (計画期間：令和11年度から)	3,720	企画政策事業	企画財政室

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	5,851,000千円
(歳出) 社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費	85,941,048千円

【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

事業名	（予算額）	財源			内訳
		特	定	財	
障害福祉事業	17,916,830	12,627,284	62,815	引上げ分の地方消費税の市町村交付金)	4,385,645
高齢者福祉事業	252,017	3,493	24,982		35,973
児童福祉事業	37,675,010	22,527,763	1,020,251		2,273,316
母子福祉事業	59,181	32,845	56		4,229
生活保護扶助事業	11,852,827	8,786,241	126,416		473,132
社会福祉事業	464,730	148,922	5,585		49,921
小計	68,220,595	44,126,548	1,240,105		3,677,657
介護保険事業	5,230,909	583,873	146,084		724,293
国民健康保険事業	2,334,677	1,668,294	14,900		104,837
小計	7,565,586	2,252,167	160,984		829,130
高齢者医療事業	5,601,188	949,938	0		748,479
病院事業	648,828	0	0		104,409
疾病予防対策事業	2,068,203	142,417	198,285		277,989
医療提供体制確保事業	131,850	0	77,253		8,786
保健衛生事業	1,704,798	155,126	278,546		204,550
小計	10,154,867	1,247,481	554,084		1,344,213
合計	85,941,048	47,626,196	1,955,173		5,851,000
					30,508,679

(※1)

令和8年度の地方消費税交付金の22分の12に相当する額を「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。〔令和8年度当初予算額 10,727,000千円 × 12/22 ÷ 5,851,000千円（百万円未満四捨五入）〕



議案第 19 号、第 20 号、第 22 号～第 24 号参考資料

令和 8 年度（2026 年度）

吹田市一般会計・特別会計予算

参 考 資 料

令和8年度(2026年度)

科 目			人數 (人)	給料	職 員							
款	項	目			扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
議会費	議会費	議会費	20	94,763	3,717	16,758	2,705	2,110				
総務費	総務管理費	一般管理費	347	1,487,544	39,256	256,632	38,727	36,736		441,020		
		男女共同参画費	10	48,637	1,151	8,378	939	1,384				
	徴税費	税務総務費	109	432,306	9,435	72,551	12,237	11,656	2,520			
	戸籍住民登録費	戸籍住民登録費	55	220,718	3,801	36,872	4,874	5,207				
	選挙費	選挙管理委員会費	7	35,310	742	6,330	452	527				
	統計調査費	統計調査総務費	2	9,939	339	1,736	51	165				
	監査委員費	監査委員費	8	45,275	441	8,019	51	893				
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	120	493,590	12,031	84,339	11,609	12,635	390			
		交流活動館費	3	17,265	388	3,031	314	448				
		総合福祉会館費	8	36,250	739	6,126	557	560				
	児童福祉費	児童福祉総務費	111	453,381	13,177	77,769	12,948	10,638				
		保育園費	246	920,921	17,408	151,270	26,181	14,069				
		こども発達支援センター費	67	270,284	6,337	45,052	4,600	4,153				
		のびのび子育てプラザ費	6	30,097	338	5,077	318	493				
		幼保連携型認定こども園費	68	266,952	4,362	43,889	7,098	4,333				
	生活保護費	生活保護総務費	64	230,348	5,488	38,254	10,988	5,308	773			
	国民年金費	国民年金費	4	17,305	197	2,802	27	138				
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	197	823,937	22,259	141,276	18,912	20,371	357			
		公害健康被害補償費	2	9,199	326	1,615	132	190		1,370		
	清掃費	清掃総務費	78	311,809	8,302	51,722	6,896	5,671	7,230		26,660	
		廬芥焼却処理費	29	126,305	3,996	21,524	2,858	3,350	1,389			1,370
		破碎選別処理費	12	51,117	1,200	8,667	474	1,725	176			1,259

備考 人數は暫定再任用職員を含む

当 初 予 算 科 目 別 集 計 表

(単位:千円)

手 当 等									共 濟 費					合計
管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	職員手当等計	大市共	厚生年金	雇用保険料	公務災害	共済費計	
6,360	25,941	21,833		3,106				82,530	38,316				38,316	215,609
77,290	400,541	321,388	1,322,450	29,948	648	282		2,964,918	558,321	401	714	19,887	579,323	5,031,785
2,568	13,038	10,973		468				38,899	19,182				19,182	106,718
11,891	110,531	92,791		6,239				329,851	160,260		301		160,561	922,718
5,928	55,644	46,677		2,025				161,028	83,020	333	186		83,539	465,285
3,504	9,358	7,818		463				29,194	14,059		73		14,132	78,636
564	2,748	2,313		190				8,106	4,040				4,040	22,085
4,392	14,389	9,046		190				37,421	17,159			16	17,175	99,871
21,600	129,499	108,931		6,589				387,623	189,343		66		189,409	1,070,622
1,284	4,654	3,918		35				14,072	7,461				7,461	38,798
1,284	8,878	7,397		314				25,855	14,457		105		14,562	76,667
19,200	118,247	99,518		10,183				361,680	173,381				173,381	988,442
7,080	228,454	192,110		10,535				647,107	328,249		202		328,451	1,896,479
4,932	68,229	57,262		3,863				194,428	99,473		197		99,670	564,382
1,284	7,695	6,433		128				21,766	11,420	333	54		11,807	63,670
2,976	68,052	57,220		2,680				190,610	95,931		66		95,997	553,559
3,240	57,411	48,317		4,395				174,174	84,378				84,378	488,900
	4,156	3,440		176				10,936	6,625		71		6,696	34,937
37,116	216,205	181,733		16,890			6,075	661,194	550,233	333	284		550,850	2,035,981
564	2,489	2,095		123				8,904	4,014			24	4,038	22,141
3,132	78,831	65,987		5,380				259,811	117,832	665	442		118,939	690,559
4,212	33,495	28,191		2,378				102,763	49,031				49,031	278,099
1,848	12,749	10,621		845				39,564	19,190		136		19,326	110,007

科 目			人數 (人)	給料	職 員							
款	項	目			扶養 手當	地域 手當	住居 手當	通勤 手當	特殊勤 務手當	時間外勤 務手當	夜間勤 務手當	休日勤 務手當
労働費	労働賃費	労働賃費	4	22,419	1,115	3,972	267	477				
農業費	農業費	農業委員会費	3	18,717	371	3,303	267	299				
		農業総務費	2	11,138	94	1,798	626	377				
商工費	商工費	商工総務費	13	60,083	1,995	10,522	1,305	1,208				
土木費	土木管理費	土木総務費	134	562,886	19,239	97,147	12,890	15,852	388			
		開発指導費	33	141,098	4,602	24,242	2,946	3,798				
	水路費	水路総務費	9	44,384	1,427	7,717	603	949				
	都市計画費	都市計画総務費	47	218,472	7,683	38,487	3,035	5,213				
	住宅費	住宅管理費	17	76,348	2,268	13,214	596	1,343				
消防費	消防費	常備消防費	378	1,462,548	59,175	251,085	36,289	36,206	45,511	94,465	10,668	118,930
教育費	教育総務費	教育委員会費	125	538,403	18,406	93,804	8,542	11,186	68	60,680		
		教育センター費	15	75,406	3,238	13,645	450	1,462				
	幼稚園費	幼稚園費	68	275,125	5,015	46,880	7,750	3,782				
	社会教育費	社会教育総務費	46	196,132	5,585	33,818	4,530	4,730	462			
		図書館費	49	201,147	2,002	33,548	6,343	5,608				
		青少年クリエイティブセンター費	6	30,648	803	5,239	603	684				
		文化財保護費	16	66,249	507	10,864	1,451	1,618				
	保健体育費	保健体育総務費	88	368,444	10,791	61,645	4,115	5,663				
一般会計 計			2,626	10,802,899	299,746	1,840,619	256,556	243,215	59,264	597,535	10,668	148,219

備考 人數は暫定再任用職員を含む

(単位:千円)

手 当 等										共 濟 費					合計
管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	職員手当等計	大市共	厚生年金	雇用保険料	公務災害	共済費計		
1,284	6,166	5,189		658				19,128	9,659				9,659	51,206	
1,548	5,118	4,307		58				15,271	7,996				7,996	41,984	
	2,812	2,368		35				8,110	5,194				5,194	24,442	
3,792	16,275	13,697		795				49,589	23,349				23,349	133,021	
26,269	148,211	124,344		12,125		548		457,013	208,489	350	495		209,334	1,229,233	
5,808	37,614	31,656		4,505		166		115,337	52,606				52,606	309,041	
2,412	11,967	10,071		658		72		35,876	17,463				17,463	97,723	
14,472	58,580	49,217		4,622				181,309	81,000	700	108		81,808	481,589	
3,960	20,609	17,346		1,293				60,629	29,186				29,186	166,163	
45,863	384,937	323,452	329,870	49,593				1,786,044	577,441	1,179	597	7,002	586,219	3,834,811	
33,664	140,858	113,681	280,483	11,570				772,942	204,137	665	653	4,046	209,501	1,520,846	
6,624	20,830	17,531		2,531				66,311	30,138				30,138	171,855	
6,360	70,894	59,604	24,475	1,698				226,458	公立学校共100,030		75		100,105	601,688	
9,756	52,184	43,863		2,923				157,851	75,579		66		75,645	429,628	
6,516	51,115	43,019		1,350				149,501	72,970				72,970	423,618	
1,284	8,189	6,892		298				23,992	12,388				12,388	67,028	
1,128	16,173	13,492		211				45,444	24,613		157		24,770	136,463	
6,036	95,486	80,247		6,945				270,928	133,302		140		133,442	772,814	
399,025	2,819,252	2,345,988	1,957,278	209,011	648	1,068	6,075	11,194,167	4,310,915	4,959	5,188	30,975	4,352,037	26,349,103	

科 目			人數 (人)	給料	職 員							
款	項	目			扶養 手當	地域 手當	住居 手當	通勤 手當	特殊勤 務手當	時間外勤 務手當	夜間勤 務手當	休日勤 務手當
国民健康保険特別会計												
総務費	総務管理費	一般管理費	12	48,426	889	8,188	845	2,131		3,028		
	徴収費	賦課徴収費	7	33,848	1,138	5,805	1,020	988	1,176	9,342		
保健事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	5	20,488	597	3,465	243	539		1,178		
計			24	102,762	2,624	17,458	2,108	3,658	1,176	13,548		
勤労者福祉共済特別会計												
福祉共済費	福祉共済費	福祉共済総務費	1	4,318	143	714	81	95		402		
介護保険特別会計												
総務費	総務管理費	一般管理費	13	54,870	2,215	9,431	1,433	1,338		6,200		
	徴収費	賦課徴収費	3	13,509	359	2,220	81	165		2,666		
地域支援事業費	包括的支援事業・ 任意事業費	包括的支援事業・任意事業費	4	17,383	502	2,978	162	214	11	7,204		
	介護予防・日常生活支援総合事業費	一般介護予防事業費	7	30,143	650	5,019	1,056	505		2,946		
計			27	115,905	3,726	19,648	2,732	2,222	11	19,016		
後期高齢者医療特別会計												
総務費	総務管理費	一般管理費	7	30,361	887	5,206	1,035	818		2,752		
	徴収費	徴収費	3	12,106	326	1,991	132	299		3,166		
計			10	42,467	1,213	7,197	1,167	1,117		5,918		
総計			2,688	11,068,351	307,452	1,885,636	262,644	250,307	60,451	636,419	10,668	148,219

備考 人数は暫定再任用職員を含む

(単位:千円)

手 当 等										共 濟 費					合計
管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	職員手当等計	大市共	厚生年金	雇用保険料	公務災害	共済費計		
1,848	11,953	10,061		580				39,523	19,197			116	19,313	107,262	
1,284	9,069	7,633		591				38,046	13,763			94	13,857	85,751	
564	5,394	4,541		323				16,844	7,955			51	8,006	45,338	
3,696	26,416	22,235		1,494				94,413	40,915			261	41,176	238,351	
	1,137	957		53				3,582	1,953			11	1,964	9,864	
1,848	14,683	12,359		1,389				50,896	22,246			138	22,384	128,150	
	3,541	2,981		173				12,186	5,590			34	5,624	31,319	
720	4,319	3,580		106				19,796	6,938			66	49	7,053	44,232
564	7,882	6,634		212				25,468	11,794			74	11,868	67,479	
3,132	30,425	25,554		1,880				108,346	46,568			66	295	46,929	271,180
1,284	8,098	6,816		413				27,309	11,888			75	11,963	69,633	
	3,195	2,689		123				11,921	4,843			33	4,876	28,903	
1,284	11,293	9,505		536				39,230	16,731			108	16,839	98,536	
407,137	2,888,523	2,404,239	1,957,278	212,974	648	1,068	6,075	11,439,738	4,417,082	4,959	5,254	31,650	4,458,945	26,967,034	

## 令和8年度(2026年度)当初予算科目

科 目			大 事 業	報 酬	給 料	職 員 手 当						
款	項	目				地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当
総務費	一般管理費	市庁舎管理事業	12,379								2,577	2,169
		人事管理事業	296,253	260,878	41,757	9,291	284	318		124,044	104,440	28,612
		契約事業		2,629	421	154						
		行財政改革推進事業	9,692							1,919	1,659	
		資産経営事業	3,138	2,481	397	75				1,267	1,066	
		会計事務事業	1,950	598	96					698	588	
	総務管理費	文書費	文書管理事業	7,686						1,618	1,361	
		消費経済対策費	消費生活事業	20,796						4,358	3,668	
		車両管理費	車両管理事業	5,863						1,227	1,033	
		出張所費	出張所事業		6,535	1,046	195			1,170	985	
		職員厚生費	人事管理事業	2,206						464	391	
	人権費	人権事業		6,215						1,251	1,053	
		非核平和都市宣言事業		8,373						1,761	1,482	
		地域振興費	地域自治推進事業		2,481	397				606	510	
		男女共同参画費	男女共同参画事業	13,637						3,303	2,780	
	選挙費	安心安全費	安心安全事業	2,690						562	473	
		千里ニュータウンプラザ費	千里ニュータウン情報館事業	2,231	2,481	397	66			1,040	875	
		シティプロモーション費	シティプロモーション事業	3,082						634	534	
		戸籍住民登録費	戸籍住民登録事業	14,472	41,285	6,606	1,252		155		13,719	11,624
		選挙管理委員会費	選挙管理委員会事業		8,076						1,700	1,430
		大阪府議会議員及び知事選挙執行費	選挙管理委員会事業		5,294							
		統計調査費	基幹統計調査費		3,434	550	78				1,185	997
		監査委員費	監査委員費	2,693							567	477
	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉事業	2,693							567	477
			生活援護事業	1,562							329	277
			子供の生活支援事業	11,837							2,468	2,077
			社会福祉法人等認可・指導監査事業	1,362							246	207
		厚生援護費	社会福祉事業	2,070							436	367
		老人福祉費	高齢者支援事業	2,322							489	411
			地域支援事業		2,891	463	120				706	594
		心身障害者医療助成費	障害者福祉事業	5,393							1,116	939
		交流活動館費	交流活動館事業	10,233							2,048	1,723

別集計表(会計年度任用職員管理事業)

(単位:千円)

等	共済費						旅費	負担金、補助及び交付金		合計	関連事業 (小事業)
	大市共	健康保険料	公務災害	雇用保険料	厚生年金	労災保険料		費用弁償	特定退職金共済		
児童手当											
	1,131			253	1,661		302	120	21	20,613	庁舎管理事業
1,137	98,186		389	6,935	49,676	926		10,583	1,968	618	1,036,295
				47							3,251
	840			196	1,278			213	96	17	15,910
	1,155		6	68	435	16		289	24	9	10,426
	467			40	255			24		5	4,721
	706			159	1,037			277	48	13	12,905
	1,882			423	2,773			1,163	168	30	35,261
	1,515			120	647			110	24	9	10,548
	971			84	240					5	11,231
	179			46	299			100	24	5	3,714
	536			124	790			20	48	9	10,046
	738			171	1,085	40		119	72	13	13,854
	860		6							5	4,865
	1,278			290	1,879	68		273	96	17	23,621
	238			56	350			20	24	5	4,418
	1,057		6	44	289	11		120	24	5	8,646
	292			66	431			289	24	5	5,357
	14,470		78	365	2,404			444	96	84	107,054
	730			165	1,074			146	72	13	13,406
				74				115			5,483
	1,052		5	43	285						7,629
	254			56	373			85		5	4,510
	239			55	351			52	24	5	4,463
								39			2,207
	1,068			243	1,574			361	72	17	19,717
	121			27	177			24			2,164
	193			43	282			75	24	5	3,495
	207			47	303			24		5	3,808
	631				222					5	5,632
	475			110	698			122	48	9	8,910
	928			209	1,363	49		349	96	17	17,015
											交流活動館管理事業

科 目			大 事 業	報 酬	給 料	職 員 手 当						
款	項	目				地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当
民生費	障害者福祉費	障害者福祉事業	4,513								943	794
		障害者社会参加促進事業	2,715								572	481
		障害福祉自立支援事業費	5,275	2,350	376	120					1,681	1,414
		障害者社会参加促進事業	6,113								1,270	1,069
	児童福祉総務費	子育て支援事業		2,481	397	55					606	510
		家庭児童相談事業	6,339	16,132	2,582	664		662			5,238	4,408
		保育幼稚園管理事業		2,481	397						606	510
		私立保育所等事業	11,070	3,329	533	80					3,089	2,599
	保育園費	子育て支援事業	7,172	20,128	3,221	260					6,409	5,395
		公立保育所等事業	262,068	290,229	46,437	3,687		1,822			124,099	104,441
		母子福祉費	7,591								1,585	1,334
		留守家庭児童育成費	889,160								156,318	132,129
	児童会館費	児童会館事業	186,665								37,709	31,735
		子育て支援事業	4,483								835	788
	こども発達支援センター費	こども発達支援センター事業	59,235	54,548	8,728	448		331			24,975	20,432
	のびのび子育てプラザ費	子育て支援事業	32,892	17,300	2,768	313		162			11,047	9,297
	幼保連携型認定こども園費	子育て支援事業	8,431	9,267	1,483	116					4,021	3,385
		公立保育所等事業	122,399	82,577	13,213	821		321			45,900	38,908
	児童福祉サービス給付費	児童福祉サービス給付事業	2,693								567	477
	生活保護費	生活保護事業	40,802								8,438	7,102
衛生費	保健衛生費	公害保健福祉事業費	公害・原爆関連事業	1,239							241	203
		環境保全費	地域環境保全事業	12,296							2,588	2,178
		保健事業費	成人保健事業	5,406							1,133	954
		保健推進事業	4,533								954	803
	母子保健事業費	母子保健事業	16,179	9,922	1,588	297					5,734	4,849
		産業廃棄物対策費	産業廃棄物対策事業	2,917							611	515
	清掃費	塵芥処理費	ごみ処理事業	29,773	5,008	802		259		324	5,141	4,327

(単位:千円)

等	共 濟 費						旅 費	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	合 計	関 連 事 業 ( 小 事 業 )	
	大市共	健 康 保 険 料	公 務 災 害	雇 用 保 険 料	厚 生 年 金	労 災 保 険 料					
児童手当											
	352			92	588		74	48	9	7,413 障害者手帳交付事業	
	254			56	374		85	24	5	4,566 重度障害者支援事業	
	743			138	1,093		243	48	13	13,494 障害者生活支援事業	
	554			125	816		142	48	9	10,146 コミュニケーション支援事業	
	828		6						5	4,888 特定型子育て支援コンシェルジュ事業(重層)	
	6,243		36	129	821	30	128	48	30	43,490 家庭児童相談事業 9,208 家庭児童相談事業(重層) 34,282	
	860		6						5	4,865 保育料等滞納整理事業	
	1,324			265	1,956	19	240	72	17	24,593 特定教育・保育施設等運営支援事業	
	66	7,302	43	54	354	43	44	24	42	50,557 休日保育事業 4,121 公立保育所一時預かり事業 46,436	
	888	115,161		614	3,044	20,123	1,218		3,438	1,788 924 979,981 公立保育所運営事業	
		682			156	1,008		244	48	9 12,657 ひとり親家庭等支援事業	
		59,596			17,843	88,855	3,940		22,053	6,288 1,286 1,377,468 留守家庭児童育成室運営事業	
		16,126			3,742	23,772	857		1,934	1,512 269 304,321 児童会館管理事業 53,372 児童会館運営事業 250,949	
						22		144			6,272 児童会館一時預かり事業
	96	19,116		80	1,426	9,058	365		1,684	528 173 201,223 児童発達支援事業	
		6,872		25	495	3,231	192		779	216 63 85,652 のびのび子育てプラザ管理事業 4,394 のびのび子育てプラザー時預かり事業 26,858 ファミリー・サポート・センター事業 10,803 のびのび子育てプラザ子育て支援事業(重層) 41,538 子育て支援コンシェルジュ事業(重層) 2,059	
				25	119	755	42	3,687	144	96 34 31,605 公立幼保連携型認定こども園幼稚園型一時預かり事業 11,809 公立幼保連携型認定こども園一時預かり事業 19,796	
				174	1,845	12,206	585	35,930	1,020	1,042 338 357,279 公立幼保連携型認定こども園運営事業	
		239			55	351	13		24	24 5 4,448 児童福祉サービス給付事業	
		3,715			843	5,471			1,763	312 59 68,505 生活保護適正実施推進事業	
						6		46			1,735 公害保健福祉事業
		1,158			257	1,708			637	96 17 20,935 環境美化事業	
		477			110	701	26		55	48 9 8,919 検診事業 4,498 健康診査事業 4,421	
		301			69	443			224		5 7,332 高齢者フレイル等予防推進事業
		4,275		22	188	1,231	77		375	96 34 44,867 母子健診事業 17,419 妊娠・出産包括支援事業 12,595 小児慢性特定疾病児支援事業 4,864 妊娠・出産包括支援事業(重層) 9,989	
		274			61	404			115	24 5 4,926 産業廃棄物対策事業	
		2,138	997		739	3,411	600		525	192 34 54,270 家庭系ごみ収集運搬事業	

科 目			大 事 業	報 酬	給 料	職 員 手 当						
款	項	目				地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当
労働費	労働諸費	労働諸費	労働事業	12,142							2,532	2,131
農業費	農業費	農業委員会費	農業委員会事業		823	132					173	194
商工費	商工費	商工振興費	商工振興事業	8,659							1,822	1,534
土木費	土木管理費	建築指導費	建築指導事業		2,481	397					606	510
	道路橋梁費	交通対策費	総合的自転車対策事業	2,684							565	476
	公園整備費	公園整備費	公園緑地事業	20,514							4,293	3,613
	都市計画費	佐井寺西土地区画整理費	佐井寺西土地区画整理事業	2,534	2,481	397			117		1,114	937
消防費	消防費	常備消防費	人事管理事業	1,569							305	257
教育費	教育総務費	教育委員会費	教育総務事業		46,920	7,508	1,405	72			11,252	9,542
			人事管理事業	21,105	16,196	2,592	416				8,640	7,271
		教育センター費	学校教育支援事業	98,670							20,708	17,427
			特別支援教育事業	6,050							1,273	1,072
		教育指導費	学校教育支援事業	217,080							39,065	37,263
			学校教育推進事業	8,917							1,877	1,579
			特別支援教育事業	205,569							41,201	37,232
	小学校費	小学校管理運営費	小学校管理事業	43,140	3,471	556	50				9,306	8,616
	中学校費	中学校管理運営費	中学校管理事業	20,573							3,837	3,632
	幼稚園費	幼稚園費	公立幼稚園等事業	98,523	180,304	28,849	1,482		220		65,317	53,911
			子育て支援事業	27,451							5,741	4,832
社会教育費	青少年教育費	青少年教育費	地域・青少年教育事業	3,103							617	519
			こどもプラザ事業	16,560	2,481	397	143				4,447	3,742
		公民館費	公民館事業	36,593							5,263	4,430
		図書館費	図書館事業	105,311	4,961	794	288				24,725	20,809
	青少年クリエイティブセンター費	青少年クリエイティブセンター費	青少年クリエイティブセンター事業	19,532							3,877	3,263
			文化財保護費	文化財保護事業	21,617							4,597
	博物館費	博物館事業	6,377								1,161	978
	生涯学習費	生涯学習事業	2,487	2,481	397	55					1,130	951
	青少年活動サポートプラザ費	青少年活動サポートプラザ費	青少年活動サポートプラザ事業	35,543							7,293	6,147
			学校保健体育費	学校保健体育事業		637	102	24				
保健体育費	学校給食費	小学校管理事業	102,547	7,966	1,275	264					26,955	23,845
		中学校管理事業		1,026	165	55					602	506
	一般会計 計		3,341,007	1,113,673	178,216	22,274	615	4,108	324	926,679	788,853	28,612

(単位:千円)

等	共 濟 費						旅 費	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	合 計	関 連 事 業 ( 小 事 業 )
	大市共	健 康 保 険 料	公 務 災 害	雇 用 保 険 料	厚 生 年 金	労 災 保 険 料				
児童手当										
	1,122			254	1,653		760	72	17	20,683 地域就労支援事業
	84			20	123					1,549 農業委員会運営事業
	790			180	1,164		375	72	13	14,609 商工振興事業 ふるさと寄附金事業 10,141 4,468
	860		6						5	4,865 建築指導事業
	238			55	350	13	65		5	4,451 総合的自転車対策事業 (交通対策)
	1,878			419	2,760	98	457	192	34	34,258 公園等管理事業
	1,092		6	53	340	13	162	24	9	9,279 佐井寺西土地区画整理 事業
	143			32	207		14	24	5	2,556 一般事務事業
	15,949		95	26	324	12			80	93,185 教育総務事業
	8,499		35	412	2,690	25	416	192	59	68,548 一般事務事業
	8,327			1,974	12,875	458	4,376	768	135	165,718 教育相談事業
	569			128	839	29	381	48	9	10,398 特別支援教育推進事業
	9,667			2,159	14,169	896	8,214	144	26	328,683 学校教育支援事業 教育活動支援事業 31,192 297,491
	827			186	1,219	42	445	72	13	15,177 英語教育推進事業
	10,432			2,394	15,364	930	3,526	720	131	317,499 特別支援教育事業
	2,638		9	65	435	179	667	24	9	69,165 小学校管理事業 小学校營繕事業 63,862 5,303
					93		419			28,554 中学校管理事業
168		285	2,175	14,227	675	67,606	1,710	576	408	516,436 公立幼稚園運営事業
			401	2,568	124	1,549	308	288	51	43,313 公立幼稚園幼稚園型一 時預かり事業
	260			62	382	14			24	5 4,986 青少年育成事業
	1,923		6	234	1,488	87	1,431	72	21	33,032 こどもプラザ事業
					154					46,440 公民館管理事業
	10,325		11	2,101	12,910	479	5,187	768	143	188,812 図書館運営事業
	1,613			398	2,408	89		58	168	30 31,436 青少年クリエイティブセン ター管理事業 青少年クリエイティブセン ター主催事業 21,768 9,668
	1,520			341	2,230	101		885	168	30 35,419 文化財保護事業 旧西尾家住宅(吹田文化 創造交流館)保存活用事 業 旧中西家住宅(吹田吉志 部文人墨客迎賓館)保存 活用事業 12,624 10,612 12,183
	239			55	351	29	338	24	5	9,557 博物館管理事業 博物館展示等事業 4,434 5,123
	1,046		6	51	320		24	24	9	8,981 生涯学習事業
	2,895			670	4,310	163		1,151	264	47 58,483 青少年活動サポートプラ ザ主催事業 青少年活動サポートプラ ザ相談事業 8,864 49,619
	51			12	75					901 学校保健体育事業
	13,255		7	2,704	15,567	607		1,467		13 196,472 小学校給食事業
	149			35	220					2,758 中学校給食事業
2,355	477,380	997	1,987	60,006	362,529	14,455	108,772	84,710	20,566	5,667 7,543,785

科 目			大 事 業	報 酬	給 料	職 員 手 当							
款	項	目				地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
総務費	総務管理費	一般管理費	人事管理事業	5,385						1,098	924		
	徴収費	賦課徴収費	国民健康保険事業	18,528						3,766	3,170		
保健事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	保健事業(国民健康保険)	10,699						2,201	1,871		
国民健康保険特別会計 計				34,612						7,065	5,965		
総務費	総務管理費	一般管理費	人事管理事業	2,616						549	462	957	
	徴収費	賦課徴収費	介護保険運営事業	8,838						1,851	1,558		
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	介護保険運営事業		2,481	397			12		606	510	
	認定調査等費	認定調査等費	介護保険運営事業	53,380	2,401	385	110		45		11,236	9,639	
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	介護予防・日常生活支援サービス事業費	介護保険(地域支援)事業	3,718						1,129	950		
		一般介護予防事業費	介護保険(地域支援)事業	5,178						1,076	906		
介護保険特別会計 計				73,730	4,882	782	110		57		16,447	14,025	957
総務費	総務管理費	一般管理費	人事管理事業	5,301						1,098	924		
後期高齢者医療特別会計 計				5,301						1,098	924		
総 計			3,454,650	1,118,555	178,998	22,384	615	4,165	324	951,289	809,767	29,569	

(単位:千円)

等	共 濟 費						旅 費	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	合 計	関 連 事 業 ( 小 事 業 )	
	大市共	健 康 保 険 料	公 務 災 害	雇 用 保 険 料	厚 生 年 金	労 災 保 険 料					
児童手当											
	473			110	695		134	48	9	8,876	一般事務事業
	1,610			375	2,371		387	96	26	30,329	国民健康保険料等滞納 整理事業
	843			203	1,328	51	210	96	17	17,519	特定健康診査等事業
	2,926			688	4,394	51	731	240	52	56,724	
	237			54	348		75	24	5	5,327	一般事務事業
	809			181	1,192		197	72	13	14,711	介護保険賦課徴収事業
	860								5	4,871	介護認定審査会事業
	5,023			1,110	7,391		1,005	360	80	92,165	認定調査等事業
							276			6,073	介護予防・生活支援サー ビス事業
	361			81	534		239	24	5	8,404	介護予防事業
	7,290			1,426	9,465		1,792	480	108	131,551	
	488			112	718		345	48	9	9,043	一般事務事業
	488			112	718		345	48	9	9,043	
	2,355	488,084	997	1,987	62,232	377,106	14,506	108,772	87,578	21,334	5,836
											7,741,103



令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表 (物品の借り入れ)

(単位：円)

No.	部	所属名	室・課	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額(見込)	年間予算額(見込)				
							令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
1	総務部	総務室	AED販貸借	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年	237,600	52,800	79,200	26,400		
2	総務部	総務室	公用軽自動車（軽乗用電気自動車・4号車）リース契約	令和8年12月1日～令和16年11月30日	8年	4,646,400	193,600	580,800	580,800	580,800	580,800
3	総務部	法制室	高速プリンター等販貸借契約	令和8年5月1日～令和13年4月30日	5年	7,755,989	1,421,931	1,551,198	1,551,198	129,266	
4	行政経営部	デジタル政策室	基幹系システム用OCR機器販貸借	令和8年10月1日～令和12年9月30日	4年	4,224,000	528,000	1,056,000	1,056,000	528,000	
5	福祉部	障がい福祉室	吹田市立障害者支援交流センターライフ介護事業送迎車両リース業務（マイクロバス）	令和9年3月1日～令和15年2月28日	6年	16,909,200	234,850	2,818,200	2,818,200	2,818,200	2,533,350
6	都市魅力部	地域経済振興室	吹田市労働者福祉共済システム及び機器等の販貸借契約	令和8年6月1日～令和13年5月30日	5年	5,293,200	882,200	1,058,640	1,058,640	1,058,640	176,440
7	都市魅力部	文化スポーツ推進室	オーパス・スポーツ施設情報システム	令和9年2月1日～令和14年1月31日	5年	9,504,000	316,800	1,900,800	1,900,800	1,900,800	1,584,000
8	都市魅力部	文化スポーツ推進室	オーパス・スポーツ施設情報システム	令和9年2月1日～令和14年1月31日	5年	10,296,000	343,200	2,059,200	2,059,200	2,059,200	1,716,000
9	児童部	子育て政策室	吹田市立各児童会館自動体外式除細動器(AED)販借契約	令和9年2月1日～令和16年1月31日	7年	3,318,084	79,002	474,012	474,012	474,012	395,010
10	環境部	環境政策室	吹田市資源リサイクルセンターAEDの設置に伴う販借契約	令和9年3月1日～令和14年2月29日	5年	300,960	5,016	60,192	60,192	60,192	55,176
11	環境部	資源循環エネルギーセンター	公用自動車（普通乗用電気自動車）リース契約	令和8年8月1日～令和15年7月31日	7年	6,329,400	602,800	904,200	904,200	904,200	301,400
12	都市計画部	資産経営室	吹田市都市計画部資産経営室電話交換設備令和8年度追加部販貸借契約	令和8年4月1日～令和10年3月31日	2年	1,320,000	660,000	660,000			
13	都市計画部	資産経営室	吹田市都市計画部資産経営室AED販貸借契約	令和8年5月1日～令和10年3月31日	1年1か月	117,645	56,265	61,380			
14	都市計画部	資産経営室	公用軽自動車（バン）リース契約	令和8年11月19日～令和16年11月18日	8年	6,652,800	277,200	831,600	831,600	831,600	831,600
15	都市計画部	資産経営室	公用軽自動車（乗用車）リース契約	令和8年11月19日～令和15年11月18日	7年	5,821,200	277,200	831,600	831,600	831,600	554,400
16	土木部	総務室	公用車普通自動車リース	令和8年6月1日～令和15年5月31日	7年	4,712,400	561,000	673,200	673,200	673,200	112,200

令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（物品の借り入れ）

（単位：円）

No.	部	所属名 室・課	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)				
						令和8年度 (2024年度)	令和9年度 (2025年度)	令和10年度 (2026年度)	令和11年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)
17	土木部	道路室	公用軽自動車（バン）リース契約	令和8年9月1日～令和16年8月31日	8年	6,652,800	485,100	831,600	831,600	831,600
18	土木部	公園みどり室	公用軽自動車リース契約	令和8年7月1日～令和16年6月30日	8年	2,615,250	222,750	330,000	330,000	330,000
19	学校教育部	教育総務室	吹田市教委員会事務局公用車リース契約	令和8年9月1日～令和16年8月31日	8年	2,207,040	160,930	275,880	275,880	275,880
20	学校教育部	教育センター	教職員増員パソコン一式（小学校向け）	令和8年9月1日～令和9年12月31日	1年3ヶ月	6,490,404	2,820,138	3,670,266		
21	学校教育部	教育センター	教職員増員パソコン一式（中学校向け）	令和8年9月1日～令和9年12月31日	1年3ヶ月	2,437,881	1,066,573	1,371,308		
22	学校教育部	教育センター	プログラミング学習教材使用料	令和8年7月1日～令和11年3月31日	2年9ヶ月	9,180,000	3,060,000	3,060,000		
23	地域教育部	まなびの支援課	千二地区公民館公衆無線LAN更改整備及び運用・保守業務（うち運用・保守業務）	令和8年4月1日～令和12年8月31日	4年5ヶ月	233,200	52,800	52,800	52,800	22,000
24	地域教育部	まなびの支援課	吹田東地区公民館公衆無線LAN更改整備及び運用・保守業務（うち運用・保守業務）	令和8年11月1日～令和12年8月31日	3年10ヶ月	202,400	22,000	52,800	52,800	22,000
25	地域教育部	文化財保護課	文化財保護事業用パソコン賃貸借	令和8年10月1日～令和13年9月30日	5年	2,277,000	227,700	455,400	455,400	227,700
26	地域教育部	文化財保護課	吹田市立博物館公用車リース契約	令和8年8月1日～令和16年7月31日	8年	2,143,680	178,640	267,960	267,960	267,960
27	地域教育部	青少年クリエイティブセンター	主催事業用パソコン賃貸契約	令和8年4月1日～令和13年3月31日	5年	3,265,000	653,000	653,000	653,000	

※吹田市長期継続契約に関する条例（平成24年吹田市条例第44号）に基づく長期継続契約を記載

令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表

（役務の提供）

（単位：円）

No.	部	室・課	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額（見込）		
						令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
1	議会事務局	-	「市報すいた」発行業務（単価契約） 【No.2と併合】	令和8年12月1日～令和11年11月30日	3年 33,683,841	3,229,957	11,843,177	10,920,332
2	総務部	広報課	「市報すいた」発行業務（単価契約） 【No.1と併合】	令和8年12月1日～令和11年11月30日	3年 270,240,654	30,026,739	90,080,218	60,053,479
3	総務部	総務室	市庁舎電気・機械設備等運転、保守及び管理業務	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 84,546,000	14,091,000	28,182,000	14,091,000
4	総務部	人事室	吹田市職員定期健康診査等委託業務（単価契約）	令和8年5月1日～令和11年4月30日	3年 77,856,900	25,952,300	25,952,300	25,952,300
5	行政経営部	デジタル政策室	庁内ネットワーク接続パソコン等ヘルプデスク業務	令和8年9月1日～令和10年10月31日	2年 2か月 94,077,600	19,599,500	47,038,800	27,439,300
6	行政経営部	デジタル政策室	ロード開業ツールソフトウェアライセンス使用	令和8年6月1日～令和9年5月31日	1年 15,473,040	12,894,200	2,578,840	
7	行政経営部	デジタル政策室	自治体向け対話型テキスト生成AIサービス提供業務	令和8年7月1日～令和9年6月30日	1年 1,848,000	1,386,000	462,000	
8	行政経営部	デジタル政策室	新申請管理システム運用保守業務	令和9年3月1日～令和12年2月28日	3年 12,672,000	352,000	4,224,000	3,872,000
9	税務部	市民税課	エレタックスASPサービス提供業務	令和8年12月1日～令和11年11月30日	3年 11,969,100	1,329,900	3,989,700	2,659,800
10	税務部	納税課	吹田市市税コンビニエンスストア納付業務（単価契約）	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 41,085,000	4,114,000	13,695,000	9,581,000
11	税務部	納税課	吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 【No.18・20・21・25・29・30・36・46・48・62・72と併合】	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 4,210,800	431,200	1,403,600	972,400
12	市民部	市民課	国民年金窓口業務委託契約	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 72,758,400	12,126,400	24,252,800	12,126,400
13	市民部	人権政策室交流活動館	吹田市交流活動館警備業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 13,537,440	3,760,400	4,512,480	752,080
14	市民部	人権政策室交流活動館	吹田市交流活動館清掃業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 14,182,014	3,939,448	4,727,338	787,890
15	市民部	市民自治推進室	吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務	令和8年7月1日～令和11年6月30日	3年 10,612,800	2,653,200	3,537,600	884,400

(3)

令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（役務の提供）

（単位：円）

No.	部	所属名 室・課	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額（見込）		令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
						令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)		
16	都市魅力部	地域経済振興室	吹田市勤労者福祉共済システムに係るソフトウェア保守業務	令和8年6月1日～令和13年5月30日	5年 2,475,000	412,500	495,000	495,000	495,000
17	都市魅力部	文化スポーツ推進室	オーバーバス・スポーツ施設情報システム	令和9年2月1日～令和14年1月31日	5年 23,228,920	749,320	4,495,920	4,495,920	4,495,920
18	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・20・21・25・29・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 415,800	69,300	138,600	138,600	69,300
19	児童部	子育て政策室	吹田市立各児童会館清掃業務委託契約	令和8年12月1日～令和11年11月30日	3年 41,025,600	4,558,400	13,675,200	13,675,200	9,116,800
20	児童部	子育て給付課	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・18・21・25・29・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 76,824	12,804	25,608	25,608	12,804
21	児童部	保育幼稚園室	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・18・20・25・29・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 1,224,351	204,059	408,117	408,117	204,059
22	福祉部	総合福祉会館	吹田市立総合福祉社会館一般施設物	令和8年11月1日～令和11年10月31日	3年 53,067,600	7,370,500	17,689,200	17,689,200	10,318,700
23	福祉部	総合福祉会館	吹田市立総合福祉社会館一般施設物	令和8年4月1日～令和11年3月31日	3年 1,441,620	480,540	480,540	480,540	
24	福祉部	高齢福祉室	吹田市介護保険料コンビニエンスストア取扱代行業務（単価契約）	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 10,560,000	1,760,000	3,520,000	3,520,000	1,760,000
25	福祉部	高齢福祉室	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・18・20・21・25・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 983,400	163,900	327,800	327,800	163,900
26	健康医療部	健康まちづくり室	吹田市立休日急病診療所清掃業務	令和9年3月1日～令和12年2月28日	3年 2,644,620	58,190	881,540	881,540	823,350
27	健康医療部	国民健康保険課	吹田市後期高齢者医療保険料コンビニエンスストア等収納代行業務（単価契約）	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 32,538,000	5,423,000	10,846,000	10,846,000	5,423,000
28	健康医療部	国民健康保険課	吹田市後期高齢者医療保険料コンビニエンスストア等収納代行業務（単価契約）	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 9,867,000	1,644,500	3,289,000	3,289,000	1,644,500
29	健康医療部	国民健康保険課	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・18・20・21・25・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 3,102,000	517,000	1,034,000	1,034,000	517,000
30	健康医療部	国民健康保険課	吹田市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） 〔No.11・18・21・25・29・30・36・46・48・62・72と併合〕	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 1,458,600	243,100	486,200	486,200	243,100

令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（役務の提供）

（単位：円）

No.	部	所属名	契約（予定）名	契約（予定）期間	予算総額（見込）	年間予算額（見込）		
						令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
31	健康医療部	保健医療総務室	吹田市保健所舎清掃業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 15,305,517	4,171,632	5,104,017	5,089,659
32	健康医療部	保健医療総務室	吹田市保健所設備管理業務	令和8年7月1日～令和11年6月30日	3年 12,600,720	3,150,180	4,200,240	4,200,240
33	健康医療部	保健医療総務室	吹田市保健所等一般廃棄物収集運搬業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 1,148,400	319,000	382,800	382,800
34	健康医療部	保健医療総務室	吹田市保健所及び大阪府吹田子ども家庭センター機械警備業務	令和8年4月1日～令和11年3月31日	3年 554,400	184,800	184,800	184,800
35	環境部	事業課	事業課舎清掃業務	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 3,564,000	594,000	1,188,000	1,188,000
36	都市計画部	住宅政策室	吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（単価契約） [No.11・18・20・21・25・29・30・46・48・62・72と併合]	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 142,559	22,968	45,936	45,936
37	都市計画部	資産経営室	吹田市都市計画部資産室清掃業務	令和8年5月1日～令和10年3月31日	1年 3,008,500	1,446,500	1,562,000	1,562,000
38	都市計画部	資産経営室	吹田市都市計画部資産経営室一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務	令和8年5月1日～令和10年3月31日	1年 11か月 404,800	193,600	211,200	211,200
39	土木部	総務交通室	吹田市総合防災センターエンターペンタード受付業務 [No.51・63と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 25,206,264	1,750,435	8,402,088	8,402,088
40	土木部	総務交通室	吹田市総合防災センターエンターペンタード受付業務 [No.52・64と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 44,535,789	3,092,763	14,845,263	14,845,263
41	土木部	総務交通室	吹田市総合防災センターペンタード受付業務 [No.53・65と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 220,968	15,345	73,656	73,656
42	土木部	総務交通室	阪急山田駅前自転車駐車場朝夜間管理業務及び機械警備業務	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 43,155,582	7,192,597	14,385,194	14,385,194
43	土木部	総務交通室	阪急山田駅前東自転車駐車場清掃業務	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 3,405,600	567,600	1,135,200	1,135,200
44	土木部	総務交通室	自転車駐車場機械整備及び巡回警備業務 (8物件巡回)	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 38,649,600	6,441,600	12,883,200	12,883,200
45	土木部	総務交通室	江坂公園自転車駐車場夜間等管理業務	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 18,659,520	3,109,920	6,219,840	6,219,840

## 令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（役務の提供）

(単位：円)

No.	部	所属名	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額(見込)	令和18年度(2026年度)	令和19年度(2027年度)	令和20年度(2028年度)	令和21年度(2029年度)	令和22年度(2030年度)	令和23年度(2031年度)
46	下水道部	経営室	吹田市税及び國民健康保険料等総合公金収納業務(単価契約)[No.11・18・20・21・25・29・30・36・48・62・72と併合]	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 660	110	220	220	220	110	
47	下水道部	水再生室	吹田市下水道部再生室販清掃管理業務	令和8年5月1日～令和11年4月30日	3年 11,498,877	3,513,546	3,832,959	3,832,959	3,832,959	319,413	
48	－	会計室	吹田市税及び國民健康保険料等総合公金収納業務(単価契約)[No.11・18・20・21・25・29・30・36・46・62・72と併合]	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 2,833,054	472,176	944,351	944,351	944,351	472,176	
49	－	会計室	吹田市統一納付書等による納入金コンビニエンスストア等収納代行業務(単価契約)	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 594,000	99,000	198,000	198,000	198,000	99,000	
50	消防本部	企画総務室	消防本部関係施設清掃業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 20,172,240	5,603,400	6,724,080	6,724,080	6,724,080	1,120,680	
51	消防本部	救急救助室	吹田市総合防災センター警備・受付委託業務[No.39・63と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 72,818,109	5,056,813	24,272,703	24,272,703	24,272,703	19,215,890	
52	消防本部	救急救助室	吹田市総合防災センター設備保守・清掃業務[No.40・64と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 128,658,948	8,934,649	42,886,316	42,886,316	42,886,316	33,951,667	
53	消防本部	救急救助室	吹田市総合防災センター一般施設物(ごみ)定期日収集運搬業務[No.41・65と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 638,352	44,330	212,784	212,784	212,784	168,454	
54	学校教育部	教育総務室	学校文書等送達業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 36,867,600	10,241,000	12,289,200	12,289,200	12,289,200	2,048,200	
55	学校教育部	保健給食室	中学校給食調理等委託業務(単価契約)	令和9年1月1日～令和10年7月31日	1年7か月 963,409,333	130,560,320	603,794,400	603,794,400	603,794,400	229,054,613	
56	学校教育部	保健給食室	吹田市立千里第三小学校給食調理等業務委託	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 113,604,405	24,097,904	37,868,135	37,868,135	37,868,135	13,770,231	
57	学校教育部	保健給食室	吹田市立南山田小学校給食調理等業務委託	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 101,857,800	21,606,200	33,952,600	33,952,600	33,952,600	12,346,400	
58	学校教育部	保健給食室	吹田市立藤白小学校給食調理等業務委託	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 105,466,962	22,371,780	35,155,654	35,155,654	35,155,654	12,783,874	
59	学校教育部	保健給食室	吹田市立吹田東小学校給食調理等業務委託	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 64,568,660	13,696,382	21,522,887	21,522,887	21,522,887	7,826,504	
60	学校教育部	保健給食室	吹田市立岸部第二小学校給食調理等業務委託	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 87,938,345	18,653,588	29,312,782	29,312,782	29,312,782	10,659,193	

令和8年度（2026年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（役務の提供）

（単位：円）

No.	部	所属名 室・課	契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額（見込）		令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
						令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)		
61	学校教育部	保健給食室	学校給食調理用白衣賃貸業務 (単価契約)	令和8年8月1日～令和11年7月31日	3年 23,790,945	5,046,564	7,930,315	2,883,751	
62	学校教育部	学校教育室	吹田市税及び国民健康保険料等 総合公金収納業務（単価契約） [No.11・18・20・21・25・29・ 30・36・46・48・72と併合]	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 2,306,700	461,340	768,900	768,900	307,560
63	学校教育部	教育センター	吹田市総合防災センター警備・受 付業務 [No.39・51と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 42,010,443	2,917,392	14,003,481	14,003,481	11,086,089
64	学校教育部	教育センター	吹田市総合防災センター設備保 守・清掃業務 [No.40・52と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 74,226,315	5,154,605	24,742,105	24,742,105	19,587,500
65	学校教育部	教育センター	吹田市総合防災センター一般廃棄 物（ごみ）定置日収集運搬業務 [No.41・53と併合]	令和9年1月12日～令和12年1月11日	3年 368,280	25,575	122,760	122,760	97,185
66	地域教育部	中央図書館	図書館資料等搬送業務	令和8年9月1日～令和11年8月31日	3年 57,736,800	11,226,600	19,245,600	19,245,600	8,019,000
67	地域教育部	中央図書館	吹田市立小中学校他への図書館資 料等搬送業務	令和8年5月1日～令和11年4月30日	3年 7,959,600	2,432,100	2,653,200	2,653,200	221,100
68	地域教育部	青少年クリエイティ ブセンター	吹田市立青少年クリエイティアセ ンター清掃業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 20,671,200	5,742,000	6,890,400	6,890,400	1,148,400
69	地域教育部	青少年クリエイティ ブセンター	吹田市立青少年クリエイティアセ ンター警備業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 19,483,200	5,412,000	6,494,400	6,494,400	1,082,400
70	地域教育部	青少年クリエイティ ブセンター	吹田市立青少年クリエイティアセ ンター電気・機械等設備保守業務	令和8年6月1日～令和11年5月31日	3年 4,910,400	1,364,000	1,636,800	1,636,800	272,800
71	地域教育部	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室おやつ 提供業務（単価契約）	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 226,749,600	37,791,600	75,583,200	75,583,200	37,791,600
72	地域教育部	放課後子ども育成室	吹田市税及び国民健康保険料等 総合公金収納業務（単価契約） [No.11・18・20・21・25・29・ 30・36・46・48・62と併合]	令和8年10月1日～令和11年9月30日	3年 1,422,474	243,276	454,098	479,058	246,041

※吹田市長期継続契約に関する条例（平成24年吹田市条例第44号）に基づく長期継続契約を記載



## 情報化推進事業における共通基盤システム標準化対応支援業務について

### 1 事業の内容

本市では令和 4 年度（2022 年度）から国が推進する自治体システム標準化の取組を実施するため、プロジェクト管理やシステム構築管理等の専門的知見を有するコンサルタント事業者の支援を受けてきました。

当初は期限となる令和 7 年度（2025 年度）末までに標準化対応を完了する予定でしたが、各業務システム構築事業者の人的資源不足等により、期限内の移行完了が困難となった「特定移行支援」や、一部機能を令和 8 年度（2026 年度）以降に実装する「経過措置」に該当するシステムへの対応が残存しています。

以上の状況を踏まえ、令和 8 年度以降についても、複雑で専門的な知識を要する多くの課題を確実に解決していく必要があることから、引き続きコンサルタント事業者の支援を受けるものです。

### 2 予算額

#### (1) 歳出予算 49,896 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（大事業）情報システム運用事業（小事業）情報化推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	49,896	コンサルティング費用

#### (2) 歳入予算（特定財源） 10,683 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）総務費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
デジタル基盤改革支援補助金	10,683	システム標準化に係る費用の補助

#### (3) 債務負担行為

事項	期間	限度額
共通基盤システム標準化対応支援業務	令和 9 年度	26,136 千円

### 3 経過及び今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	契約締結
令和 9 年（2027 年）9 月	契約期間満了

#### 4 参考

##### 標準化対応が必要な業務一覧（令和8年（2026年）1月現在）

No	業務名	所管部	特定移行支援※1	経過措置※2	備考
1	固定資産税	税務部		○	令和7年11月稼働済
2	個人住民税				
3	法人住民税				
4	軽自動車税				
5	住民記録	市民部		○	令和7年1月稼働済
6	印鑑登録				
7	戸籍			○	令和8年1月稼働済
8	戸籍附票				
9	国民年金	児童部		○	
10	児童手当			○	令和8年1月稼働済
11	児童扶養手当				
12	子ども・子育て支援				
13	生活保護	福祉部		○※3	令和7年12月稼働済
14	介護保険			○	令和8年3月稼働予定
15	障がい者福祉			○	
16	健康管理	健康医療部		○※4	令和7年3月稼働済
17	国民健康保険				
18	後期高齢者医療			○※4	令和8年3月稼働予定
19	就学	学校教育部	○		
20	選挙人名簿管理	選挙管理委員会事務局		○	令和7年1月稼働済
21	共通基盤	行政経営部			令和8年1月稼働済
22	共通（申請管理）	行政経営部	○		
23	共通（滞納管理）	税務部	※5		令和9年4月稼働予定

※1 令和7年度（2025年度）末までに標準システムへの移行が完了しないシステムのこと。該当する場合に○を記載。

※2 令和7年度（2025年度）末までに標準システムへ移行するが、一部の機能については令和8年度（2026年度）以降に実装するシステムのこと。該当する場合に○を記載。

※3 生活保護業務はレセプト管理システムについてのみ経過措置に該当。

※4 国民健康保険、後期高齢者医療業務は滞納管理システムのみ特定移行支援に該当。

※5 滞納管理システムは移行ではなく新規構築であるため、特定移行支援に該当しない。

公有財産管理事業等における竹見台多目的施設・旧南竹見台小学校屋内運動場  
(体育館)の解体撤去工事について

## 1 事業の内容

資産経営室所管の竹見台多目的施設においては、暫定施設であり耐震性が確認されていないことから、令和7年度末(2025年度末)には機能停止します。また、同敷地内にある学校管理課所管の旧南竹見台小学校屋内運動場(体育館)は既に利用停止しており、これら施設については、十分な安全性が確保されていないことから、解体撤去をするものです。本定例会においては、解体撤去工事に係る設計業務の予算を提案するものです。

## 2 予算額

### (1) 歳出予算 13,342千円(資産経営室)

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 財産管理費

(大事業) 財産管理事業(小事業) 公有財産管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	13,342	竹見台多目的施設の解体撤去工事設計委託料

歳出予算 2,609千円(学校管理課)

(款) 教育費(項) 小学校費(目) 小学校管理運営費

(大事業) 小学校管理事業(小事業) 小学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,609	旧南竹見台小学校屋内運動場(体育館)の解体撤去工事設計委託料

### (2) 歳入予算(特定財源) 12,000千円(資産経営室)

(款) 市債(項) 市債(目) 総務債

節名称	予算額(千円)	説明等
普通財産除却事業債	12,000	—

歳入予算(特定財源) 2,300千円(学校管理課)

(款) 市債(項) 市債(目) 教育債

節名称	予算額(千円)	説明等
小・中学校施設整備事業債	2,300	—

※ 予算額については、延床面積で案分しています。

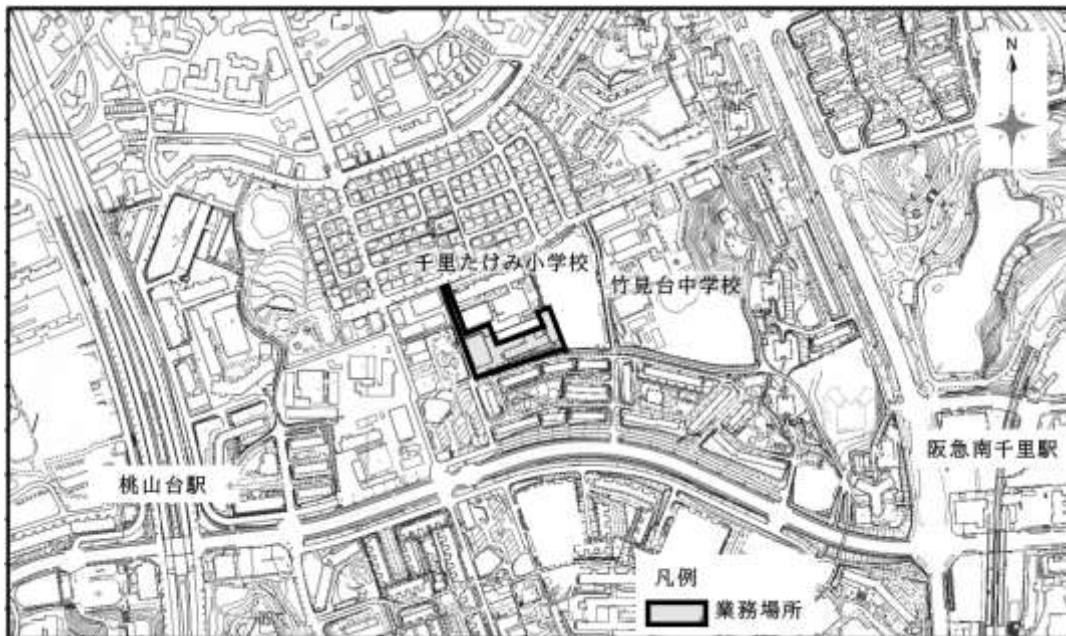
(資産経営室:学校管理課=約3,900m<sup>2</sup>:約760m<sup>2</sup>)

(1)

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）6月 ～令和9年（2027年）3月	解体撤去工事設計業務
令和9年（2027年）8月 ～令和11年（2029年）3月	解体撤去工事

### 4 位置図



### 5 業務場所



## 第5次総合計画等策定について

### 1 事業の内容

吹田市第4次総合計画（以下「第4次計画」という。）の計画期間が令和10年度（2028年度）をもって終了することから、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として吹田市第5次総合計画（以下「第5次計画」という。）を令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）まで策定するものです。

また、吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についても計画期間が令和10年度（2028年度）をもって終了することから、吹田市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を一体的に進め、整合を図り、効果的かつ効率的に進めていくものです。

なお、本市においては、総合計画について、吹田市自治基本条例第25条において、市の最上位計画として位置付けた上で市長に策定を義務付けています。また、当該条例及び吹田市議会の議決すべき事件に関する条例において、総合計画を構成する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止には、市議会の議決が必要とされています。

### 2 予算額

（1）歳出予算 3,720千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）企画費

（大事業）企画政策事業（小事業）企画政策事業

節名称	予算額（千円）	説明等
報償費	24	プロポーザル実施に伴う学識経験者（2名）からの意見聴取謝礼
委託料	3,696	策定支援業務委託料

（2）債務負担行為

事項	期間	限度額
第5次計画等策定支援業務	令和9年度～令和10年度	30,185千円

### 3 今後の予定

令和8年度 (2026年度)	6月	政策会議にて策定方針を決定
	7月～	事業者選定（プロポーザル） 第4次計画の検証・課題抽出、人口推計（案）作成
令和9年度 (2027年度)	4月～	策定委員会・審議会・市民意見聴取
令和10年度 (2028年度)	4月～	策定委員会・審議会・第5次計画（素案）作成
	8月	パブリックコメントの実施
	10月	政策会議にて第5次計画（案）を決定
	11月	第5次計画（案）を議会へ提案
	3月	冊子作成、公表



## 消費生活事業における防犯機能付電話機等購入補助金の支給について

### 1 事業の内容

本事業は令和5年（2023年）9月から実施しておりますが、依然として特殊詐欺による被害が深刻化する中、令和8年度（2026年度）においても引き続き実施し、防犯機能付電話機等の普及を図るもので

### 2 予算額

(1) 歳出予算 2,145千円

(款) 総務費（項）総務管理費（目）消費経済対策費

（大事業）消費生活事業（小事業）消費生活事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	145	ちらし等
負担金、補助及び交付金	2,000	購入補助費用 (@10,000円×200件)

(2) 歳入予算（特定財源） 1,072千円

(款) 府支出金（項）府補助金（目）総務費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
大阪府消費者行政 強化事業補助金	1,072	1/2補助

### 3 経過及び今後の予定

令和8年（2026年）4月	申請受付開始 ホームページ、市報すいた等で事業周知
---------------	------------------------------



岸部市民センター及び片山・岸部障がい者相談支援センターの大規模修繕工事について

1 事業の内容

岸部市民センター及び片山・岸部障がい者相談支援センターは、築後35年が経過し、経年劣化が進行していることから、施設や設備の修繕や更新をするため、大規模修繕工事を実施するものです。

2 主な整備内容

- (1) 壁・床・天井の内装改修
- (2) 給排水設備、換気設備、電気設備等の更新
- (3) 防火設備の改修(既存不適格の解消)

※外壁改修については、設計の段階で調査を行い、必要であれば実施。

3 予算額

(1)歳出予算 14,328千円 (市民自治推進室)

(款)総務費 (項)総務管理費 (目)市民センター費

(大事業)コミュニティ施設事業 (小事業)市民センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	14,328	実施設計

歳出予算 413千円 (障がい福祉室)

(款)民生費 (項)社会福祉費 (目)障害福祉自立支援事業費

(大事業)障害者福祉事業 (小事業)障がい者相談支援センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	413	実施設計

(2)歳入予算 12,800千円 (市民自治推進室)

(款)市債 (項)市債 (目)総務債

節名称	予算額(千円)	説明等
市民センター 整備事業債	12,800	-

歳入予算 300千円 (障がい福祉室)

(款)市債 (項)市債 (目)民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
障がい者相談支援センター 整備事業債	300	-

4 今後の予定

時期(予定)	取組内容等
令和8年(2026年)7月から	工事実施設計(令和9年2月まで)
令和9年(2027年)8月から	大規模修繕工事(令和10年5月まで)
令和10年度(2028年度)	供用開始



## コミュニティ活動支援事業における自治会集会施設整備等事業補助金の対象事業 の拡充について

### 1 事業概要

自治会集会施設整備等事業補助金（以下「補助金」という。）は、自治会が実施する集会施設の整備等に対し、経費の一部を補助することで、自治会活動の促進を図り、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的としています。

### 2 改正趣旨

自治会における情報伝達については、インターネットなどICTを活用した情報共有が進んでいますが、一方でアナログでの情報共有の手段である自治会掲示板も地域住民にとって災害時等も含めた重要な情報伝達手段となっています。

今回、補助金交付要領を一部改正し、自治会掲示板の整備等に対しても補助対象とし、デジタルとアナログそれぞれのメリットを最大限に活かした情報共有を実現することで、より多くの住民のニーズに応え、さらに良好な地域社会の維持及び形成を図ることで、地域コミュニティの活性化に繋げるものです。

### 3 改正内容（交付要領第4条 補助対象事業）

現行の集会施設の新築や修繕などの補助対象事業に、以下の事業を追加します。

対象事業	補助限度額	補助率
自治会が所有する掲示板を新築、修繕する事業	7万円	4分の3

### 4 予算額

令和8年度（2026年度）予算 0円

本補助金は、事業実施の前年度に自治会に事業計画書等の提出を求め、提出された事業計画書等を元に予算要求する事業スケジュールのため、令和9年度から予算計上する予定です。

### 5 今後の予定

令和8年（2026年）4月	吹田市自治会集会施設整備等事業補助金交付改正要領施行
---------------	----------------------------



## 男女共同参画センター管理事業等における大規模改修工事について

### 1 事業の内容

男女共同参画センターは、教育センターとの複合施設として昭和62年（1987年）に開設しましたが、建設時から40年近くが経過し、施設や設備の改修や更新が必要となっていることから、大規模改修工事を実施します。

この度、令和7年（2025年）2月市議会定例会において可決されました男女共同参画センターの大規模改修工事の設計業務が、本年2月に完了予定のため、本定例会において、大規模改修工事に係る予算を提案するものです。

なお、工事完了後、総合防災センターへ移転した教育センターのスペースを人権政策室と資産経営室が事務室として使用を予定しており、大規模改修にかかる予算を案分しています。

### 2 予算額

(1) 歳出予算 119,517千円（男女共同参画センター）

（款）総務費（項）総務管理費（目）男女共同参画費

（大事業）男女共同参画事業（小事業）男女共同参画センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	4,692	大規模改修工事監理委託料
工事請負費	114,825	大規模改修工事費

歳出予算 11,827千円（人権政策室）

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（大事業）人権政策室庁舎管理事業（小事業）人権政策室庁舎管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	466	大規模改修工事監理委託料
工事請負費	11,361	大規模改修工事費

(1)

歳出予算 62,659 千円（資産経営室）

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（大事業）資産経営事業（小事業）資産経営室庁舎管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,460	大規模改修工事監理委託料
工事請負費	60,199	大規模改修工事費

（2）歳入予算（特定財源） 93,000 千円（男女共同参画センター）

（款）市債（項）市債（目）総務債

節名称	予算額(千円)	説明等
男女共同参画センター整備事業債	93,000	—

歳入予算（特定財源） 8,800 千円（人権政策室）

（款）市債（項）市債（目）総務債

節名称	予算額(千円)	説明等
人権政策室庁舎整備事業債	8,800	—

歳入予算（特定財源） 46,900 千円（資産経営室）

（款）市債（項）市債（目）総務債

節名称	予算額(千円)	説明等
資産経営室庁舎整備事業債	46,900	—

（3）債務負担行為

事項	期間	限度額
男女共同参画センター大規模改修工事	令和9年度（2027年度）	593,658 千円

※ 予算額については、現時点での延床面積（共用部を除く。）で案分しています。（男女共同参画センター：人権政策室：資産経営室 = 1,112 m<sup>2</sup> : 110 m<sup>2</sup> : 583 m<sup>2</sup>）

なお、大規模改修工事全体の事業見込み額の概要は次表のとおりです。

## 【歳出】

単位（千円）

節	令和8年度（2026年度）				令和9年度（2027年度）				総計
	男女共同参画センター	人権政策室	資産経営室	小計	男女共同参画センター	人権政策室	資産経営室	小計	
委託料	4,692	466	2,460	7,618	4,693	466	2,461	7,620	15,238
工事請負費	114,825	11,361	60,199	186,385	361,036	35,719	189,283	586,038	772,423
小計	119,517	11,827	62,659	194,003	365,729	36,185	191,744	593,658	787,661

## 【歳入】

単位（千円）

特定財源	令和8年度（2026年度）				令和9年度（2027年度）				総計
	男女共同参画センター	人権政策室	資産経営室	小計	男女共同参画センター	人権政策室	資産経営室	小計	
地方債	93,000	8,800	46,900	148,700	285,900	27,100	144,500	457,500	606,200

## 3 今後の予定

令和8年（2026年）2月	大規模改修工事設計業務完了
6月	男女共同参画センター事務室を一時的に移転
7月	大規模改修工事着手（令和9年（2027年）7月まで）
令和9年（2027年）9月	男女共同参画センター供用開始（予定）
9月以降	人権政策室、資産経営室移転（予定）



## 都市魅力発信事業における吹田くわい普及啓発事業について

### 1 事業の内容

本市では、吹田くわいの保存とその魅力発信を目的に、普及啓発事業を実施していますが、生産量が少なく希少なものであるため、今後の保存については課題があります。吹田くわいの保存には、生産支援に加え、関心や需要を高める多角的な取組が必要です。令和8年度（2026年度）においては、新たに小学校等での学習に活用できる啓発プログラムやリーフレットの作成などを実施するものです。

### 2 予算額

歳出予算 963千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）シティプロモーション費

（大事業）シティプロモーション事業（小事業）都市魅力発信事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	213	栽培用物品（苗・土等）、啓発用リーフレット印刷
委託料	750	子供用啓発プログラム作成

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）12月	啓発リーフレット配架開始
令和9年（2027年）2月	子供用プログラム完成（翌年度より活用）

### 4 これまで実施した取組

くわい里親	植付作業をした後、自宅で栽培するもの
料理教室	より身近な食材として親しんでもらうための、吹田くわいを使った料理教室
市庁舎くわい栽培	PR目的に、正面玄関等での栽培
日本郵便との包括連携協定に基づく郵便局くわい栽培	市内郵便局（32局）での栽培
大学連携	市内農家での栽培ボランティア 吹田くわいを活用した商品開発



## ふるさと納税制度を活用した市内大学への活動支援について

### 1 事業の内容

本市は市内に5大学を有し、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、大阪府内において大学生数が最も多く、本市の魅力の一つとなっています。

「大学のあるまち」として、より一層の本市の魅力が向上できるよう、ふるさと納税制度を活用し、各大学の活動等を支援するものです。

### 2 支援対象

大阪学院大学、大阪大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学

### 3 予算額

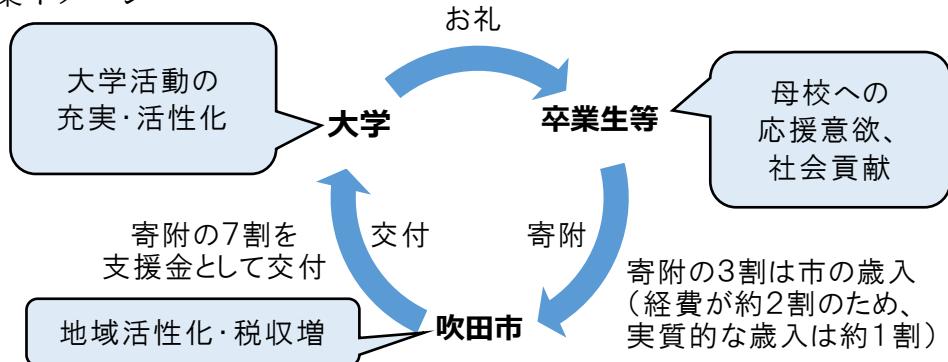
歳出予算 11,130千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) シティプロモーション費

(大事業) シティプロモーション事業 (小事業) 大学のあるまちづくり事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	11,130	市内大学への支援金

### 4 事業イメージ



### 5 今後の予定

令和8年（2026年）4月	寄附受付開始
令和9年（2027年）3月	市内大学への支援金交付決定





議案第19号参考資料  
都市魅力部シティプロモーション推進室

すいたフェスタ事業における負担金の交付について

1 事業の内容

本市は、すいたフェスタ実行委員会に運営補助金を交付しています。令和8年度（2026年度）に当該実行委員会に加入することから、支出科目を補助金及び委託料から負担金に変更するものです。

2 予算額

歳出予算 21,030千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）シティプロモーション費

（大事業）シティプロモーション事業（小事業）すいたフェスタ事業

節名称	予算額(千円)	説明等
旅費	30	普通旅費
負担金、補助及び交付金	21,000	すいたフェスタ運営負担金
委託料	0	
合計	21,030	

（参考）令和7年度予算額及び内訳

歳出予算 22,427千円

節名称	金額（千円）	説明等
旅費	30	普通旅費
負担金、補助及び交付金	16,000	すいたフェスタ運営補助金
委託料	6,397	すいたフェスタ事務局支援業務委託料
合計	22,427	

※予算額の差額（1,397千円）につきましては、事務局支援業務の委託内容の見直しに係る減額等によるものです。

3 今後の予定

令和8年（2026年）10月	すいたフェスタ 2026 開催
----------------	-----------------



## パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転について

## 1 事業の内容

吹田さんくす3番館2階に開設しているパスポートセンターの狭いを解消するため、同じ居室にある消費生活センターを同じ建物5階の吹一地区公民館さんくす分館（退去予定）跡に移転し、パスポートセンターのスペースを拡充する関係予算を提案するものです。

## 2 予算額

## (1) 臨時経費

ア 歳出予算 5,438千円（市民課）

（款）総務費（項）戸籍住民登録費（目）戸籍住民登録費

（大事業）戸籍住民登録事業（小事業）パスポートセンター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	4,408	消耗品、建物改修工事
備品購入費	1,030	記載台、受付カウンター等
合 計	5,438	

イ 歳出予算 3,960千円（市民総務室）

（款）総務費（項）総務管理費（目）消費経済対策費

（大事業）消費生活事業（小事業）消費生活センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	3,020	ベース間仕切りなど建物修繕
役務費	712	移転費、電話移転費
委託料	228	特別清掃、廃棄等
合 計	3,960	

(2) 拡充及び移転後の追加経常経費

ア 歳出予算 411 千円 (市民課)

(款) 総務費 (項) 戸籍住民登録費 (目) 戸籍住民登録費

(大事業) 戸籍住民登録事業 (小事業) パスポートセンター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	25	電気使用料
委託料	175	清掃委託料
負担金、補助及び交付金	211	共益費、修繕積立金
合 計	411	

※令和 9 年 (2027 年) 1 月から 3 月までの 3 か月分

イ 歳出予算 1,949 千円 (市民総務室)

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 消費経済対策費

(大事業) 消費生活事業 (小事業) 消費生活センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
使用料及び賃借料	1,540	吹一地区公民館分館跡賃料
負担金、補助及び交付金	409	共益費
合 計	1,949	

※令和 8 年 (2026 年) 11 月から令和 9 年 (2027 年) 3 月までの 5 か月分

3 経過及び今後の予定

令和 8 年 (2026 年) 11 月	吹一地区公民館分館跡及び消費生活センター 5 階会議室原状回復修繕工事
12 月	消費生活センター移転準備及びパスポートセンター拡充改修工事
令和 9 年 (2027 年) 1 月	消費生活センター移転先での供用開始
3 月	パスポートセンター拡充改修工事完了

※消費生活センターの移転及びパスポートセンターの拡充に伴う業務停止は行わない予定。

## 生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付について

### 1 事業の内容

#### (1) 背景

大阪府内在住の市民（原告）が国及び大阪府内12市を被告として、平成26年（2014年）12月19日に提訴した生活保護の基準改定に関する訴訟については、令和7年（2025年）6月29日に最高裁判所が、平成25年（2013年）からの段階的な生活保護基準額の引き下げは違法とする判決を下しました。

国は、最高裁判所の判決の結果を踏まえた対応の在り方について、学識経験者による専門委員会を設置し検討を行った結果、自治体から保護費等の追加給付を行うことを決定しました。

#### (2) 国から示された主な方針

- ア 原告にだけでなく、当時の生活保護受給者にも、減額された生活扶助費に一定率を乗じて積算した金額を、生活保護費として各自治体が追加支給を行う。
- イ 生活保護制度と同様の給付を受けている中国残留邦人に対しても、各自治体が同様の追加支給を行う。
- ウ 原告に対しては、令和8年（2026年）3月末までに、職権により追加支給を行う。
- エ 原告以外に対しては、令和8年（2026年）3月以降に、まずは職権により保護受給中の世帯に追加支給を行い、次に世帯主からの申し出に基づき保護廃止済み世帯に追加支給を行う。
- オ 対象者等からの追加給付に関する一般的な内容（最高裁判決の内容、追加給付への意見など）に関する問い合わせ等には、国が業務委託を行う相談センター（仮称）にて対応する。

#### (3) 吹田市の対応

- ア 追加支給に関する主な業務（窓口・電話対応、国が作成した計算ツールへのデータ入力、通知書類の印刷・封入・発送、口座振込、保護廃止済み世帯からの申請受付等）を、民間事業者へ委託します。
- イ 追加支給に必要なデータを抽出するためのプログラム作成を生活保護システムのベンダーに委託します。
- ウ 追加支給に関する業務（委託事業者が処理したデータのチェック、コールセンターへの取次等）の一部を会計年度任用職員で対応します。
- エ 追加支給に関する広報は、ホームページ・市報への掲載により行い、本市で生活保護を受給中の世帯に対して、お知らせの文書を送付します。
- オ 原告（1世帯）に対する追加支給は、国の通知に基づき、令和8年（2026年）2月中に決定し、同年3月中に支給を行うため、既存の令和7年度（2025年度）予算にて対応します。

#### (4) 追加支給見込額の積算

- ア 1世帯当たりの金額は、国から所要額見込調で示された単価（1世帯当たり76,000円）を

(1)

用いて積算しています。

イ 世帯数は令和7年（2025年）11月末時点での本市における生活保護の実施状況より見込んでいますが、生活保護を廃止済みの世帯については、死亡や世帯主が申し出を行わない等の理由により、約3割に追加支給が発生しないと見込んだ世帯数としています。

対象（原告以外）	見込世帯数	1世帯当たり金額	追加支給見込額
生活保護	受給中 4,500世帯	76,000円	342,000,000円
	廃止済 2,854世帯		216,904,000円
中国残留邦人	受給中 10世帯	76,000円	760,000円
	廃止済 5世帯		380,000円
計	7,369世帯		560,044,000円

## 2 予算額

(1) 歳出予算 668,842千円

(款) 民生費（項）社会福祉費（目）社会福祉総務費

（大事業）生活援護事業（小事業）中国残留邦人生活支援事業

節名称	予算額（千円）	説明等
職員手当等	500	職員時間外勤務手当
需用費	50	消耗品費
役務費	5	郵便料、振込手数料
委託料	660	中国残留邦人システム改修費
扶助費	1,140	追加給付に係る中国残留邦人支援金

(款) 民生費（項）生活保護費（目）生活保護総務費

（大事業）生活保護事業（小事業）会計年度任用職員管理事業

節名称	予算額（千円）	説明等
報酬	5,364	会計年度任用職員 報酬等
職員手当等	1,976	会計年度任用職員 期末手当、勤勉手当等
共済費	1,269	会計年度任用職員 共済費
旅費	240	会計年度任用職員 費用弁償、旅費
負担金	57	会計年度任用職員 共済制度負担金

（大事業）生活保護事業（小事業）生活保護適正実施推進事業

節名称	予算額（千円）	説明等
職員手当等	2,100	職員時間外勤務手当
旅費	80	訪問旅費
需用費	839	消耗品費、印刷製本費
役務費	3,002	郵便料、振込手数料
委託料	91,945	追加給付事務業務委託料
使用料及び賃借料	51	コピーデ

(2)

(大事業) 生活保護事業（小事業）生活保護システム事業

節名称	予算額（千円）	説明等
委託料	660	生活保護システム改修費

(大事業) 生活保護事業（小事業）生活保護事業

節名称	予算額（千円）	説明等
扶助費	558,904	追加支給に係る扶助費

(2) 歳入予算（特定財源）528,826千円

(款) 国庫支出金（項）国庫負担金（目）民生国庫負担金

節名称	予算額（千円）	説明等
生活保護費負担金	419,178	扶助費の国負担分（4分の3）
中国残留邦人生活支援費負担金	855	追加支給する扶助費の国負担分（4分の3）

(款) 国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額（千円）	説明等
生活困窮者自立支援事業費補助金	108,793	追加給付に係る事務体制整備等事務費（10分の10）

3 経過及び今後の予定

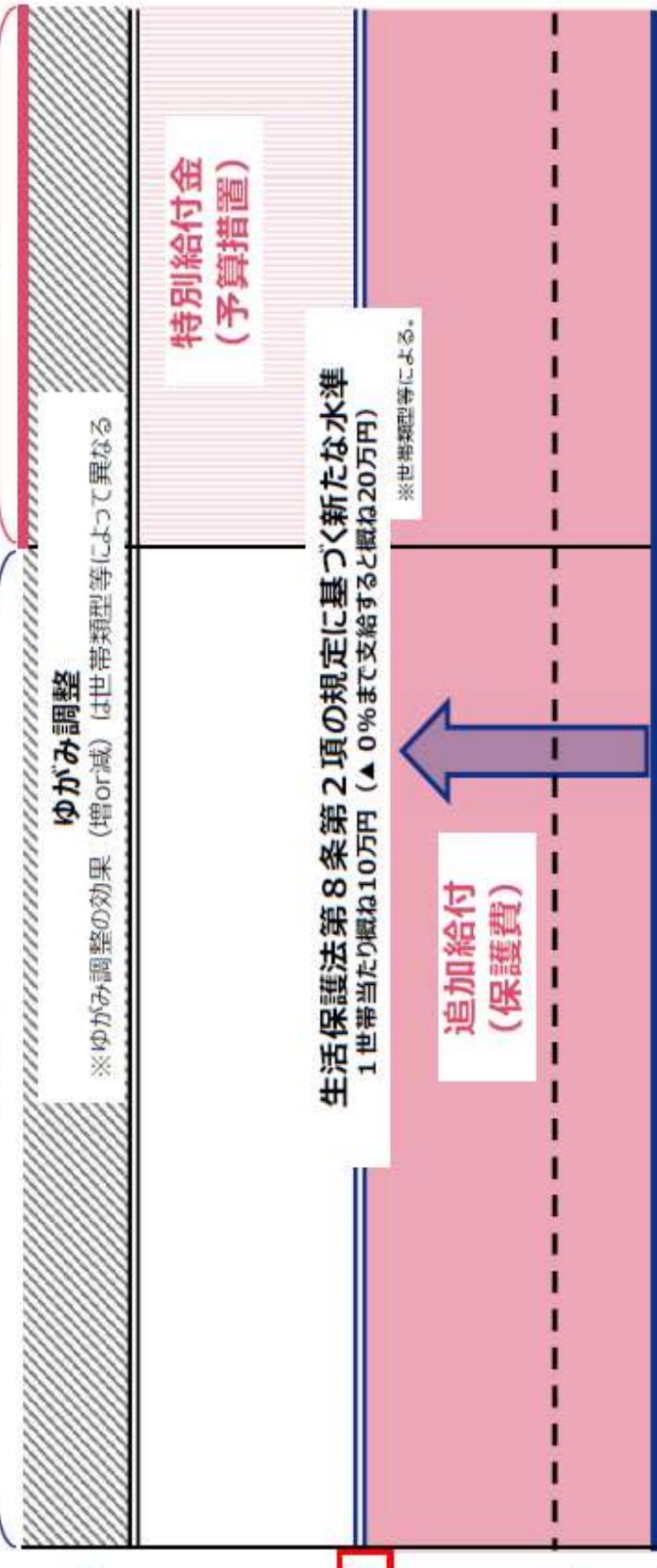
令和7年（2025年）6月	最高裁判決
11月	国が対応方針を公表し、補正予算を閣議決定
12月	厚労省が自治体向け説明会を開催
令和8年（2026年）3月	吹田市の原告へ職権により追加支給予定
4月	委託事業者の入札・契約予定
5～7月	データ抽出・国の計算ツールへの入力作業等
7～8月	保護受給中の世帯へ職権により追加支給
8～9月	保護廃止済の世帯へ世帯主からの申し出による受付・支給を開始

(3)

【○平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応】  
施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

- 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）  
※1 ゆがみ調整については、判決で過法とされないことから、追加給付の対象としない。  
※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないとなければならない。  
※3 第2条 すべて国民は、この法律による保護を無差別平等に受けうることができる。  
○ また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）  
○ 令和7年度補正予算に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）

### 原告以外



案②: ▲4.78%  
(平成25年改定当時の水準)

(4)

## 施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

### ① 施策の目的

- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)を踏まえた対応を実施する。

### ② 施策の概要

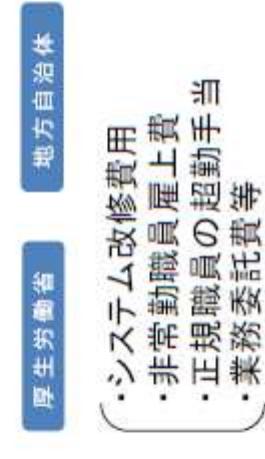
- 社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会における審議結果等を踏まえつつ、当時の生活保護受給者等に必要な扶助費の追加支給を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備や支給システムの改修に要する経費を補助するほか、受給者等に給付内容を周知するため、国における相談センターの設置や広報活動等を実施する。更に、基準改定訴訟の原告等に対して、10年以上に渡り争訟を行ってきた経緯を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置として特別給付金により支給する。

### ③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

#### ア 生活扶助費の追加支給 (国庫負担3/4、自治体負担1/4)

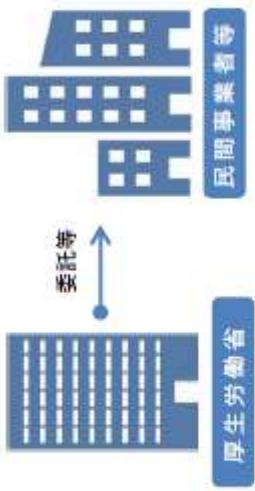


- 追加給付分の負担金の交付
- 告示、交付要綱等の改正
- 所要額見込み・交付決定

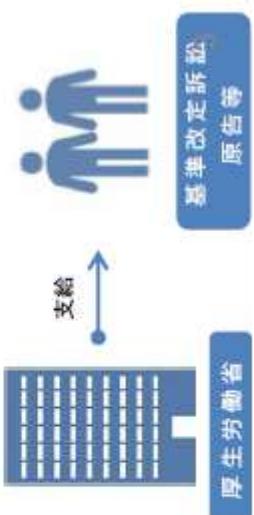


(5)

### ウ 相談センター設置、広報等(委託)



#### エ 原告に対する特別給付金 (国庫補助10/10)※国で支給手続きを実施





## 高齢者生きがい対策事業における健康・生きがい就労トライアル事業の実施について

## 1 事業の内容

## (1) 概要

就労に不安のある高齢者が短期間・短時間の就労体験を通じて、社会とのつながりや役割意識を持つことで、生きがいの創出につなぐことを目的とした事業です。

働く機会を通じて、体力や認知機能の維持を図り、高齢者の生きがいづくりと、介護予防にも資する事業です。

大阪府の支援を受けて事業者向け説明会と、高齢者への説明会（定員 50 名）を開催します。

## (2) 就労体験（トライアル雇用）について

3か月間、高齢者施設等において、高齢者が担える1～2時間の短時間で簡易な作業に週1～2回従事します。雇用契約は参加する事業者と高齢者間で行います。

## (3) その他

ハローワークと連携して取組みます。

## 2 予算額

歳出予算 3千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）高齢者生きがい事業（小事業）高齢者生きがい対策事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	3	周知にかかる消耗品費等

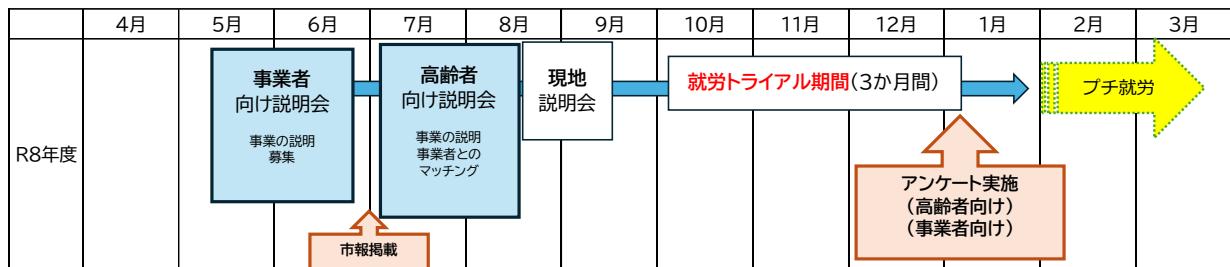
説明会にかかる講師は、大阪府から派遣を受ける予定（令和 8 年度（2026 年度））

## 3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	大阪府との打合せ
5 月～6 月	事業者の募集、参加事業者向け説明会
7 月	市報掲載、高齢者向け説明会
8～9 月	高齢者施設での現地説明会（参加事業者が実施）
10 月～	就労トライアル
令和 9 年（2027 年）1 月	事業者及び参加者へのアンケート実施

令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度）実施予定

## スケジュール



トライアル後、事業者と高齢者の合意により就労に移行することがあります。

## 子供の習い事費用助成事業における助成対象拡大について

### 1 事業拡充の内容

本事業の趣旨である貧困の連鎖を防ぐ目的達成に向けて、自分のやりたいことを見つけていく時期に、体験の機会の拡大を図るため、対象年齢を小学4年生まで拡大するものです。

現行	市内在住の生活保護、児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭の医療助成制度対象者のうち、 <u>小学5年生</u> から中学3年生までの子供の保護者とする。
見直し後	市内在住の生活保護、児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭の医療助成制度対象者のうち、 <u>小学4年生</u> から中学3年生までの子供の保護者とする。

### 2 予算額（拡充分）

歳出予算 11,119 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）子供の生活支援事業（小事業）子供の生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	880	子供の習い事費用助成事業運営業務委託費
扶助費	10,239	子供の習い事費用助成金 180名×利用率（見込み）47.4%×120,000円

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）3月	議会の承認後、速やかに市民周知
4月	全助成対象者に申請勧奨通知を発送



Public Medical Hub (PMH) への情報連携対応にかかる児童給付システム及び  
健康情報管理システムの改修について

## 1 事業の内容

### (1) 概要

本市が実施している各種医療費助成制度では、医療機関や薬局を受診する際に、受給者が紙の受給者証を窓口で提示することで、資格の確認を行っています。

国では、「医療 DX の推進に関する工程表（令和 5 年（2023 年）6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）」等に基づき、国や地方自治体が医療費の一部または全額を負担（助成）する医療費助成制度において、マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関や薬局でオンライン資格確認ができるよう、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤である「Public Medical Hub」（以下「PMH」という。）の開発を進めており、令和 8 年度（2026 年度）中に全国的な運用を開始することとしています。

本市においても、この PMH にデータ連携を行うことで、マイナンバーカードのみでもオンライン資格確認を行うことが可能となるよう、受給者情報を管理する業務システムの改修を実施するものです。

#### 【イメージ図】



### (2) 対象の医療費助成制度及び改修するシステム

所管室課	医療費助成制度	システム名
児童部子育て給付課	① 子ども医療費助成制度	児童給付システム
	② ひとり親家庭医療費助成制度	
児童部すこやか親子室	③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度	健康情報管理システム
	④ 未熟児養育医療費助成制度	

## 2 予算額

(1) 歳出予算 9,702 千円

ア 児童部子育て給付課 3,894 千円

(款) 民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）子育て支援給付事業（小事業）児童給付システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	3,894	システム改修

イ 児童部すこやか親子室 5,808 千円

(款) 衛生費（項）保健衛生費（目）保健衛生総務費

（大事業）保健推進事業（小事業）健康情報管理システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	5,808	システム改修

(2) 歳入予算（特定財源） 4,851 千円

ア 児童部子育て給付課 1,947 千円

(款) 国庫支出金（項）国庫補助金（目）衛生費国補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金	1,947	システム改修等補助金 補助率：国 1/2 ・ 市 1/2

イ 児童部すこやか親子室 2,904 千円

(款) 国庫支出金（項）国庫補助金（目）衛生費国補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金	2,904	システム改修等補助金 補助率：国 1/2 ・ 市 1/2

## 3 今後の予定

令和8年（2026年）4月頃	システム改修の契約締結
5月～10月	システム改修・医療機関及び対象者への制度周知
11月	運用開始

## 特定教育・保育施設等整備支援事業における施設整備助成制度の拡充について

### 1 事業の内容

就学前保育環境の充実を目的として、施設の老朽化に伴い建て替えを行う保育事業者に対し、国庫補助金又は府費補助金を活用して費用の一部を助成しています。これまで園舎建て替えに際し、敷地内の園庭、駐車場等に新園舎を建設し、この供用後に現園舎を解体する方式が一般的に採用されてきましたが、敷地が狭小な施設では仮園舎の建設後に現園舎の立地で建て替えざるを得ず、本園舎と仮園舎の建設費用が発生し、事業者の多大な負担となっていることを把握しております。また、当該建て替え費用に対する国の補助制度における助成額は限定的であり、実態と乖離していることを踏まえ、安全かつ良質な保育の継続にあたり、施設運営を圧迫しかねない経済的な負担の軽減を図る観点から、仮園舎を建設して施設の建て替えを行う事案に対し、助成金を上乗せして交付しようとするものです。

#### [上乗せ交付の概要]

(1) 対象者 市内に立地する認定こども園、保育所の設置・運営者

(2) 対象経費 既存施設の建て替えに際し、仮園舎の建設に要する経費

※国庫補助金又は府費補助金による助成の対象経費の上限額（本園舎の解体・建築を含む事業全体の経費、仮園舎に係る経費のいずれも）を超過する額に限る。

(3) 補助率 4 分の 3 (国庫補助金及び府費補助金と同率)

※定員に応じた上限額あり

### 2 予算額

(1) 歳出予算 5,180 千円

(款) 民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等整備支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	5,180	1 施設 (定員 112 人 : 進捗率 50%)

### 3 経過及び今後の予定

令和 8 年 (2026 年) 4 月	本給付金制度を創設
---------------------	-----------



特定教育・保育施設等整備支援事業における  
JR 吹田駅南立体駐車場跡地の活用について

1 事業の内容

本市では就学前の保育環境の充実に向けて民間保育施設の整備に着手していますが、不動産確保が障壁となり、一部では計画通りに進められず、事業者からは市有地の活用を望む声が多く寄せられています。このような状況の下、増加する保育ニーズに速やかに対応するため、JR 吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所誘致に取り組むこととし、対象用地を測量するものです。

〈JR 吹田駅南立体駐車場跡地・整備施設の概要〉

位 置	吹田市元町 1159 番 14、1160 番 1（地番）
敷 地 面 積	約 662 m <sup>2</sup>
状 態	有料駐車場及びコミュニティースペース ※NPO法人 JR 吹田駅周辺まちづくり協議会へ貸出中。
用 途 地 域	第一種住居地域（建蔽率 60%・容積率 300%） 商業地域（建蔽率 80%・容積率 400%）
施 設	保育所・定員 80 人程度（対象：0～5 歳児）

2 予算額

(1) 歳出予算 1,287 千円

(款) 民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）特定教育・保育施設等整備支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,287	測量

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4～6 月	測量
令和 8 年（2026 年）7～11 月	保育事業者選定（公募）
令和 9 年（2027 年）4 月	用地貸付（30 年間）
令和 10 年（2028 年）3 月まで	建設工事、施設整備助成金交付
令和 10 年（2028 年）4 月	開設



## 家庭児童相談事業における児童育成支援拠点事業の実施

### 1 事業の内容

#### (1)目的

近年増加傾向にある児童虐待や、児童が直面する複雑化、複合化した課題や個別のニーズに対し、きめ細やかに対応、支援していくことができるよう、令和6年（2024年）に施行された改正児童福祉法において、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業（以下、「本事業」）が創設され、市町村が実施主体となりました。

本市においても、令和6年度（2024年度）の児童虐待相談件数は1,963件と増加傾向にあり、一定数の児童は家庭での生活に困難を抱えている実態があることから、セーフティネットとして児童が安心安全に過ごすことのできる場所の確保や、自宅で食事を適切に摂取できない場合の食事の提供、身だしなみや身体の保清等の一般的な生活習慣の形成等を包括的に行うため本事業を実施するものです。

#### (2)主な支援内容

- ア 安全・安心な居場所の提供
- イ 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ウ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- エ 食事の提供
- オ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- カ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- キ 保護者への情報提供、相談支援
- ク 送迎支援

#### (3)実施概要

- 実施箇所数：1箇所
- 定員：概ね20名
- 実施方法：業務委託
- 職員配置：管理者、支援員、ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員

#### (4)期待する効果

本事業により、児童が安心安全な居場所において食事の提供や生活習慣の形成等の支援を受けることで、児童虐待の未然防止及び重症化予防につながるとともに、保護者支援を通じた養育環境の改善を図るもので、また、関係機関との緊密な連携体制を整備

(1)

することにより、地域におけるセーフティネット機能の強化につながります。

## 2 予算額

(1)歳出予算 4,012千円

(款) 民生費(項) 児童福祉費(目) 児童福祉総務費

(大事業) 家庭児童相談事業(小事業) 家庭児童相談事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	プロポーザル方式による事業者選定に係る学識経験者への意見聴取
委託料	4,000	開設準備経費

(2)歳入予算(特定財源) 2,666千円

(款)国庫支出金(項) 国庫補助金(目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	1,333	補助率1/3 ※基準額×補助率

(款)府支出金(項) 府補助金(目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	1,333	補助率1/3 ※基準額×補助率

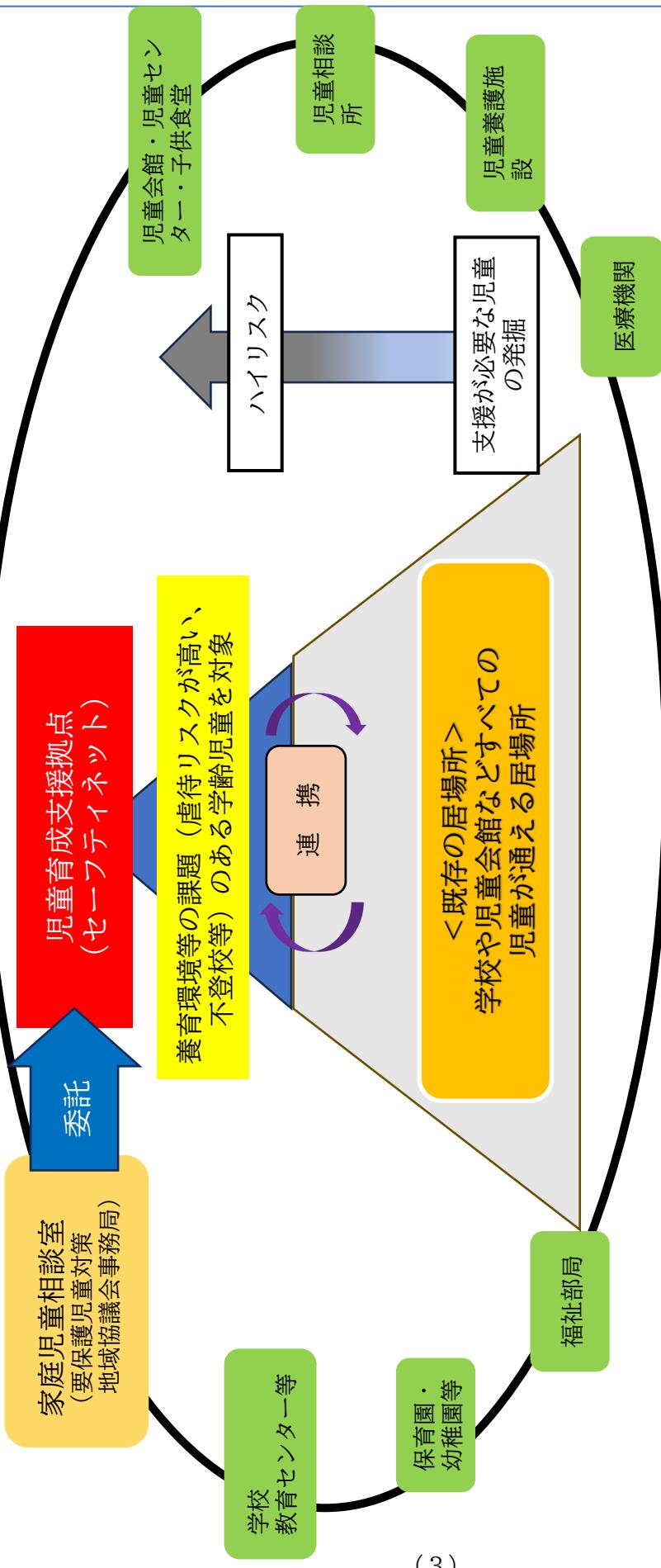
(3)債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)
児童育成支援拠点事業	令和9年度(2027年度)～ 令和13年度(2031年度)	163,895

## 3 今後の予定

令和8年(2026年)6月	プロポーザル選定委員会の開催
令和8年(2026年)7月	事業者の公募開始
令和8年(2026年)10月	契約事業者決定・契約締結・開設準備開始
令和9年(2027年)4月	事業開始

# 吹田市児童育成支援拠点と家庭児童相談室との他関係機関との関係・連携・見守りのイメージ



## <対象児童の把握方法>

- 1 家庭児童相談室で把握する家庭
- 2 庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等
- 3 児童や保護者からの相談

## <対象児童のイメージ>

- ・ネグレクトで自宅で適切に食事を摂取できていない、
- ・親子間や保護者間の関係不良により自宅で安心して過ごせない、
- ・保護者の養育力が脆弱で登校の習慣が身に付いていない、
- ・保護者の見直し等

## <包括的な支援の実施>

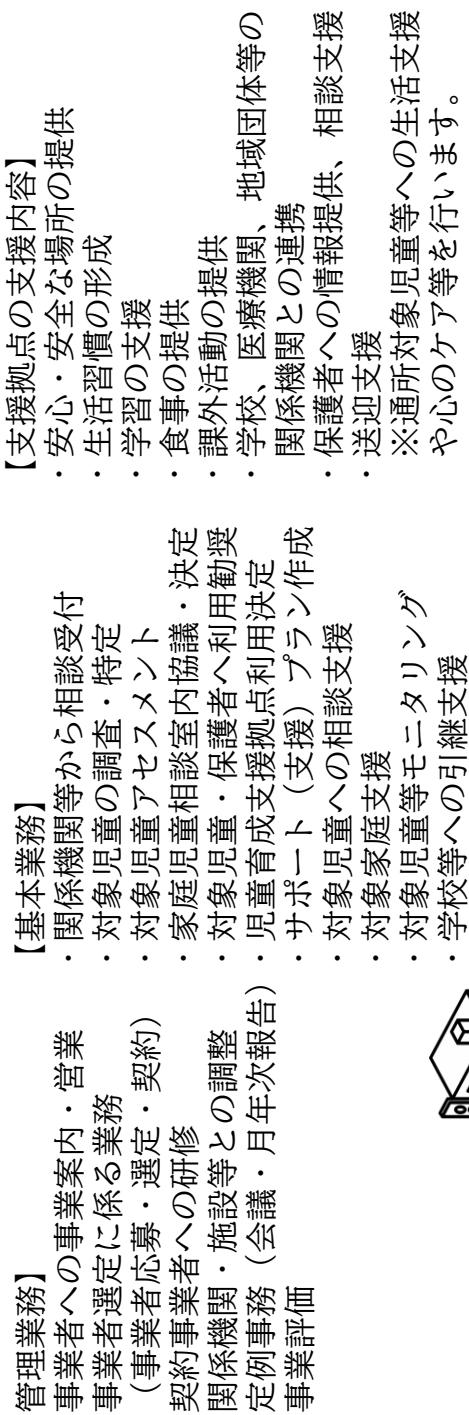
- 1 安全・安心な居場所の提供
- 2 生活習慣の形成
- 3 学習の支援 (宿題の見守りなど)
- 4 食事の提供
- 5 課外活動の提供
- 6 学校、医療機関等との連携
- 7 保護者への情報提供、相談支援
- 8 送迎支援

<支援計画等>  
 対象児童のアセスメント、支援目標・内容の把握  
 支援計画の作成、支援方針の見直し等

## 家庭児童相談室の役割



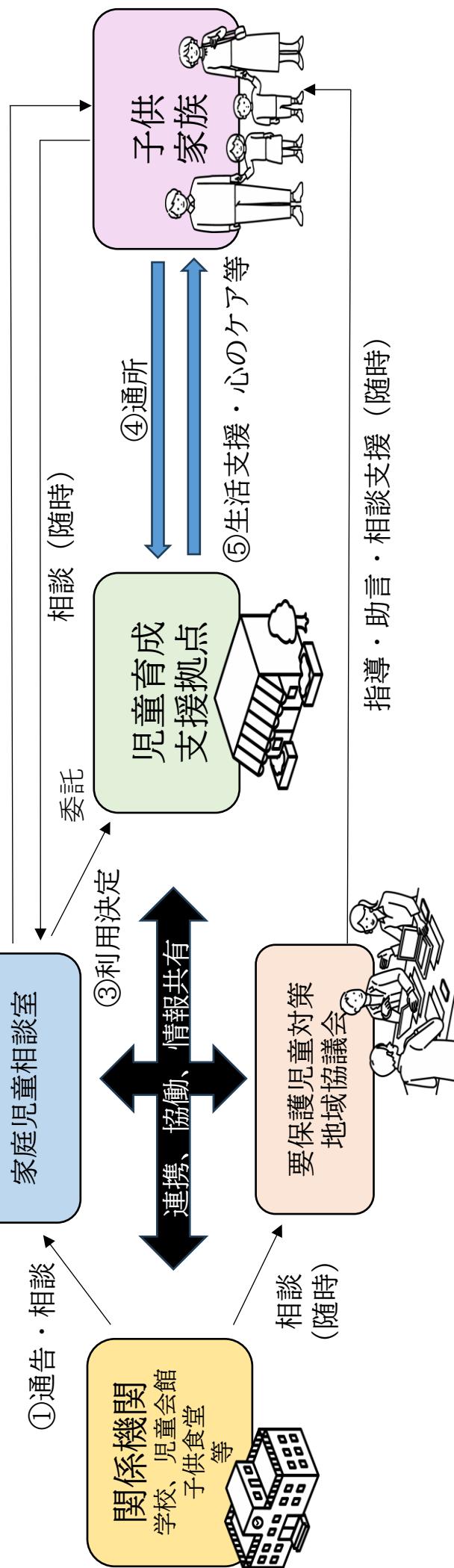
## 児童育成支援拠点の役割



(4)

《兒童象對》

- ・家庭内で安心安全に過ごすことが難しい児童
  - ・親兄弟の介護で学習等、自分の時間をとれない児童
  - ・家で食事が用意されない等、養育環境に課題がある児童
  - ・家庭内不和で不登校や家庭内でも居場所がなさそうな児童
  - ・学校のある時間に公共施設や公園でよく見かける児童



ひとり親家庭等支援事業における自立支援のための給付金の対象者要件の  
見直しによる拡充について

1 事業の内容

ひとり親の自立を支援する目的で実施している自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、より一層ひとり親の自立促進を図るため、対象者要件の見直しを行います。

＜見直し内容＞

- (1) 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
- (2) 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、修学年数の上限を5年とする。

2 予算額

- (1) 歳出予算 2,130千円

(款) 民生費（項）児童福祉費（目）母子福祉費

（大事業）ひとり親家庭等支援事業（小事業）ひとり親家庭等支援事業

節名称	予算額（千円）	説明等
負担金、補助及び交付金	1,730	高等職業訓練促進給付金 (対象者要件見直し分)
	400	自立支援教育訓練給付金 (対象者要件見直し分)

- (2) 歳入予算（特定財源） 1,597千円

(款) 国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額（千円）	説明等
母子家庭等対策 総合支援事業費補助金	1,597	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 補助率：国3/4、市1/4

3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	対象者要件の見直しに基づいて給付金を支給開始
---------------	------------------------



e L-QR の活用による公金収納開始に向けた留守家庭児童育成室の  
保育料収納管理システムの改修について

1 事業の内容

放課後子ども育成室では、留守家庭児童育成室の保育料、延長保育料、おやつ代を収納管理するシステムを平成 31 年（2019 年）4 月から導入しています。

現在、納付書払いにおいて、コンビニ収納等には対応していますが、ゆうちょ銀行での支払や一部のキャッシュレス決済には対応できません。

eLTAX を通じた支払を可能とし、納付の利便性を広げるため、本システムから発行される納付書に eL-QR を掲載すること及び、eLTAX を通じて支払された情報を本システムに連携できるようシステム改修を行うものです。

2 予算額

歳出予算 1,679 千円

（款）民生費 （項）児童福祉費 （目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業 （小事業）留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
役務費	40	納付書変更に係るテスト費用
委託料	1,639	保育料収納管理システム改修費用

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	システム改修作業開始
令和 9 年（2027 年）3 月	システム改修及び納付書準備の完了
4 月	運用開始



## 放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業の実施について

### 1 事業の内容

国の放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業を活用し、民間委託をしている留守家庭児童育成室及び民設放課後児童クラブにおいて、従事者の賃金改善を行った事業者に対し、賃金改善相当分を支給します。

#### (1) 対象

放課後児童支援員（非常勤職員含む。法人役員除く。）

#### (2) 基準額

ア 放課後児童支援員：131,000円

イ 経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者：198,000円

ウ 経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者：263,000円

エ 経験年数10年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した事業所長（マネジメント）的立場にある者：394,000円

### 2 予算額

#### (1) 歳出予算 37,693千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業（小事業）留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	37,036	20か所 94室分
負担金、補助及び交付金	657	民設放課後児童クラブ分

#### (2) 歳入予算（特定財源） 25,128千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	12,564	基本額 37,693千円×1/3

（款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	12,564	基本額 37,693千円×1/3

(3) 設定期間中の当該業務に係る債務負担行為一覧

事項	期間 ※1	限度額 (千円)	うち本事業 実施分 (千円) ※2
千里丘北留守家庭児童育成室運営業務	令和4年度～令和9年度	491,200	3,152
山手留守家庭児童育成室運営業務	令和4年度～令和9年度	332,417	1,970
山三留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	275,650	3,546
西山田留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	229,848	2,364
東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	令和5年度～令和10年度	212,388	2,364
豊二留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	189,582	1,970
南山田留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	215,226	2,364
佐竹台留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	240,290	1,970
津雲台留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	261,182	1,970
千里たけみ留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和11年度	231,840	3,546
佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	278,798	6,304
北山田留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	296,208	6,304
藤白台留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	377,224	7,880
桃山台留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	412,814	7,880
吹二留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	376,392	7,486
山二留守家庭児童育成室運営業務	令和7年度～令和12年度	406,010	9,456
吹六留守家庭児童育成室運営業務	令和8年度～令和13年度	252,420	6,698
千二留守家庭児童育成室運営業務	令和8年度～令和13年度	725,922	20,094
江坂大池留守家庭児童育成室運営業務	令和8年度～令和13年度	352,466	9,456
青山台留守家庭児童育成室運営業務	令和8年度～令和13年度	427,010	12,608

※1 期間については、各業務の委託契約期間に応じた期間となります。

※2 本事業実施分については、令和9年度以降に支出予定の総額となります。

3 今後の予定

令和8年（2026年）5月～8月	各事業者から賃金改善計画書提出
令和8年（2026年）8月	子ども・子育て支援交付金交付申請
令和9年（2027年）3月	各事業者から賃金改善実績報告書提出

## 私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業の実施について

### 1 事業の内容

#### (1) 概要

本市留守家庭児童育成室では、入室希望児童数の急激な増加があり、指導員や施設の確保が年々厳しくなっているため、既存の事業や施設を活用するなど、新たな取組が必要な状況となっております。

今般、私立認定こども園千里山グレース幼稚園(以下「グレース幼稚園」という。)から、施設内で放課後児童健全育成事業の実施意向が示されました。

主たる受入対象の留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)は、千二育成室や千三育成室が対象となり、今年度の児童推計でも入室児童数の増加が見込まれ、対策が必要な地域であることから、未入室児童(待機児童)を最小限に抑える新たな方策として、幼稚園等で育成室を運営するための補助事業を実施するものです。

#### (2) 実施方法

グレース幼稚園の施設内で民設民営により実施

#### (3) 入室対象

グレース幼稚園の卒園児を優先的に受け入れの上、空きがある場合は、一般の希望児童を受入れ

#### (4) 定員

30 人程度

#### (5) その他

ア 千里第三小学校からグレース幼稚園までの移動は、自動車等による送迎を予定  
イ 本市の開室時間内(平日 13 時~17 時、長期休業日 8 時~17 時、延長 17 時~19 時、第 4 土曜日 8 時 30 分~17 時(延長なし))の利用については、本市が定める使用料・延長使用料、それ以外の自主事業部分については、別途グレース幼稚園が定める料金

### 2 予算額

#### (1) 歳出予算 9,554 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 留守家庭児童育成費

(大事業) 留守家庭児童育成事業 (小事業) 留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	9,554	放課後児童健全育成事業の運営に係る補助

(2) 歳入予算（特定財源） 6,176 千円

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	3,088	補助率 1/3

（款）府支出金 （項）府補助金 （目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	3,088	補助率 1/3

### 3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	事業者による事業開始、補助金の申請受付
6 月、9 月、12 月 令和 9 年（2027 年）3 月	四半期ごとに補助金交付

児童会館管理事業等における南吹田児童センター及び  
吹南地区高齢者いこいの間の大規模改修工事設計について

### 1 事業の内容

南吹田児童センター及び吹南地区高齢者いこいの間は、築後 40 年近くが経過し、建物や設備の経年劣化が進行しているものの、構造躯体に問題がないことから、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画において予定している大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、安全性の確保やバリアフリーの向上を目指し、改修に係る予算を提案するものです。

### 2 整備内容等

- (1) 外壁及び屋上防水の改修
- (2) 壁・床・天井の内装改修（仕上げ塗替え等）
- (3) 建具（窓、網戸、扉）の改修
- (4) 換気設備、給排水設備、給湯器等の改修
- (5) 照明の LED 化、館内放送設備の更新
- (6) トイレの改修
- (7) 和室の洋室化
- (8) 段差の解消
- (9) 屋外階段の更新（児童センターのみ）
- (10) 広場のフェンスを高くする改修（児童センターのみ）

### 3 予算額

- (1) 歳出予算 12,265 千円（子育て政策室）  
(款) 民生費（項）児童福祉費（目）児童会館費  
(大事業) 児童会館事業 (小事業) 児童会館管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	12,265	実施設計委託料

歳出予算 1,606 千円（高齢福祉室）

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）高齢者生きがい事業（小事業）高齢者いこいの間管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,606	実施設計委託料

(2) 歳入予算（特定財源）11,000 千円（子育て政策室）

（款）市債（項）市債（目）民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
児童会館整備事業債	11,000	-

歳入予算（特定財源）1,400 千円（高齢福祉室）

（款）市債（項）市債（目）民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
高齢者いこいの間整備事業債	1,400	-

#### 4 今後の予定

令和8年（2026年）7月から	大規模改修工事実施設計業務
令和9年（2027年）2月まで	
令和9年（2027年）8月から	大規模改修工事
令和10年（2028年）3月まで	

東佐井寺地区公民館、五月が丘児童センター及び  
東佐井寺地区高齢者いこいの間の大規模改修工事について

### 1 事業の内容

東佐井寺地区公民館、五月が丘児童センター及び東佐井寺地区高齢者いこいの間は、昭和60年度（1985年度）の建築から40年が経過しています。

当該施設は平成28年度（2016年度）に屋上防水改修工事、令和3年度（2021年度）に外壁改修工事を実施しており、構造躯体に問題がないことから、施設の長寿命化を図るとともに、安全性の確保やバリアフリーの向上を目指し、改修を行うものです。

### 2 整備内容等

- (1) 外部建具
- (2) 壁・床・天井の内装改修（仕上げ塗替え等）
- (3) 諸室の改修
- (4) 空調設備、換気設備、給排水設備、給湯器等の改修
- (5) 照明のLED化、館内放送設備の更新
- (6) エレベーターの設置
- (7) バリアフリートイレの設置
- (8) 自動扉の更新
- (9) 共用部分に防犯カメラを設置（公民館のみ）

### 3 予算額

- (1) 歳出予算 1,187千円（子育て政策室）  
(款) 民生費（項）児童福祉費（目）児童会館費  
(大事業) 児童会館事業（小事業）児童会館管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
工事請負費	1,187	改修工事費

(2) 歳入予算（特定財源）939千円（子育て政策室）

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
次世代育成支援対策施設整備交付金	439	-

（款）市債（項）市債（目）民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
児童会館整備事業債	500	-

(3) 債務負担行為

事項	期間	限度額
東佐井寺地区公民館、五月が丘児童センター及び東佐井寺地区高齢者いこいの間大規模改修工事	令和9年度	335,928千円

なお、大規模改修工事全体の事業見込み額の内訳は、次表のとおりです。

【歳出】

単位（千円）

節	令和8年度（2026年度）				令和9年度（2027年度）				総計
	まなびの支援課	子育て政策室	高齢福祉室	小計	まなびの支援課	子育て政策室	高齢福祉室	小計	
委託料	0	0	0	0	10,963	6,036	1,027	18,026	18,026
工事請負費	0	1,187	0	1,187	194,051	105,690	18,161	317,902	319,089
小計	0	1,187	0	1,187	205,014	111,726	19,188	335,928	337,115

【歳入】

単位（千円）

特定財源	令和8年度（2026年度）				令和9年度（2027年度）				総計
	まなびの支援課	子育て政策室	高齢福祉室	小計	まなびの支援課	子育て政策室	高齢福祉室	小計	
国庫支出金	0	439	0	439	0	37,197	0	37,197	37,636
地方債	0	500	0	500	184,500	59,600	17,200	261,300	261,800
小計	0	939	0	939	184,500	96,797	17,200	298,497	299,436

#### 4 今後の予定

令和 8 年（2026 年）7 月	大規模改修工事実施設計業務完了（予定）
令和 9 年（2027 年）1 月	大規模改修工事（令和 9 年（2027 年）12 月まで）
令和 10 年（2028 年）春頃	供用開始（予定）



議案第19号参考資料  
児童部こども発達支援センター

通園バス位置情報配信システムの導入について

1 事業の内容

こども発達支援センター杉の子学園、わかたけ園では、それぞれ3台の送迎バスを運行しており、延着情報については、保護者が登録したメールアドレスに、お知らせメールを送信しています。

しかしながら、渋滞等の事由により、急に到着時刻が大幅に遅れることがあります。その場合には、園児と保護者を長時間バス停で待たせている状況です。

気温の高い日などは体調への影響が懸念され、また、バスを長時間待つことが難しい園児もいることから、リアルタイムでバスの位置情報を把握できるシステムの導入については、保護者会から要望されています。

近年の異常気象を踏まえ、送迎における児童の安全確保の一環として通園バス位置情報配信システムを導入するものです。

2 予算額

歳出予算 198千円

(款) 民生費(項) 児童福祉費(目) こども発達支援センター費

(大事業) こども発達支援センター事業(小事業) こども発達支援センター管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
役務費	198	アプリ利用料 108,000円(6台分) アプリオプション利用料 26,400円(6台分) バス位置発信用スマートフォン 63,432円(2台)

3 今後の予定

令和8年(2026年)4月	事業者選定・契約 送迎バスへの設置完了後、速やかに運用開始
---------------	----------------------------------



議案第 19 号参考資料  
児童部こども発達支援センター

児童発達支援事業における巡回相談拡充に伴う備品の購入等について

1 事業の内容

令和 8 年度（2026 年度）から、現行の発達支援保育制度の再構築に伴い、巡回相談の対象児童及び対象園の拡充を予定しています。園が相談を希望するすべての児童を対象とし、また、施設類型にかかわらず実施していくことで、教育・保育施設等の職員に対する後方支援や連携を充実します。

本取組においては、園からの申し込み、相談事項や対象児童に関する情報の保管、また、巡回相談後の記録作成業務など、事務作業の増加を見込んでいます。そこで、巡回相談に関するこれらの情報を安全に管理し、かつ事務作業の効率化を図るため、タブレットパソコンの購入を行い、Wi-Fi をレンタルして実施するものです。

2 予算額

歳出予算 437 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）こども発達支援センター費

（大事業）こども発達支援センター事業（小事業）児童発達支援事業

節名称	予算額（千円）	説明等
役務費	157	Wi-Fi 4台レンタル料
備品購入費	280	タブレットパソコン4台購入

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	タブレットパソコンの購入及び Wi-Fi の契約
-------------------	--------------------------



特定教育・保育施設等運営助成事業における発達支援保育等対策費の助成基準  
等の見直しについて

1 事業の内容

(1) 助成基準等の見直しに至る背景

近年、発達に課題のある就学前の児童が増加傾向にあり、将来にわたって持続可能な制度とするために認定のスキームや保育士の配置の在り方を見直す必要があることから、現在、発達支援保育制度の再構築を進めています。その一環として、私立の保育所等に対する助成制度を令和 8 年度（2026 年度）から以下のとおり変更するものです。

(2) 助成基準等の見直しの概要

ア 助成基準額の設定

児童の状態に応じた認定区分に基づく助成基準額を設定します。

イ 保育補助者の配置に対する助成基準額の創設

保育補助者を配置した場合の助成基準額を新たに設定します。

(3) 補助基準額（対象児童 1 人あたり）

区分	認定区分			加配職員の配置基準
	1 対 1 加配	複数対 1 加配	環境整備	
介助保育士を配置する場合	月額 320,780 円	月額 ※ 160,390 円	—	【1 対 1 加配の場合】 対象児童 1 人につき 1 人 【複数対 1 加配の場合】 対象児童 2 人につき 1 人
保育補助者を配置する場合	月額 160,390 円	月額 160,390 円	—	対象児童 1 人につき 1 人
物品の購入等	—	—	年額 100,000 円	なし

※複数対 1 加配の認定を受けた児童の数が歳児単位で奇数となった場合であって、対象児童 1 人に対して保育士を 1 人配置する場合は、月額 320,780 円を上限に助成。

【参考】現行制度の助成基準額（対象児童1人あたり）

区分	1人目	2人目以降	加配職員の配置基準
介助保育士を配置する場合	月額 296,110円	月額 320,780円	対象児童1人につき1人
介助保育士を配置しない場合	月額 91,510円		なし

2 予算額

歳出予算 488,044千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）特定教育・保育施設等助成費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）特定教育・保育施設等運営助成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	488,044	発達に課題のある就学前の児童の保育に必要な経費を助成

3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	各施設へ助成事業を周知
令和8年（2026年）7月 ～令和9年（2027年）3月	助成金交付申請受付、交付決定、各施設へ助成金交付、実績報告

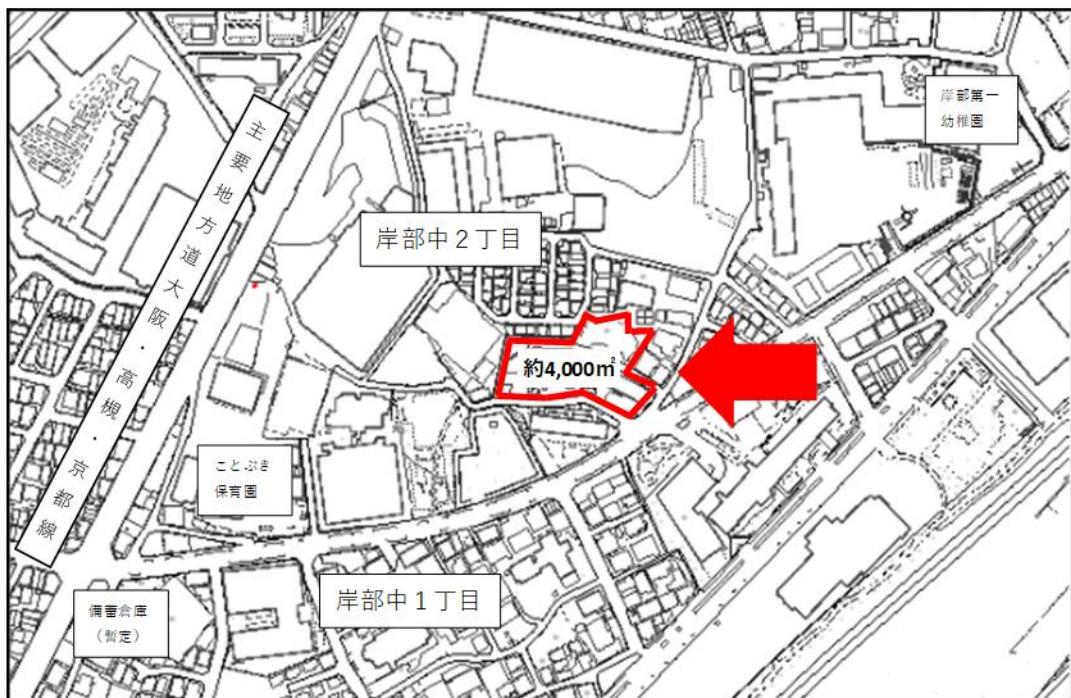
# 岸部中（北）住宅跡地認定こども園整備事業等における 岸部中（北）住宅跡地認定こども園及び（仮称）片山・岸部地域備蓄倉庫の 複合施設の整備について

## 1 事業の内容

岸部中(北)住宅跡地における認定こども園岸部第一幼稚園及びことぶき保育園の統合による新たな幼保連携型認定こども園と片山・岸部地域の防災用備蓄倉庫の複合施設（以下「複合施設」といいます。）の整備事業に関し、令和7年度（2025年度）に当該工事の入札を実施したものの不調となったため、物価上昇等を考慮のうえ令和8年度（2026年度）に適用する単価に基づいた設計金額へと見直し、改めて入札を実施して、建設工事を行うものです。

それにより、債務負担行為の期間及び限度額が変更となるため、現行の債務負担行為を廃止し、新たに設定するものです。

## 【位置図】



## 2 予算額

(1) 歳出予算 88,812 千円(保育幼稚園室)

(款) 民生費(項) 児童福祉費(目) 岸部中(北) 住宅跡地認定こども園整備費

(大事業) 公立保育所等事業(小事業) 岸部中(北) 住宅跡地認定こども園整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	29,332	工事管理委託料、埋蔵文化財遺物整理業務委託料等
工事請負費	53,262	建設工事費
負担金、補助及び交付金	6,218	水道加入金、電柱移設費

歳出予算 13,506 千円(危機管理室)

(款) 消防費(項) 消防費(目)(仮称) 片山・岸部地域備蓄倉庫整備費

(大事業) 防災対策事業(小事業)(仮称) 片山・岸部地域備蓄倉庫整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	3,649	工事管理委託料、埋蔵文化財遺物整理業務委託料
工事請負費	8,811	建設工事費
負担金、補助及び交付金	1,046	水道加入金、電柱移設費

(2) 歳入予算(特定財源) 82,700 千円(保育幼稚園室)

(款) 繰入金(項) 基金繰入金(目) 公共施設等整備基金繰入金

節名称	予算額(千円)	説明等
公共施設等整備基金繰入金	30,000	-

(款) 市債(項) 市債(目) 民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
幼保連携型認定こども園整備事業債	52,700	-

歳入予算(特定財源) 9,300 千円(危機管理室)

(款) 市債(項) 市債(目) 消防債

節名称	予算額(千円)	説明等
消防防災施設設備整備事業債	9,300	-

(3) 債務負担行為

(廃止)

事項	期間	限度額(千円)
岸部中(北)住宅跡地複合施設 整備工事	令和 7 年度(2025年度)～ 令和 9 年度(2027年度)	1,672,208

(追加)

事項	期間	限度額(千円)
岸部中(北)住宅跡地複合施設 整備工事	令和 9 年度(2027年度)	1,733,623

3 今後の予定

令和 8 年(2026年) 9 月	複合施設整備工事開始
令和 10 年(2028年) 3 月	複合施設整備工事完了
9 月以降	複合施設供用開始

※ 供用開始時期については、工事進捗等を考慮し変更することがあります。



## 地域医療推進事業における災害時医薬品等確保供給体制整備事業について

### 1 事業の内容

災害時の医薬品等の供給については、発災直後は道路事情や流通状況等により大阪府による広域供給が難しいとされていることから、本市設置の医療救護所における医療提供体制の確保を目的に、発災直後3日分の医薬品等の確保及び供給体制を構築するために必要な予算を提案するものです。

事業は次のとおり実施します（吹田市薬剤師会へ業務委託）。

- (1)市内を6ブロックに分け、各ブロックに備蓄薬局を設定し、各ブロック分の備蓄医薬品を配備します。
- (2)備蓄医薬品として、主に抗てんかん薬、インスリン製剤、抗狭心症薬や降圧薬等に対する医療用医薬品を3日分備蓄します。
- (3)備蓄薬局により、医薬品の使用期限に応じて、備蓄薬局にある通常の医薬品と循環させながら備蓄します（流通備蓄）。
- (4)備蓄薬局において、温度管理も含めた適正保存と有効期限の管理を行い、管理状況について吹田市薬剤師会から年1回業務報告を受けます。
- (5)災害発生時には、当該ブロックの備蓄薬局（薬剤師）により、市が設置する医療救護所に備蓄医薬品を搬送します。

### 2 予算額

歳出予算 1,257千円

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健衛生総務費

（大事業）医療政策事業（小事業）地域医療推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	120	備蓄医薬品収納（搬送）用スーツケース購入費
委託料	1,137	災害時医薬品等確保供給体制整備業務委託料 内訳 医薬品購入費 1,070千円 備蓄医薬品管理費 67千円

### 3 今後の予定

令和8年(2026年) 4月	吹田市薬剤師会と業務委託契約締結 備蓄薬局による備蓄医薬品購入の後、備蓄開始
----------------	---



## 地方独立行政法人市立吹田市民病院関連事業における運営費負担金の見直しについて

### 1 概要

市立吹田市民病院への運営費負担金につきましては、主に国の繰出基準や地方財政計画の単価に基づいて交付しておりますが、算定基準や対象項目は平成26年度（2014年度）の独法化当時のままとなっています。

元来能率的な経営を行っても採算ベースに乗せることが困難な救急や小児医療等の政策医療では、市からの交付額以上に経費を要しており、実状と大きく乖離が生じていることから、実状に合わせた運営費負担金の算定基準等の見直しを行うものです。

### 2 見直しの内容

＜変更前＞地方財政計画の単価による積算（一部は実績ベース）

＜変更後＞実績ベースを基本とし、項目ごとの収支差額に負担割合を乗じた金額

区分	負担割合	対象項目
市として、安定した運営のため特に重要と考えるもの	収支差額×3/4	<ul style="list-style-type: none"><li>・救急医療</li><li>・小児医療（未熟児医療含む）</li><li>・周産期医療</li></ul>
上記以外	収支差額×1/2	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健衛生行政事務</li><li>・障がい者歯科医療</li><li>・集中治療室</li><li>・医師等研究研修</li><li>・リハビリテーション医療</li></ul>
	なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・院内保育所の運営</li><li>・病理解剖</li></ul>

### 3 見直しによる効果

令和8年度予算における運営費負担金は、見直し前の基準と比較して約1,700万円の増額となり、同病院が果たすべき役割である、地域に必要な医療の安定的かつ継続的な提供に寄与します。

#### 4 予算額

歳出予算 1,131,467 千円

(款) 衛生費（項）保健衛生費（目）保健衛生総務費

(大事業) 医療政策事業 (小事業) 地方独立行政法人市立吹田市民病院関連事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	1,131,467	運営費負担金

#### 5 今後の予定

令和8年（2026年）4月	運営費負担金交付
令和9年（2027年）6月	運営費負担金に係る実績額の確定

## 高齢者フレイル等予防推進事業における身体的フレイル予防講演会・教室の実施について

### 1 事業の内容

#### 概要

本事業は、主に身体的フレイル※と思われる高齢者を対象に予防や改善を図ることを目的に、以下の 2 つの取組をモデル的に実施します。なお、受講後も運動を継続していただくよう、いきいき百歳体操やはづらつ体操教室など、地域の介護予防の取組につなぎます。

※加齢などで身体機能が低下し、要介護状態に陥りやすくなった虚弱な状態

#### ア 講演会（定員 50 人）

身体的フレイルに関する運動や転倒予防に向けた学習・実践を行い、正しい知識の普及啓発を図る講演会を 1 回開催します。

#### イ 教室（定員 25 人 2 日間コース/回 2 会場で実施）

学習・実践教室を実施し、予防行動に関する目標を立て生活習慣の改善につなぎます。対象者は、後期高齢者医療健康診査の質問票から身体的フレイルの項目に該当する方へ個別勧奨する他、市報で募集します。

### 2 予算額

#### (1) 歳出予算 197 千円

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健事業費

（大事業）保健推進事業（小事業）高齢者フレイル等予防推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	21	周知等に関する消耗品費等
委託費	176	講演会・教室運営に関する委託料

#### (2) 歳入予算（特定財源） 197 千円

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	197	大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託収入

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）8月	フレイル予防講演会・教室運営に関する委託契約
10月	フレイル予防講演会実施
11月	フレイル予防教室実施
令和9年（2027年）1月	事業の評価

健康診査事業における30歳代健康診査国保保健事業への移管、  
及び特定健康診査等事業における国保被保険者30歳代健康診査の実施について

## 1 事業の内容

### (1) 概要

30歳代国保被保険者の健康診査を国保保健事業に位置付けて特定保健指導判定を実施する体制を構築することにより、生活習慣病の重症化予防を図る。また、国保被保険者以外の30歳代健康診査においても同様の特定保健指導判定を実施する体制を構築し、青年期からの生活習慣病予防を推進する。

### (2) 対象及び受診する健康診査

年度内に30～39歳の誕生日を迎える国保被保険者：吹田市国保健康診査

年度内に30～39歳の誕生日を迎える吹田市国保被保険者以外の市民：30歳代健康診査

### (3) 受診期間

原則として誕生月とその翌月（30歳の誕生日以降に受診可）

## 2 予算額

### (1) 歳出予算

ア 一般会計 9,636千円

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健事業費

（大事業）成人保健事業（小事業）健康診査事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	9,636	健康診査委託料（30歳代健康診査分） 積極的支援利用券発行業務

イ 国民健康保険特別会計 9,245千円

（款）保健事業費（項）特定健康診査等事業費（目）特定健康診査等事業費

（大事業）保健事業（国民健康保険）（小事業）特定健康診査等事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	9,245	健康診査委託料（30歳代分） 受診票印刷・封入・封緘・発送業務 積極的支援利用券発行業務

(2) 歳入予算（特定財源） 9,245 千円

国民健康保険特別会計

（款）府支出金 （項）府補助金 （目）保険給付費等交付金

節名称	予算額(千円)	説明等
特別交付金	9,245	市町村国保ヘルスアップ事業※1 (国民健康保険保険者努力支援交付金)

※1 30～39歳の吹田市国保被保険者を対象として特定健診・保健指導と同等の健康診査・保健指導を行うことにより交付金の対象となる。

### 3 経過及び今後の予定

昭和 62 年度（1987 年度）	30 歳以上の市民を対象に基本健康診査開始
平成 20 年度（2008 年度）	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診の開始に伴い、基本健康診査を廃止して健康診査を再編 吹田市国保健康診査：40 歳以上の国保被保険者対象 30 歳代健康診査：30～39 歳の市民対象 生活習慣病予防健診：40 歳以上の生活保護受給者対象 健康長寿健康診査：後期高齢者医療被保険者対象※2
令和 8 年（2026 年）4 月	30 歳代健康診査実施要領、吹田市国保健康診査実施要領を改訂し、吹田市国保健康診査の対象に 30 歳代を追加。 吹田市医師会と各種健康診査委託契約 30 歳代国保被保険者への個別通知開始

※2 大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査に市独自の検査項目を追加。

特定健康診査等事業及び健康診査事業における特定保健指導  
及び特定保健指導利用勧奨の強化について

## 1 事業の内容

### (1) 概要

吹田市国保健康診査、吹田市生活習慣病予防健康診査、吹田市30歳代健康診査において積極的支援と判定された方を対象とした特定保健指導積極的支援業務及び動機付け支援・積極的支援未利用者勧奨業務等を一体的にプロポーザル方式で事業者選定することにより、民間事業者のノウハウやICT等を活用したより効果的な特定保健指導実施体制を構築し、生活習慣病を予防します。

### (2) 委託する業務

- ア ICT、PHR（パーソナルヘルスレコード）を活用した特定保健指導積極的支援業務
- イ 特定保健指導積極的支援未利用者勧奨業務
- ウ 特定保健指導動機付け支援未利用者勧奨業務
- エ 動機付け支援未利用者を対象とした動機付け支援業務

### (3) 契約期間 令和8年（2026年）10月1日～令和12年（2030年）3月31日（複数年契約）

### (4) その他

法定報告義務のある国保被保険者を対象とした業務をプロポーザル方式で選定し、一般会計で実施する業務についてはプロポーザル方式で選定した事業者に随意契約します。

### (5) 年間（12か月間）見込み件数

(単位：人)

会計	国民健康保険特別会計		一般会計
健康診査	吹田市国保健康診査		30歳代健康診査
	30～39歳	40～74歳	生活習慣病予防健康診査
ア 積極的支援	5	129	8
イ 積極的支援未利用者勧奨	19	339	27
ウ 動機付け支援未利用者勧奨	26	826	40
エ 未利用者を対象とした動機付け支援	5	165	8

## 2 予算額

### (1) 歳出予算

ア 国民健康保険特別会計 6,012千円

(1)

(款) 保健事業費 (項) 特定健康診査等事業費 (目) 特定健康診査等事業費

(大事業) 保健事業 (国民健康保険) (小事業) 特定健康診査等事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	学識経験者意見聴取報償費
委託料	6,000	特定保健指導・特定保健指導利用勧奨委託料

イ 一般会計 731 千円

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健事業費

(大事業) 成人保健事業 (小事業) 健康診査事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	731	特定保健指導・特定保健指導利用勧奨委託料

(2) 歳入予算 (特定財源)

ア 国民健康保険特別会計 6,012 千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 保険給付費等交付金

節名称	予算額(千円)	説明等
普通交付金	5,412	普通交付金 (特定健診・特定保健指導に要する費用)
特別交付金	600	特別交付金 (市町村国保ヘルスアップ事業 国民健康保険保険者努力支援交付金※)

※ 30~39 歳の吹田市国保被保険者を対象として特定健診・保健指導と同等の健康診査・保健指導を行うことにより交付金の対象となる。

イ 一般会計 189 千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 衛生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
健康増進事業補助金	189	生活保護受給者特定保健指導分

(3) 債務負担行為 (国民健康保険特別会計)

事項	期間	限度額
特定保健指導及び特定保健指導 利用勧奨業務	令和 9 年度(2027 年)~ 令和 11 年度(2029 年)	36,000 千円

3 経過及び今後の予定

平成 20 年度(2008 年度)	特定保健指導積極的支援・動機付け支援を直営で開始
平成 30 年度(2018 年度)	特定保健指導を委託化。動機付け支援を吹田市医師会に、積極的支援を民間事業者等に委託
令和 8 年(2026 年) 4 月	9 月末まで現行の積極的支援実施体制を継続。
5 月	プロポーザル方式による事業者選定開始
10 月 1 日	プロポーザル方式で選定した事業者と委託契約 令和 8 年(2026 年)10 月 1 日以降の受診者を対象として業務実施

## 保健推進事業におけるがんとの共生に関する取組について

### 1 事業の内容

#### (1) 概要

##### ア A Y A 世代※の終末期支援

A Y A 世代のがん終末期の福祉サービス利用においては、介護保険制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度、障がい福祉サービスの制度の狭間にあり、在宅療養を希望した場合、公的な福祉サービスが利用できず、全額自己負担となります。若年がん患者が、住み慣れた自宅等で最期まで自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、患者本人とその家族の負担の軽減を図ることを目的に、A Y A 世代終末期患者の在宅福祉サービス利用に係る費用の一部を助成するものです。

※Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指します。

##### イ 骨髄バンクドナー支援

公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を完了した者（以下「ドナー」という。）及びドナーが所属する事業所に対し、通院等に伴う経済的な負担の軽減及び骨髓等提供の推進を図るため、骨髄バンクドナー支援助成金を交付するものです。

##### ウ がんとの共生社会の実現を目指したシンポジウム

がんを身近なものとしてとらえ患者を支えるとともに、がん予防に取り組める社会気運の醸成を目的としたシンポジウムを開催します。

#### (2) 対象者

##### ア A Y A 世代の終末期支援

次の項目のすべてに該当する方

- ・申請時及び利用時に本市に住民票を有する18歳以上40歳未満の方
- ・利用時に吹田市内で在宅にて生活している方
- ・末期がん患者（退院後の在宅期間が1か月以内）
- ・他の制度において同様の助成又は給付を受けることができない方

イ 骨髓バンクドナー支援

申請及び骨髓等提供時、本市に住民票を有するドナー及びドナーが所属する吹田市内に住所地を有する事業所

(3) 事業内容

ア A Y A 世代の終末期支援

訪問介護、訪問入浴介助、福祉用具貸与、福祉用具の購入、居宅介護支援のサービスに対し、費用の9割又は全部を助成します。

上限 54,000 円/月（生活保護受給者は 60,000 円/月）

イ 骨髓バンクドナー支援

ドナーに対し上限 140,000 円（1日 20,000 円、最大7日間）、事業所に対し上限 70,000 円（1日 10,000 円、最大7日間）を助成します。

ウ がんとの共生社会の実現を目指したシンポジウム

がん治療に携わる大学教授等による講演とがん患者当事者・がん患者支援者等シンポジストによる発表を組み合わせて行います。

2 予算額

歳出予算 2,028 千円

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健事業費

（大事業）保健推進事業（小事業）保健推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	59	謝礼（講師、シンポジスト）
需要費	33	AYA 世代の終末期支援周知用 チラシ印刷費
負担金、補助及び交付金	1,026	AYA 世代の終末期支援助成金
負担金、補助及び交付金	910	骨髓バンクドナー支援助成金

3 今後の予定

令和8年（2026年）8月	要領の制定
9月	事業の周知（HP、市報等）
10月	申請の受付開始
11月	シンポジウム開催

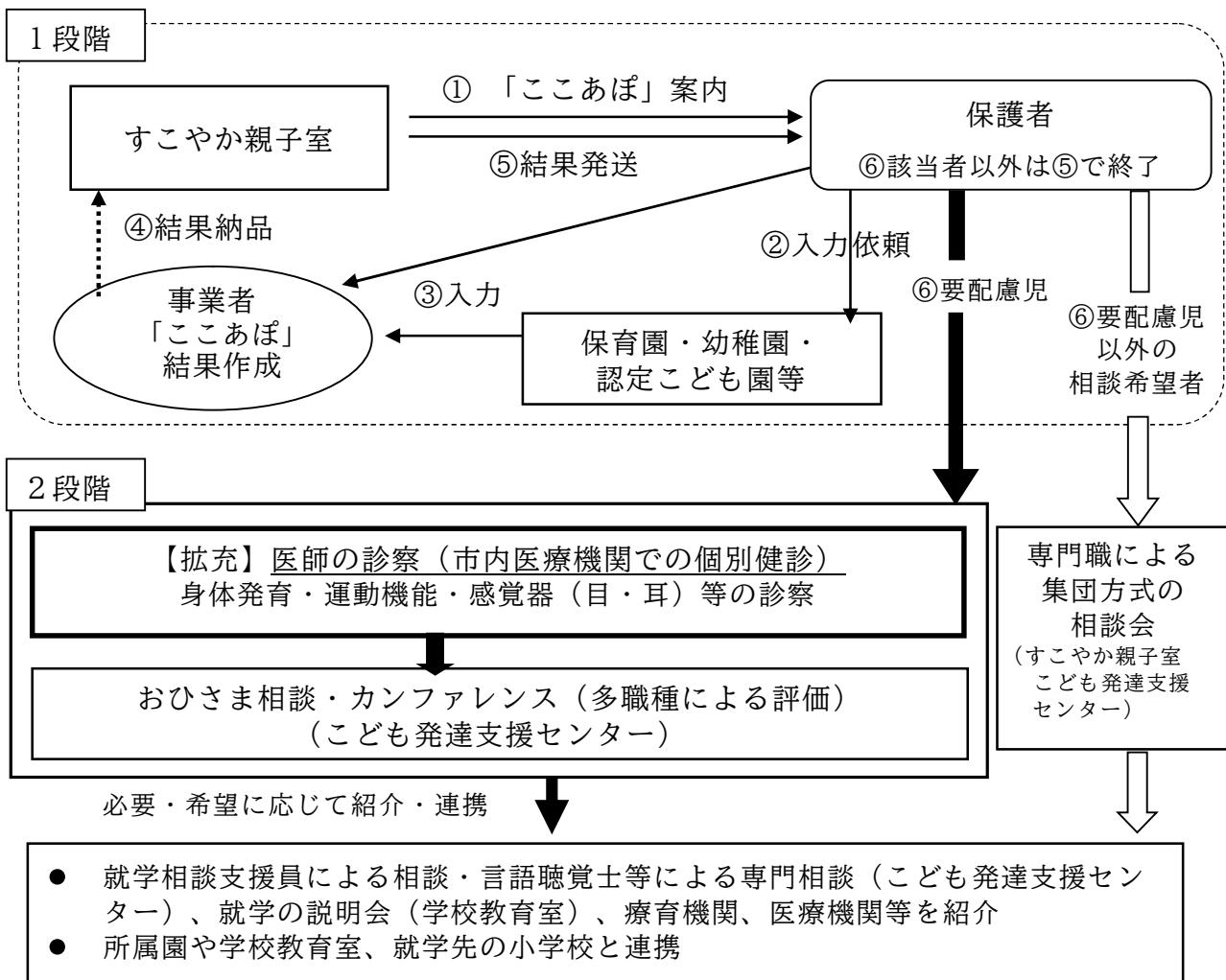
## 母子健診事業における5歳児健康診査（2段階方式/抽出型健診）の実施について

### 1 事業の内容

令和7年度（2025年度）から満5歳になる年中児を対象に「5歳発達Webアンケート（ここあぽ）」を実施し、配慮が必要と判定された児童を対象に5歳発達相談（おひさま相談）を行い、必要な支援につなげています。

言語や社会性等の発達特性に加え、身体面や生活習慣を含む児童の状況をトータルで把握し課題の発見・対応を行うため、令和8年度（2026年度）から、現行の方式に医師による診察を追加し、5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という）として実施するものです。他の乳幼児健診と同じく児童の成長確認に必要な健診として実施し、多職種による総合的な判断や助言が可能となり、円滑な就学につなげられることが見込まれます。

〈フロー図〉



## 2 予算額

### (1) 歳出予算

ア すこやか親子室 9,757 千円

(款) 衛生費（項）保健衛生費（目）母子保健事業費

(大事業) 母子保健事業 (小事業) 母子健診事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	292	問診案内、健診票
委託料	9,465	1段階(ここあぼ等)6,444千円 2段階(個別健診等)3,021千円

イ こども発達支援センター 4,986 千円

(款) 民生費（項）児童福祉費（目）こども発達支援センター費

(大事業) こども発達支援センター事業 (小事業) 児童発達支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	2,929	就学相談支援員1人
職員手当	1,135	同上
共済費	755	同上
旅費	138	同上
負担金	29	同上

### (2) 歳入予算（特定財源）

ア すこやか親子室 4,878 千円

(款) 国庫支出金（項）国庫負担金（目）衛生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
母子保健衛生費補助金	4,878	母子保健衛生費補助金(1/2)

イ こども発達支援センター 20 千円

(款) 諸収入（項）雑入（目）雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	20	雇用保険料本人負担分

### 3 経過

令和5年（2023年）12月	【国】5歳児健診の実施に関する通知
令和6年（2024年）7月	療育システム推進協議会部会(*)で検討 (令和6年度3回、令和7年度2回) *構成員：こども発達支援センター・すこやか親子室 保育幼稚園室・学校教育室・教育センター
令和7年（2025年）2月	公私立保育園・幼稚園等の園長会 ・ここあぽ・おひさま相談について説明・現場の意見聴取
5月	①関係所管・医師会との5歳児健診に関する検討会議 (令和8年1月現在 計15回) ・5歳児健診の制度構築等 ②教育委員協議会 ・ここあぽ・おひさま相談について報告 ③子ども・子育て支援審議会 ・ここあぽ・おひさま相談実施の報告
8月	【国】5歳児健診Q A改訂
9月	教育委員との懇談会 ・ここあぽ・おひさま相談実施の報告 ・5歳児健診の結果活用について意見交換
11月	【国】5歳児健診マニュアル改訂
12月	公私立保育園・幼稚園等の園長会 ・ここあぽの実績報告・意見聴取

### 4 今後の予定

令和8年（2026年）2月 ～3月	5歳児健診実施に係る説明等 (子ども・子育て支援審議会、公私立保育園・幼稚園等の園長会、教育委員協議会、医療機関)
4月	・事業者及び医師会と契約締結 ・対象児に個別案内
5月	・市報・ホームページ等で周知、市内外の保育園等への周知・説明会（対面・オンライン・オンデマンド）
6月以降	健診の実施 ・ここあぽ発送 ・個別医療機関での健診（診察） ・おひさま相談、専門職による相談会等の実施



## 予防接種事業におけるRSウイルス母子免疫ワクチン定期接種の実施に伴う接種 委託料等の計上について

### 1 事業の内容

#### (1) 趣旨

RSウイルス感染症は、風邪などを引き起こすウイルスで、生後6か月以内に感染した場合、細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。

国において、RSウイルス母子免疫ワクチンを、令和8年度（2026年度）から予防接種法に基づくA類の定期予防接種として実施する方針が示されました。

令和8年（2026年）4月1日から、予防接種を実施するための関連予算について提案するものです。

#### (2) 実施内容

目的	妊婦に接種し、体内にできた抗体が胎児に移行することで、出生する児のRSウイルス感染症を予防します。
接種時期	令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(予定)
対象者	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦
対象見込み人数	約2,900人
接種見込み人数	約2,500人
使用するワクチン	組換えRSウイルス母子免疫ワクチン
自己負担額	無料
市外での接種	<ul style="list-style-type: none"><li>北摂近隣市町（豊中市、池田市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町及び島本町。以下「覚書締結市町」とします。）と覚書を締結し、市民の予防接種実施依頼書及び償還払いの申請手続を不要とします。</li><li>上記、覚書締結市町以外の自治体（大阪市等）で接種した場合は償還払い対応をします。</li></ul>

(1)

## 2 予算額

(1) 歳出予算 83,894 千円

(款) 衛生費（項）保健衛生費（目）予防費

（大事業）予防接種事業（小事業）予防接種事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	263	広報部材、帳票印刷
委託料	75,345	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種委託料 74,623 千円</li><li>・予診票作成業務委託料 644 千円</li><li>・予防接種記録のシステム入力データ作成業務委託料 78 千円</li></ul>
負担金、補助及び交付金	8,286	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種負担金※1 7,447 千円</li><li>・予防接種自己負担額助成金※2 839 千円</li></ul>

※1 予防接種負担金：覚書締結市町での吹田市民の接種分を負担

※2 予防接種自己負担額助成金：覚書締結市町以外（大阪市等）で接種した市民への助成

(2) 歳入予算 8,301 千円

(款) 諸収入（項）雑入（目）雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	8,301	予防接種負担金※3

※3 予防接種負担金：覚書締結市町の市民が本市で接種した場合の委託料相当額を、負担金として返還を受けるもの

## 3 今後の予定

令和8年（2026年）3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・市報、ホームページ等への掲載</li><li>・定期接種協力医療機関への周知</li></ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期接種協力医療機関との契約</li><li>・組換えRSウイルス母子免疫ワクチン定期接種開始</li></ul>

## ごみ減量・再資源化促進事業における持続可能な航空燃料（SAF）の啓発及び 廃食用油回収促進業務について

### 1 事業の内容

令和 7 年（2025 年）3 月、持続可能な循環型社会の形成や脱炭素化社会の実現に資することを目的とし、コスモ石油（株）をはじめとする 4 社と「持続可能な航空燃料の普及促進に関する連携と協力に関する協定書」を締結しました。

この度、市民に対し廃食用油の回収を習慣づけるための動機付けとなる啓発コンテンツ（画像データ等のデザイン）や、回収協力へのインセンティブとなるグッズを作成し、廃食用油のさらなる回収促進と SAF の重要性を広く周知することで、ごみの減量及び脱炭素社会の実現を推進します。

啓発コンテンツの作成にあたっては、協定事業者のうちの 1 社であり、啓発プロジェクトである「Fry To Fly Project」を展開している日揮ホールディングス（株）から同協定に基づく必要な支援を受けるなど、協働します。

### 2 予算額

#### (1) 歳出予算 500 千円

（款）衛生費（項）清掃費（目）清掃総務費

（大事業）資源リサイクル事業（小事業）ごみ減量・再資源化促進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	100	啓発グッズの購入に係る費用
委託料	400	啓発コンテンツのデザインに係る費用

### 3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）4 月	啓発コンテンツのデザインに係る仕様の決定、発注
6 月	できあがったデザインを使用した啓発グッズの発注
7 月	啓発グッズを使用し啓発を開始



資源循環エネルギーセンター管理事業における基幹的設備機能回復工事中の  
事業系一般廃棄物処分費補助金について

## 1 事業の内容

### (1) 概要及び背景

吹田市資源循環エネルギーセンターでは、令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの期間において、基幹的設備機能回復工事を実施しています。本工事期間中は、炉の長期停止が発生することから、一時的に本市の一般廃棄物処理能力が低下する可能性があります。工事期間中においても、基本的には、引き続き同センターにおいて市内で発生する事業系一般廃棄物の処理を行うこととしていますが、万一、災害や事故等処理能力が不足する事態が生じた場合に備え、非常時においても安定した廃棄物処理体制を確保する必要があります。このため、基幹的設備機能回復工事期間中における非常時のバックアップ体制として、箕面市及び茨木市と一般廃棄物処理に関する支援協定を締結します。

### (2) 実施内容

本事業は、基幹的設備機能回復工事期間中における非常時対応として、一般廃棄物収集運搬許可業者が、やむを得ず市外施設で事業系一般廃棄物を処理する場合に、本来、本市施設で処理した場合に事業者が負担すべき処分費と、箕面市又は茨木市で処理した場合に生じる処分費との差額について、本市が補助するものです。

なお、本市処分費との差額が小さい箕面市を第一優先処分先とし、路面凍結や事故等により搬入できない場合は茨木市に搬入することとします。

### (3) 補助対象者

本補助金の対象者は、吹田市内で事業系一般廃棄物の収集運搬を行う、一般廃棄物収集運搬許可業者の10業者。

## 2 予算額

### (1) 歳出予算 2,400千円

（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥焼却処理費

（大事業）ごみ処理事業（小事業）資源循環エネルギーセンター管理事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	2,400	箕面市で処理した場合の処理単価と、本市施設で処理した場合の処理単価との差額（125円／10kg - 105円／10kg）を基に、年間最大1,200tの処理量を想定

(1)

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）3月	箕面市、茨木市との支援協定締結 一般廃棄物収集運搬許可業者との確認書締結
令和8年（2026年）4月	補助制度運用開始

## 商工振興事業における中小企業デジタル化促進補助金の創設に伴う拡充について

### 1 事業の内容

#### (1) 概要

専門家の支援を受け、デジタル化に取り組む市内中小企業者に対して経費の一部を補助する「中小企業デジタル化促進補助金」を創設し、事業者の生産性向上や事業継続力強化による持続的な成長を支援するものです。

#### (2) 補助対象者

市内に主たる事業所を有し、市町村民税の滞納がないなどの対象要件を満たす中小企業者

#### (3) 補助対象事業

専門家の支援を受けて、市内事業所内においてデジタル化を行う事業

#### (4) 補助対象経費

補助対象事業の実施に要するソフトウェアの購入費用、システム構築に係る外部委託費用、一定期間分を限度とするクラウド利用料及び機器購入費用などの経費

#### (5) 補助金額等

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

### 2 予算額

歳出予算 2,000千円

（款）商工費（項）商工費（目）商工振興費

（大事業）商工振興事業（小事業）商工振興事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	2,000	中小企業デジタル化促進補助金

### 3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	交付申請受付開始
---------------	----------



商工振興事業における中小企業ホームページ等作成事業補助金の見直しに伴う  
拡充について

1 事業の内容

(1) 概要

市内中小企業者が行うホームページや動画作成に要する費用の一部を補助する「中小企業ホームページ等作成事業補助金」の対象事業範囲を拡充し、事業者が取り組む販路開拓を幅広く支援するものです。

(2) 補助対象者

市内に主たる事業所を有し、市町村民税の滞納がないなどの対象要件を満たす中小企業者

(3) 補助対象事業

販路開拓を目的として、市の登録を受けた作成事業者に委託することにより実施する次のいずれかの事業

- ア ホームページ作成事業（追加作成を含む。）
- イ ホームページ改修事業
- ウ P R 動画作成事業
- エ S N S ブランディング事業

(4) 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する費用のうち、作成事業者に支払う委託費

(5) 補助金額

補助対象事業	補助上限額	補助率
ホームページ作成事業（追加作成を含む。）	20万円	
ホームページ改修事業		2分の1以内
P R 動画作成事業	15万円	
S N S ブランディング事業		

#### (6) 見直しの内容

- ア 事業者のニーズに応じて柔軟に活用できるよう、高機能ホームページの要件を廃止する。
- イ SNSなどを活用した新たなWEB戦略への支援として、SNSプランディング事業を補助対象に追加する。
- ウ 交付実績等を踏まえ、PR動画作成事業の補助上限額を見直す。

#### 2 予算額

歳出予算 6,000 千円

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

(大事業) 商工振興事業 (小事業) 商工振興事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	6,000	中小企業WEBデザイン活用事業 補助金

#### 3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	交付申請受付開始
---------------	----------

## 商工振興事業における中小企業人材育成支援補助金の見直しに伴う拡充について

### 1 事業の内容

#### (1) 概要

人材育成を目的とした研修受講費の一部を補助する「中小企業人材育成支援補助金」について、慢性的な人材不足の中にある中小企業者がより活用しやすい制度に見直すため、実践的な知識及び技能を身に付ける研修を補助対象に追加し、事業者の持続的な成長を支援するものです。

#### (2) 補助対象者

市内に主たる事業所を有し、市町村民税の滞納がないなどの対象要件を満たす中小企業者

#### (3) 補助対象経費

ア 次の機関が実施する研修の受講費及びそれに伴い必要となる教材の購入費

(ア) (独)中小企業基盤整備機構

(イ) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

※ 在職者向け研修に限る。

(ウ) 商工会議所及び商工会

(エ) 大阪府立高等職業技術専門校

※ 在職者訓練に限る。

イ 補助対象者が企画・実施する研修に係る講師派遣料

ただし、アの機関に講師派遣を依頼したものに限る。

ウ 市が指定する資格の取得に必要な講習の受講費

#### (4) 補助金額等

補助対象経費の2分の1以内（上限5万円）

#### (5) 拡充の内容

補助対象となる研修に、大阪府立高等職業技術専門校が実施する在職者訓練を追加する。

## 2 予算額

歳出予算 500 千円

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

(大事業) 商工振興事業 (小事業) 商工振興事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	500	中小企業人材育成支援補助金

## 3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	交付申請受付開始
---------------	----------

商店街等支援事業における商工業団体事業活動促進補助金の見直しに伴う  
拡充について

1 事業の内容

(1) 概要

市内商工業団体が実施する事業活動の活性化を図るため、調査研究や催物、広告媒体等の作成など、取り組みに要する費用の一部を補助しています。

商工業団体による集客力及び知名度の向上に資する取組について、その効果を高める観点から補助対象事業及び補助対象経費の見直しを行い、もって商工業団体のさらなる活性化を図るものです。

(2) 補助対象事業

ア 商工業団体が実施する調査研究及び研修事業

委託料、講師謝礼金、アルバイト賃金等

イ 商工業団体が実施する催物事業

委託料、広告宣伝費、会場費等

ウ 商工業団体が実施する域内商業の魅力発信、集客力及び知名度の向上を図る広報媒体の作成及びその活用事業

委託料、出演料、アルバイト賃金等

(3) 補助率及び補助上限額

補助対象経費の2分の1以内（1事業につき年度上限20万円）

(4) 見直しの内容

ア 催物事業について、域内消費の拡大につながる取組を補助対象に追加する。

イ SNS等を活用した新たなWEB戦略への支援として、SNSプランディング事業を補助対象に追加する。

ウ 販路拡大等のためオリジナルデザインの作成費用について、交付実績等を踏まえ廃止する。

## 2 予算額

歳出予算 4,993 千円

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

(大事業) 商工振興事業 (小事業) 商店街等支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等	
負担金、補助及び交付金	4,993	拡充分	2,100 千円

## 3 今後の予定

令和8年（2026年）4月	商工業団体への周知、申請受付開始
---------------	------------------